

を刺戟するが如きは、これである。

支那事變に依る戦費の膨脹は、軍需品の需要の増大に基づくものであるから、おのづから國防に關係する産業即ち軍需産業における生産力の擴充を要求し且結果する。わが國は、この戦争に必ず勝たなければならないから、國內における物資と資金との使用は、皆この目標に向つて、最も效果的に調整せられなければならない。かくて、不急・不要な事業への物資と資金との吸収は、できるだけこれを避け、そしてできるだけ多くの物資と資金とは、軍需産業の生産力を擴充することに振向けられなければならない。昭和十二年九月、實施せられた臨時資金調整法は、即ちこの必要に應ずるための立法である。これに依れば、(一)金融機關及び證券業者が、事業設備の新設・擴張・改良のために要する資金を貸付け、有價證券(公債・株式を除く)の應募・引受・もしくは募集の取扱ひを爲す場合には、政府の許可を要し、(二)會社の新設・増資・合併・もしくは目的の變更は、いづれも政府の認可を受けなければその効力がなく、(三)會社が、第二回以後の拂込徴收、自己資金に依る一定限度以上の事業設備の新設・擴張・改良、及び社債の自己募集を行ふ場合には、政府の許可を要し、(四)個人や財團法人・社団法人が、自己の資金によつて、事業設備の新設・擴張・改良を行ふ場合にも、政府の許可を要すること爲つて居る。(一)の規定は、金融機關の方面からの資金の統制であり、(二)乃至(四)の規定は、事業そのものの方面からの資金の統制である。

尙、政府は、臨時資金調整法に依る外に、一般國民に貯蓄を奨励することに依つて、國內資金の使用の調節を圖つて居る。ただし、貯蓄は、一般國民の手許にある資金が不要・不急の用途に費消せられることを阻止して、これを金融機關に吸収し、そしてこの金融機關を通じてそれを軍需産業における生産力の擴充に振向けられるための最も有效且適切な手段であるからである。貯蓄は、既に述べたやうに、物價對策の一として行はれ得るものであるが、しかし、これとともに、又金融對策の一としても、極めて重要であるといはなければならない。政府は、かくて、從來、右の對策に依つて、國內資金の整調を圖つて來たが、時局の進展に伴ひ、資金の調整を更に強化する必要がある。昭和十四年四月一日、國家總動員法第十一條に基づいて「會社利益配當及資金融通令」を公布し、更に積極的に軍需産業への資金の強制融通の途を開いた。即ち、これに依れば、大藏大臣は、時局に緊要な産業資金を圓滑ならしめるために、資金融通審査委員會の議を経て、日本興業銀行に對して、資金の融通又は有價證券の應募・引受・もしくは買入を命ずることができるから、軍需産業における生産力擴充のためにする資金の調整は、一段と強化せられたといはなければならない。

第六章 財 政

一 わが國の財政

國家・地方團體・會社・組合・個人のいづれであるとするそれらの總體であるを問はず、一定の者が、その目的を實現するに必要な財力即ち資金その他を有効に獲得し、且これを適當に經理することは、これを廣い意味において財政と稱する。

廣い意味における財政は、かくて、資金その他の獲得及び經理を實質とする。しかるに、いはゆる資金その他の有效な獲得及びその適當な經理の中には、もちろん、財貨の生産・消費などの經濟的活動が含まれる。そこで、財政は、經濟と緊密な關係に立つ。けれども、經濟は、財貨の生産・消費などの過程を意義するが、財政は、たとひこの過程を含むとしても、これを本質としない。そこで財政は、決して經濟と同一ではない。

財政は、經濟と等しく、一種の行爲現象であるが、この現象は、通常、一定の者即ち主體への關聯において考へられる。この主體は、經濟の場合におけると等しく、或は個別主體即ち例へば國家・地方團體・會社・

組合・個人などの個々の者であることがあり、又或は總體主體即ちこれらの個別主體の總體の者であることがある。總體主體の經濟に、國民經濟があるやうに、總體主體の財政に、國の財政がある。

財政は、經濟と緊密な關係に立つから、國の財政も、亦國民經濟と緊密な關係に立つ。國民經濟は、國家領土の範圍における種々な主體の經濟の競合に依つて成る一團の經濟であるが、これと同様に、國の財政の中にも、例へば、個人の財政とか、會社の財政とか、組合の財政とか、國家の財政とか、地方團體の財政とか、種々な主體の財政が、渾然として融合する。その中で特に重大なのは、もちろん、公的使命を擔ひ、そしてそれ故に權力的活動を爲す公共團體の財政である。公共團體の財政とは、國家・地方團體などの財政をいふ。公共團體の財政は、これを狭い意味において財政といふ。

公共團體の財政を具體的に列擧すれば、その中には、國家の財政・府縣の財政・市町村の財政などが數へられる。

國家の財政は、通常、中央財政といはれ、そして府縣及び市町村の財政は、地方財政といはれる。

國民經濟と國家經濟とが、混同せられてはいけなと同様に、國の財政と國家の財政とは、區別して考へられなければならない。國家の財政は、公共團體としての國家の營む財政であるが、これに反して、國の財政は、この國家の財政を初めとして、地方團體の財政や、會社の財政や、組合の財政や、個人の財政などを悉く綜合した財政である。換言すれば、國家の領土内にあるすべての人類の、その領土の上において營むすべての財政が互に相競合して、一の綜合的現象を呈し、それが國の財政と爲るのである。兩者は、決して同一ではない。國の財政の中で、地方財政よりも、中央財政が指導的な役割を爲すことは、もとよりいふまでもない。

中央財政即ち國家の財政は、國家がその任務を遂げるに必要な財力を有効に獲得し、且これを適當に經理するもので、國民經濟に對して巨大な意義を有つから、人々は、これをもつて國の財政を代表せしめることを通常とする。

國におけるすべての財政は、もとより國民經濟と緊密な關係に立つが、なかんづく國家の財政は、國民經濟の全體に基礎を置くから、これに對して殊に重大な意義を有する。國家の財政が、國民經濟との關係を無視して膨脹するときには、國民の生活を壓迫し、産業の發達を阻止する結果を生ずるが、財政の伸縮がその宜しきを得るときには、國民經濟の發達に極めて良好な結果を與へる。人々は、かくて、國家の財政をもつて國の財政を代表せしめることを通常とする。

一般に公共團體はさうであるが、なかんづく國家は、公的使命を認められ、廣くいへば人類全般の、狭くいつても國民全般の、生々發達の目的のために存在するものであるから、その存在がかくの如き目的のために認められて居らない者、即ち例へば會社・組合・個人などの私人とは、その財政の方法を別にして居る。(一)國家の財政計畫は、永續的な効果を顧慮して廣汎な方面に亘つて立てられるが、私人の財政は、決してかくの如くであり得ない。これは、もちろん國家が、私人とは異なつて、永遠性を有することにも由來する。(二)國家の財政では、先づ支出を定めて、そしてその收入の途を講ずるが、私人の財政では、入るを計つて出づるを制することを原則とする。これは、國家が公的使命を認められて存在するものである以上、當然の結果である。(三)國家の財政では、收支の均衡を圖ることを原則とし、必ずしも巨額の資金

を貯蓄することを目的としないが、私人の財政では、營利經濟の原則に依つて支配せられるから、なるべく支出を少くして、収入の幾分を貯蓄することが主眼とせられる。(四)國家の財政では、恰も國家が公的使命を有つ關係上、その収入は、例へば租稅收入の如くに、強制的に且無償で徴收せられることも認められて居るが、私人の財政では、その収入は、例へば生産・交換・賣買・贈與・相續などの方法に依つてのみ得られ、強制的に且無償で徴收せられることを許されない。(五)もちろん、國家の財政でも、私人の財政の場合と等しく、その収入を、或給付に對する報償その他に求めることもないではないが、これは、例外であり、且その場合にも、權力的活動の介入が、しばしば認められる。

かくの如く、國家の財政と私人の財政とは、その方法において異なるが、しかし、國家の財政においても、最少の勞費をもつて最大の効果を收める經濟的の原則に従ふべきこと、及び支出の結果をできるだけ財源の培養に適應せしめるために經濟的方法を盡すことなどに至つては、私人の財政におけると、もとより、多く異なるところが無い。

國家は、その財政主體たる資格において、しばしば、國庫と稱せられる。國庫は、その支出・収入即ち出納のために、一定の機關を必要とする。わが國においては、國庫金出納の事務は、日本銀行がこれを取扱ふことに爲つて居る。

國家の財政は、あらゆる主體の財政におけると同様に、財力の有效な獲得に出發する。國家の財力獲得の

途は、その時代時代及びその場所場所における社會經濟的關係に依存し、且これとともに分化・發展する。國家の財政において、古くは、官有地・御料地からの収入が、主な財源であつたが、後、鑛山特權・狩獵特權・交通特權・企業特權などからの収入が、主な財源と爲り、更にその後、租稅を主たる財源とする時代が、長く續いて今日にまで及んだ。けれども、今日では、租稅の外に、官業殊に專賣も、漸く主たる財源を爲し、殊に世界大戰以後は、公債も、主な財源とせられるやうになり、財政形態は、世界のいつこの國家においても、數十年前とは、著しくその趣を異にして居る。かくて、今日、わが國においては、國家の財力の獲得は、租稅及び專賣を含む官業收入に依るを原則とし、公債・官有財産收入・官有物拂下代・手数料・使用料などの雜收入をもつてその不足を補充して居る。但し、支那事變の勃發以來、國家の財力の獲得は、公債に依るを原則とし、租稅・專賣その他をもつてこれを補充して居るが、これは、非常時局に處するための非常方法で、もとより、例外である。

國家は、國民全般の生々發達の實現を意圖するものであるから、その財力を獲得するに當つて、もちろん、國民經濟上の影響・社會政策上の意義などを顧慮する。なかんづく租稅・專賣・公債などに依る財力の獲得の場合には、殊にさうである。公債が強制せられる場合にもさうであるが、しかし、主として租稅及び專賣の場合において、國家は、一度、その獲得の割當を決定したときには、その割當てられた獲得を確實にするために、種々の權力的活動を爲す。租稅の賦課徴收のための監察・強制執行・及び財政罰は、その最

も顯著なものである。

國家は、かくて、有効にその財力を獲得しなければならぬが、又これと同時に、その獲得せられた財力を適當に經理しなければならぬ。わが國においては、國家は、その財力の經理のために、收入及び支出の管理即ち會計を嚴正にする種々の手段を採つて居る。收入及び支出の雙方に亘つて命令機關と執行機關とを分離・獨立せしめ、決算を會計検査院の檢案に附するが如きは、その事例である。

國家の財政は、府縣及び市町村の財政と等しく、毎年四月一日に初まつて翌年三月三十一日に終るところの、會計年度に依る豫算に従つて行はれ、そして一般會計と特別會計とから成立する。一般會計は、國家の財政の根幹を爲すものであるから、もとより唯一であるが、特別會計は、一般會計から分離して收入及び支出の計算を行ふもので、外地・鐵道・大學・簡易生命保險などに關して、三十餘の特別會計が存する。一般會計の豫算を總豫算といひ、特別會計の豫算を特別豫算といふ。

國家の財政は、時代と場所とに従ふ社會經濟的關係に依存するものであるから、それは、もちろん、國民經濟の發展とともに必然的に膨脹しなければならぬ。わが國においては、帝國議會開設の當時の歳出豫算は、八千萬圓に充たなかつたが、明治二十七年八年戦役の後、急激に増加して二億圓以上と爲り、日露戦後には、更に膨脹して五億圓に達し、そして明治四十年には、六億圓を超過した。後、歳出豫算は、一時五億圓臺に縮小したが、世界大戦直後の大正七・八年に至つて、大戦中の好景氣の影響もあつて十億圓を突破し、滿洲事變の前年の昭和五年には、十五億圓を超過したが、その後、更に廣義國防の必要が認識せられ、支那事變の勃發した昭和十二年には、未だ事變の發生以前の豫算であつたに拘らず、二十三億圓以上を算した。歳出豫算は、支那事變の進展するにつれて次第に増加の傾向を示し、昭和十四

一般會計歳入歳出年別 (單位千圓)

年 度	歳 入	歳 出
第一期決算	三三、〇八九	三〇、五〇五
明治 〇〇	五二、三三八	四八、四二八
〇一	八八、一六一	七九、四五二
〇二	二二六、二九〇	二二三、六七八
〇三	八五七、〇八三	六〇二、四〇〇
〇四	六八七、三九二	五九三、五九六
大正 〇五	二、〇六五、七一	一、四八九、八五五
〇六	二、〇五六、三六一	一、五七八、八二六
〇七	二、〇六二、七五五	一、七六五、七二三
〇八	二、〇〇五、六九一	一、八一四、八五五
〇九	一、八二六、四四四	一、七三六、三一七
一〇	一、五九六、九七二	一、五五七、八六三
一一	一、五三一、〇八二	一、四七六、八七五
一二	二、〇四五、二七五	一、九五〇、一四〇
一三	二、三三一、七五九	二、二五四、六六〇
一四	二、二四六、九八一	二、一六三、〇〇二
一五	二、二五九、三二一	二、二〇六、四七七
一六	二、三七一、〇九八	二、二八二、一七五
一七	二、九一四、四七〇	二、七〇九、一五七
一八	三、五二二、三六〇	三、五五〇、八二八
一九	四、八〇四、五四三	四、八〇四、五四三
昭和 〇〇		
〇一		
〇二		
〇三		
〇四		
〇五		
〇六		
〇七		
〇八		
〇九		
一〇		
一一		
一二		
一三		
一四		
一五		
一六		
一七		
一八		
一九		
二〇		
二一		
二二		
二三		
二四		
二五		
二六		
二七		
二八		
二九		
三〇		
三一		
三二		
三三		
三四		
三五		
三六		
三七		
三八		
三九		
四〇		
四一		
四二		
四三		
四四		
四五		
四六		
四七		
四八		
四九		
五〇		
五一		
五二		
五三		
五四		
五五		
五六		
五七		
五八		
五九		
六〇		
六一		
六二		
六三		
六四		
六五		
六六		
六七		
六八		
六九		
七〇		
七一		
七二		
七三		
七四		
七五		
七六		
七七		
七八		
七九		
八〇		
八一		
八二		
八三		
八四		
八五		
八六		
八七		
八八		
八九		
九〇		
九一		
九二		
九三		
九四		
九五		
九六		
九七		
九八		
九九		
一〇〇		

備考 本表中第一期は慶應三年十二月より明治元年十二月迄。昭和十三年度豫算は第七十四議會の最終追加豫算まで含み、同十四年度豫算は第七十四議會協賛の本豫算及び追加豫算の合計。

二 豫算と決算

年度の一般會計における歳出豫算は、四十八億圓を突破し、これに臨時軍事費を加へると、實に八十八億圓以上と爲つたが、昭和十五年には、更にその多きを加へて居る。國家の財政の膨脹は、それが國民經濟の實力に相應するものである限り、もとより決して憂へるに足らないが、しかし、これに依つて國民經濟を壓迫するに至れば、人々をして自ら生々發達を遂げる氣力を喪はしめるから、國家の安危の分れる非常時局の場合にも、通常、それを壓迫することがないやうに、多大の注意が拂はれて居る。

二 豫算と決算

國家の豫算は、國家の一會計年度における收入・支出、即ち歳入・歳出の見積りであるから、それ自身、決して國法でないが、しかし、それは、國法の力に依つて、直接もしくは間接に國家機關の財政行爲を羈束する結果を齎すものである。政府は、毎年、翌年度の豫算を編成して、

これを帝國議會に提出し、その協贊を経た後、天皇の裁可を仰ぐ。この手續の完了に依つて、豫算案は、豫算と爲る。

豫算案は、先づ衆議院において議せられ(衆議院の豫算先議權)、次いで貴族院において議せられる。豫算案は、政府の施政方針を具體化したものであるから、兩院においては、その費途・所要金額・財源などについて審議を重ね、國家目的の達成を誤らしめないことを期する。

豫算案において、特別の必要があるときには、政府は、一定支出をば豫め年限を定めて繼續費として帝國議會の協贊を求め得るべく、又避けられ得ない豫算の不足を補ひ、及び豫算外に生じた必要の費用に充てるために、豫備費を設けるべきである。必要で避けられ得ない經費及び法律もしくは契約に基づく經費に不足を生じた場合には、政府は、追加豫算を提出することを得る。衆議院の解散その他の事由に依り、帝國議會において

昭和十四年度		十三年度	
入	歳	入	歳
合 計	經常費	合 計	經常費
公債金	二、三七八、〇三八	公債金	二、二〇六、四〇九
剩餘金	二、四二六、五〇五	剩餘金	一、三一五、九五〇
公債金	六、一四、六一二	公債金	三〇七、八八八
剩餘金	一、七二七、七三二	剩餘金	一、〇〇八、〇六二
合 計	八四、一六〇	合 計	三、五二二、三六〇
出	歳	出	歳
合 計	經常費	合 計	經常費
臨時費	二、〇七八、一五一	臨時費	一、七九八、三九四
臨時費	二、七二六、三九二	臨時費	一、七五二、四三三
合 計	四、八〇四、五四三	合 計	三、五五〇、八二七

臨時軍事費(會計年度ナシ)
(單位百萬圓)

豫算現額	財 源	
	公 債	其 他
豫備金支出	一〇	一〇六
七一議會	五二七	四二二
七二議會	二、〇二二	二、〇二二
七三議會	四、八五〇	四、四五三
七四議會	四、六〇五	三、九二四
計	一一、九九五	一〇、八一二

目などに分けて居る。支出には、各項の金額を流用することが許されなす。

豫算が成立すれば、次の一會計年度の支出は、この豫算に依る。豫算の執行が終了すれば、政府は、決算を作り、これを會計検査院に廻付し、その検査確定を経た後、該豫算の執行年度の次年度において、帝國議會の審査を受ける。いはゆる決算は、豫算實行の成績に外ならない。

二 豫算と決算

豫算を議決せず、もしくは豫算が成立しなすときは、前年度の豫算を施行する。

豫備費は、第一豫備金と第二豫備金とに分けられる。前者は、避けられ得ない豫算の不足を補ふものであり、そして後者は、豫算外に生じた必要の費用に充てられるものである。

豫算は、これを歳入豫算と歳出豫算との二に大別し、そしてそのおのものを經常部・臨時部の二部に分ち、更にその各部を各別に款・項・

一般會計歳出	四、八〇四、五四三、五二七
臨時軍事費分	四、六〇五、〇〇〇、〇〇〇
計	九、四〇九、五四三、五二七
一般會計より	五三五、一八六、八六三
軍事費繰入分	八、八七四、三五六、六四四
差引通計額	

一般會計歳入豫算細別表 (昭和十四年度) (單位千圓)

部	常	經
租	稅	一、七四五、九三七
印	紙 收 入	九〇、七三二
官	業及官有財産收入	三七一、九七七
通	信事業特別會計納付金	八一、五〇〇
日	本銀行納付金	一五、六七六
雜	收 入	六五、二八七
教	育改善及農村振興	六、九二六
基	金特別會計より繰入	二、三七八、〇三八
合	計	
官	有物拂下代	七、二九二
雜	收 入	六七、九四六
公	共團體工事費納付金	七、二八八
公	共團體工事費分擔金	九、〇四九
特	別會計資金繰入	七、九五五
保	險會社納付金	三、三五二
輸	出補償收入	一、六七五

議會は、提出せられた歳入・歳出の決算について、豫算實行の適法に行はれたか否か、及び決算が正當であるか否かを審議して、その監督の責任を明らかにしなければならぬ。決算は、出納を挾んで豫算と對立するから、豫算と同様に、總決算と特別會計決算との二種類に分たれ、且豫算と同様に、歳出・歳入、經常部・臨時部、及び各省別の款・項・目の區別を立てる。

豫算及び決算の形式は、かくて、歳出及び歳入の區別をその基礎とする。

國家の歳出は、國家の機能を標準として、これを皇室費・憲法費・國防費・裁判警察費・福利費・教育費・財務費・公債費などに分つことができる。わが國においては、平時においても、これらの經費の中で最も多くを占めるものは、國防費であり、そして近年、起債の額が漸く巨大と爲るに伴ひ、公債費も、亦著しく増加したが、これらは、支那事變の開始以來、ますますその額を加へて居る。國家の歳出は又、他の標準に従つて、これを人件費と物件費とに分ち、又はこれを施政費と經理費とに分けることができる。人件費は、人の勤務に對して支拂はれる經費であり、そして物件費は、必要とする物についての經費であり、又施政費とは、直接に國家目的を實現するための經費をいひ、そして經理費とは、直接には財政の必要のために支出せられる經費をいふ。國家の歳入も、種々な標準に依つて種々に

部	時	
輸	出資金前貸補償收入	三、七二八
滿	洲國國防費分擔金	二九七、三二二
臨	時利得稅	一、七二七、七三二
公	債 金	八四、一六〇
前	年度剩餘金繰入	六、七〇〇
特	別會計一般財源繰入	四三、一四八
利	益 配 當 稅	二、〇〇六
公	債及社債利子稅	九、二四三
通	行 稅	八、一一四
入	場 稅	一〇五、一七七
物	品 稅	一、六一四
建	築 稅	三二、九六六
遊	興 飲 食 稅	二、四二六、五〇五
合	計	四、八〇四、五四三
歲	入 總 計	
備	考 百萬圓未満の「款」は省略	

分たれる。租稅の如くに、國家が人民から強制的に徴收するものは、これを公經濟的收入といひ、專賣・官業

収入・官有財産収入の如くに、國家が私人と對等の地位に立つて收得するものは、これを私經濟的収入といひ、更に手数料・使用料などの如くに、半ば國家の強制に基づき、そして半ば私人の合意に基づいて獲得せられる収入は、これを混性的収入といふこともある。國家の收入の中で、代表的なものは、もとより租税であるが、(だから、今日の國家は、租税國家といはれる)近時、專賣を含む官業収入をもつてこれを補ひ、時に公債をもつてこれに代らしめることが、世界的に趨勢を爲して居ることは、既に右にこれをいうた。わが國において、租税の中で最も多いのは、酒税であり、次は所得税であり、關稅・砂糖消費稅・地租・營業收益稅などは、これに次ぐ。又官業では、郵便・電信・電話の收入があり、鐵道收入があり、及び殊に專賣收入があり、更に官有財産からの收入では、森林收入が、最も多い。

豫算及び決算のいづれの場合でも、國家の歳出及び歳入が、それぞれ經常費と臨時費と、及び經常收入と臨時收入とに分たれることは、既に前にこれをいうた。官吏の俸給・陸海軍の維持費・教育費などは、經常費であり、これに反して、鐵道敷設費・學校建設費などは、臨時費である。同様に、租税・手数料などは、經常收入であり、これに反して、公債・一時借入金・官有物拂下に依る收得金などは、臨時收入である。經常費には、經常收入を充當し、臨時費は、臨時收入をもつてこれを支辨することは、財政上の原則である。この原則は、財政を健全且適正ならしめるために、遵はれなければならぬ。

國家の歳出及び歳入は、互に均衡を得て、相適合するやうに計畫せられて居るが、しかし、現實には、

一般會計歳出豫算細別表 (昭和十四年度)
(單位:千圓)

科 目	經常部	臨時部
皇室費	四、五〇〇	
外務省費	二〇、九六〇	三六、九八八
内務省費	四八、三五八	二八二、九八七
大藏省費	九二八、三二九	六七一、五九六
陸軍省費	二一五、三三七	七八五、〇六五
海軍省費	二九二、七二六	五四三、〇二五
司法省費	四八、七六四	四、二六七
文部省費	一四三、一七三	二一、七八八
農林省費	四四、七〇九	一一九、二三〇
商工省費	八、三七七	九〇、三二五
逓信省費	二四一、六九四	六八、九九五
拓務省費	二、七〇三	四四、七〇九
厚生省費	七八、五一六	五六、四一四
計	二、〇七八、一五一	二、七二六、三九二
歳出總計	四、八〇四、五四三	

常に必ず多少の齟齬を生ずる。その際、國庫に剩餘金が多くなることにも、この剩餘金が豫算に計上せられないために、弊害を生ずることがあるが、しかし、國庫に收入が不足するときは、現實に國家任務の遂行が困難となるから、その悪害は、一層大である。だから、財政技術上、一般に歳出豫算は、幾分多く、そして歳入豫算は、幾分少く見積られるを通常とする。

三 租 税

租税とは、國家もしくは地方團體が、財力調達の下に、一般統治權に基づき、人民から無償で徴収する財物殊に金錢をいふ。租税には、だから、國庫の收納する國税の外に、府縣・市町村の收納する地方税、即ち府縣税及び市町村税があるが、ここで租税といふのは、只單に國税のみを指して居る。

國家が人々から租税を徴収し、そして人々がこれを當然として居るのは、國家が、國民全般延いては人類全般の生々發達を實現することを使命とするからである。けれども、租税を納めることは、兵役に就く義務とともに、人々の生活に重大な關係を有つものであるから、わが憲法は、これらの義務をば特に法律の定めるところに依つて始めて認められるものと爲した外に、新たに租税を課し及び税率を變更するには、法律をもつてこれを定めることと爲し、かくて、租税に關しては、國民を代表する帝國議會の協贊を経るべき趣旨を明定して居る。但し、租税を納める義務即ち納税の義務は、わが國においては、兵役の義務と異なり、國民のみならず、わが國在住の外國人も、亦これを有し、個人のみに限らず、株式會社などの如き團體も、亦これを有して居るが、かくの如きは、租税の使途に徴して、もとより當然である。

租税は、國民全般もしくは人類全般の生々發達を遂げる目的の下に、國家に依つて徴收せられるものであるから、その賦課も、亦おのづからこの目的の制約を受ける。(一)先づ租税は、人々の擔税能力に應じ

て、或は累進税率を適用し、或は免税點を高くし、貧富の懸隔を緩和するやうに賦課せられなければならない。これを、租税の社會政策的原則と稱する。(二)次に租税は、苛斂誅求に陥らず、且税源を枯渴せしめないやうに、なるべく人々の所得の一部を徴収するに止めるやうに賦課せられなければならない。これを、租税の國民經濟的原則と名づける。(三)更に租税は、その税源が確實且豊富で、經費の膨脹に適應する弾力性を有し、又その徵税の方法が簡單で、しかも徵税費の少いものに賦課せられなければならない。これを、租税の財政技術的原則と稱する。

租税は、その税源の何であるかに従つて、所得税・財産税・流通税・及び消費税に區別せられる。所得税は、直接に人々の收得に、財産税は、人々の財産を有つ事實に、流通税は、財産的價値の移轉に、そして消費税は、財貨もしくは金錢の使用及び消費に、それぞれ著目してこれを賦課するものである。所得税に、地租・所得税・營業税・法人税・配當利子税・鑛區税・取引所特別税などがあり、流通税に、相續税・取引所取引税・印紙税・登録税・兌換銀行券發行税・噸税などがあり、そして消費税に、酒税・清涼飲料税・關稅・織物消費税・砂糖消費税・揮發油税・骨牌税・入場税・物品税などがある。嚴格な意味における財産税は、わが國においては、未だ課せられて居らなす。

租税は、又その負擔が直接であるか間接であるかに従つて、直接税と間接税とに分たれる。直接税は、納税義務者と擔税指定者が同一人である租税で、例へば、地租・所得税・營業税・法人税・配當利子税・鑛區

國税一覽(單位千圓)

	昭和八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年
所得稅	一五九、七〇六	一九六、三八一	二二七、三三九	二七六、五五五	四七八、四八八	六四八、六八〇	八〇二、六八六
地租	五八、一三七	五七、六四六	五八、〇四二	五八、五九二	五八、四五五	五〇、三六〇	四八、二三四
營業收益稅	四〇、三八六	四八、六四七	五七、一三三	七三、二三一	九一、二六〇	九〇、四七八	一一二、九六八
資本利子稅	一四、六三四	一四、八七二	一五、〇四八	一五、〇三三	二七、二九八	三三、一二九	四二、三七八
法人資本稅						二二、六〇〇	二七、四九二
相續稅	二五、五九四	二七、一七二	三〇、二五五	三一、七九〇	三五、八五二	三六、〇一五	四九、四〇一
鑛業稅	三、五五七		四、六三三	五、二九一	七、四四五	八、二三九	八、八〇八
兌換銀行券發行稅					一〇、四		
外貨債特別稅					二、七七四	二、七一四	二、六五〇
酒稅	二〇八、八六五	二一八、四三四	二〇九、三二七	二二〇、〇九九	二四一、四六〇	二六九、五〇〇	二五四、七六七
清涼飲料稅	三、二〇八	三、四八四	三、五八〇	四、二一九	四、七三五	四、九一七	七、〇六七
砂糖消費稅	七二、五二二	七四、九六七	八四、八一七	八六、七八一	九五、二二九	一三六、六四五	一二七、三五六
織物消費稅	二九、四四〇	三五、六九六	四〇、九二二	四二、五五七	三八、九四〇	三五、一九二	四三、二二二
揮發油稅					一七、三三四	一六、一五七	一一、七三三
取引所稅	一六、二四〇	一四、五四七	一四、七三二	一五、八四四	三〇、一〇二	三九、二五六	二七、一三四
有價證券移轉稅					二、八五四	三、四二四	二、三六九
關稅	一一三、九六二	一四四、四三三	一五一、二六五	一七四、一二九	一八四、九六三	一七五、八二五	一七五、一九五
噸稅	二、二九九	二、六四九	二、七九七	二、九四七	二、七六七	三、〇〇九	二、四六八
營業稅	七四八、五六六	八四三、一八三	八九九、八九九	〇〇七、〇八〇	一、三二九	四一三、五七七	一四一、七四五
計	七四八、五六六	八四三、一八三	八九九、八九九	〇〇七、〇八〇	一、三二九	四一三、五七七	一四一、七四五

備考 昭和十二年度までは決算、十三年度以降は豫算。

税・相續税などは、これに屬する。これに反して、間接税は、納税義務者と擔税指定者とが、別人である租税で、例へば、酒税・清涼飲料税・關稅・通行税・織物消費稅・砂糖消費稅・入場稅・物品稅・遊興飲食稅などの如きは、これに屬する。

租税の種類及び名稱は、各國に依つて異なり、且時代に依つて異なる。わが國において現行制規上認められて居る租税の主なものを舉げれば、左の如くである。

- (一) 地租は、島・山林・宅地などの收益に對して課するもので、わが國においては、從來、法定地價に依つて課税して居つたが、昭和六年制定の地租法に依つて、賃賃價格に比例して課税することに改められた。地租は、今日、營業稅及び家屋稅とともに、地方團體の獨立財源とせられて居るが、負擔の均衡を圖る上から、一部は國家がこれを徵收し、そしてこれをそのまま徵收道府縣に交付して居る。
- (二) 所得稅は、法定額以上の所得のある者の所得に對して課するもので、わ

年 度	稅 額	一人當
昭和元	七四、八五二	一、二、三二
二	七二、九〇五	一、一、三一
三	六二、一六三	九、五一
四	五九、〇四八	八、九〇
五	六三、一三一	九、三八
六	六九、六〇八	一〇、二〇
七	七七、八二九	一一、二三
八	八七、二四一	一二、四一

が國の制度においては、これに分類所得稅と綜合所得稅との二種が分たれる。分類所得稅は、課税客體たる所得をその性質に應じて勤勞所得・不動産所得・配當利子所得・事業所得・山林所得及び退職所得の六種に別け、それぞれの負擔力に應じて税率を異ならしめ、各種の所得の間に負擔の均衡を圖つて居る。綜合所得稅は、分類所得稅が所得の源泉に溯つて課せられるものであるに反して、個人の總所得について課せられるものであり、又分類所得稅が比例税率を用ひるに反して、累進税率を用ひ、所得の多寡に應ずる負擔の均衡を圖つて居る。

- (三) 法人税は、法人の各事業年度の所得・清算所得及び各事業年度の資本に課せられるもので、課税客體の種類に従つて、その税率を異にする。
- (四) 特別法人税は、産業組合・商業組合・工業組合・貿易組合及びこれらのもの各聯合會、もしくはこれらに準ずべき特別の法人に課せられるもので、負擔分任の精神と擔稅力とを前提して、支那事變中、時局に顧み、當分の中、應分の負擔を爲さしめるべく設定せられたものである。
- (五) 配當利子特別税は、利益の配當もしくは公社債の利子に、これを課するものである。分類所得税において利益配當に對して源泉課税が行はれるから、配當利子特別税は、その限りに對して、これと意圖的に重複せしめられて居る。
- (六) 外貨債特別税は、右と負擔の均衡を圖るために課せられるものである。
- (七) 相續税は、相續財産の移轉に際して、これを課するものである。相續財産の移轉、別言すれば、相續に依る財産取得は、本來、不勞取得であり、且負擔力を有するから、いづこの國でも高率であるを常として居るが、わが國においては、家族制度が存續して居る關係上、遺産相續の場合には重いが、家督相續の場合にやや軽い。尙、相續人に關しては、この税は、被相續人と親等が遠い者に對して重く、近い者に對して軽い。
- (八) 建築税は、不急と認められる種類の建築を選び、建築資材節約の意を含めて、これを課するものである。
- (九) 鑛區税は、試掘鑛區・採掘鑛區及び砂鑛區に對して、それらの區域の面積に應じ、それぞれの税率において、これを課するものである。

(一〇) 臨時利得税は、戰爭の影響などに依る増加利得に對して増徴し、負擔の均衡を計る趣旨において課せられるものである。

(一一) 營業税は、内地に本店・支店・その他の營業場を有する營利法人及び物品販賣業・金錢貸付業・製造業・運送業・印刷業などの個人營業に對して、これを課するもので、課税の目的は、地租の場合と等しく、地方團體の獨立財源として地方財政を強化することにあるが、しかし、地籍の整備や、課税標準の統一などの必要上、一部は國税として徴收し、これをそのまま徴收道府縣に還元的に交付して居る。家屋税も、これと同一の趣旨において課せられることと爲つて居るが、家屋賃賃價格調査の關係上、昭和十六年度までは地方税として

徴收せられる。課税客體は、住家・店舗・工場・倉庫・その他の建物である。

(一二) 取引所特別税は、株式組織の取引所の賣買手数料收入に對して課せられるものである。取引所には、會員組織のものも認められて居るが、これに對しては、この税は、課せられない。

(一三) 取引所取引税は、取引所において賣買取引を爲し、差金を授受する場合に課せられるもので、納税者は、取引所の取引員もしくは會員であるが、眞の負擔者は、取引委託者である。

(一四) 印紙税は、財産權の得喪・移轉を證明すべき證書もしくは帳簿を作成するに際して課せられるもので、普通、その證書もしくは帳簿に印紙を貼用し、そしてこれに消印するといふ方法において、これを納める。

(一五) 登録税は、財産權その他の權利の得喪・移轉を官廳備付の臺帳に登録する場合に課せられるもので、印紙の貼付及び消印に依つて、これを納めしめるのが原則である。

(一六) 兌換銀行券發行税は、兌換券を發行する特權を興へられて居る銀行が、兌換券を發行するに際して課せられるものである。

(一七) 噸税は、外國貿易に従事する船舶が、開港場に入港するに際して課せられるもので、その課税標準は、船舶の噸數もしくは石數である。

(一八) 關税は、外國からの輸入品に對して、これを課するもので、政府の收入を目的とする財政關税と、國內の産業を保護するための保護關税と、及び奢侈品などの輸入を禁じもしくは專賣の實を擧げるための禁止關税とがある。尙、關税には、この外に、他國が自國品に不當の關税を課した場合に、その反省を促すためにこれを課する報復關税が存する。

(一九) 酒税は、アルコール分一度以上の飲料即ち酒類に對して、これを課するもので、これに造石税と庫出税とがあり、税額は、實際上、國税中第一位を占め、わが國の租稅體系において、最も重大なものとせられて居る。いはゆる酒類は、清酒・合成清酒・濁酒・白酒・味淋・燒酎・麥酒・果實酒及び雜酒に分たれて居る。

(二〇) 清涼飲料税は、ラムネ・サイダーなどの如き炭酸瓦斯含有飲料に對して課せられるものである。

(二一) 揮發油税は、揮發油に對して課せられるもので、その課税趣旨は、戰爭目的の達成上、一般民需を抑制し、代用燃料の生産を促進

し、かねて、國庫の増収を計ることに存する。

(二二) 織物消費税は、綿麻織物以外の織物、換言すれば、絹織物・毛織物などの高級織物に對してこれを課する税である。但し、輸出織物や自家用織物は、この税から除外せられて居る。

(二三) 砂糖消費税は、國內に輸入・消費せられる砂糖・糖蜜などに對して、これを課するもので、色合・品質に依つて異なる税が課せられて居る。

(二四) 骨牌税は、國內において消費せられる骨牌に對して課せられる税である。

その他、物品税・遊興飲食税・通行税・入場税及び特別入場税・狩獵免許税などに關しては、これを措く。

納税の義務は、専制制度の下では、政府の専斷に依つて成立し、國民は、その義務の決定に參與しないが、立憲制度の下では、それは、憲法上、法律に依つて設定せられることとなつてゐるから、國民の代表者に依つて構成せられる議會の協賛を経て成立する。だから、立憲國たるわが國にあつては、租税にいかなるものが存し、且それがいかなる税率で課せられて居るかは、國民が自らこれを決定したものであるといはれ得る。のみならず、わが國においては、租税の賦課に關しては、稅務署の調査の外に、義務者の申告をも利用し、殊に國民に依つて選ばれた委員を含む委員會の調査をも參照し、又租税の徴収に關しては、天災・凶作などの非常特別の場合に、その減免の途をも講じ、且不服のある場合には、一旦納税の後に、訴願・行政訴訟に依つてその訂正を求める途をも與へ、更に一旦收納した租税の使途に關しては、會計検査院が決算を査閲することに依つてこれを監視する外に、帝國議會において國民の代表者たる議員が質問に依つてこれを審議することができる。だから、わが國においては、人々は、納税を回避しもしくは遅延するべき何らの理由をも有ら得ない。

租税は、國家が國民全般延いては人類全般の生々發達を遂げる目的上これを缺くことを得ないものであり、従つて、租税の徴収は、確實に保障せられなければならないから、法律は、納税の義務を紊る者に對しては、一定の制裁を加へることを定めて居る。納税義務者が期限内に納税を怠るときには、市町村長は、期日を定めて督促し、更に滞納すれば、その財産を差押へて公賣に附し、強制的に租税を徴収する。

四 官 業

政府が私企業主體と對等の地位において營む企業は、これを官業といひ、そしてその官業より生ずる収入は、これを官業収入といふ。官業には、純粹に行政上の目的の實現のために營まれるものもあり、直接には國家の存續及び自衛のために營まれるものもあり、更に主として収入を得る目的において營まれるものもあるが、中には又、これらの二もしくは三の目的を兼ねて營まれるものもあり、獨占的に營まれるものもあるが、又非獨占的に營まれるものもある。今日、わが國における官業には、交通・專賣・銀行・工業・山林・保險などに關するものがある。

(一) 交通業 鐵道・郵便・電信・電話などに關するものである。これらは、主として行政上の目的の實現のために營まれるものであるが、しかし、たとへば鐵道事業の如きものは、事實上、収入を得る目的にも合して居る。尙、鐵道の國營は、この外に、一旦緩急がある場

合に、軍事上の必要に應ずる目的をも有する。一般に交通業は、文化の進展・社會の發達に重大な意義を有するものであるから、全国的に統一せられる必要がある。殊にその中の通信業に至つては、一層さうである。全國的統一のためには、獨占到依るのが便利である。かくて、わが國においては、郵便・電信・電話は、獨占的官業であるが、しかし、鐵道は、非獨占的官業として存する。

(二) 專賣業 鹽・煙草・樟腦などの專賣は、これである。尙、この外に、朝鮮では、人參を、臺灣では、阿片をも專賣として居る。これ

官業及官有財産收入 (單位千圓)

	昭和十年度	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度
森林收入	四二、四三五	四六、六七六	四八、五六一	五四、八二九	七〇、八九八
專賣局益金	一九七、五六三	二一五、一六七	二三五、一〇四	二五四、〇五〇	二四一、〇三〇
配當金收入	二六、八九五	二九、五三七	二八、九五九	二九、四一〇	三〇、六七五
刑務所收入	八、九八二	一〇、四一二	一九、〇六九	二一、一四五	二一、〇七八
其の他	五、二四七	五、八五九	五、二〇二	七、六四七	八、二九五
合計	二八一、二二一	三〇七、六五一	三三六、八九五	三六七、〇八一	三七一、九七七

備考 昭和十一年度迄は決算、十二年度以降は豫算。

らの專賣業の中で、煙草及び樟腦の專賣は、收入を得る目的において爲されて居るが、鹽の專賣は、全く行政上の目的の實現の意圖において爲されて居る。即ちこの專賣においては、政府は、單に所要經費を償ふだけに止めて、剩餘收入を擧げることが目的として居らない。

(三) 銀行業 郵便貯金・振替貯金などの國營は、即ちこれである。かくの如き事業の國營は、事業そのものが信用の絶大な國家に依つ

て營まれる關係上、利用者に安心を與へ、零細の貯金を吸収して大量的に集積するから、社會政策上及び財政上の目的にも合して居る。貯金は、大藏省預金部がこれを管理する。預金部がこの貯金を資金として運用するためには、官民合同の運用委員會が、その決定を與へることを要する。

(四) 工業 主として國家の存續及び自衛のために、獨占的もしくは非獨占的に營まれて居る。海軍工廠・陸軍造兵廠の如きは、國防の目的及び軍事上の祕密を保つ必要から、製絨所の如きは、國防上の必要に對して民業を補ふ必要から、更に造幣局・印刷局の如きは、經濟上及び一般國家事務上の機密を保つ必要から、設置せられて居る。

(五) 山林業 主として行政上の目的の實現の趣旨から、非獨占的に營まれて居る。山林業は、水利と密接の關係があるために、灌溉・動力・交通などの公共的理由から、國營とせられる必要があるが、收入を得る目的からいつても、有利でないではない。

(六) 保險業 簡易生命保險・郵便年金などは、これである。官業としての保險業は、郵便貯金・振替貯金の場合と等しく、國家の絶大な信用を利用して、簡易且安全に保險の目的を達成し、かねて資金の運用を爲すことを得しめるものであり、従つて社會政策上及び財政上の目的に資せられるものである。

官業の經營は、法令を通じて爲され、おのづから固定化するから、社會の實情に順應する能力を缺き易く、又私人の營利心に依つて導かれず、従つて合理化せられにくいから、おのづから、その能率を高めがたい。だから、官業は、一般に私企業に比して、比較的成績が悪く、且浪費が多い。けれども、官業は、たとひそれが直接に行政上の目的の實現のために營まれないものである場合にも、尙、間接にかくの如き目的の實現に役立ち、その恩恵は、少くとも國民全般に分配せられるのみでなく、その經營は、その従業員の待遇などに關しても、一般に私企業に對して模範を與へることができる。だから、官業は、これを廢

することができない。のみならず、官業に依つて生ずる収入は、それがたとひ直接に収入を目的として營まれる場合にも、人々に直接且切實に負擔を感ぜしめない長所を有する。例へば、租税と同一の性質を有する專賣が、人々に意識せられないで、しかも、租税の効果を擧げて居るが如きは、これである。だから、官業収入は、例へば專賣の如きものにおいても、財政的手段として、尙技術的に租税に勝る。かくて、官業は、將來、必然に増加する。主として収入を得るために營まれる官業も、亦必然に増加するものでなければならぬ。

五 公 債

國家の財政は、豫算に依つて爲され、そしてその豫算は、過去數年の実績を調査し、又翌年度における經濟界の景況を顧慮し、増減の割合を計算して慎重に作成せられるものであるが、しかし、現實の歳入及び歳出が、豫算通りに過不足なく行はれることは、決してあり得ない。一會計年度の途中において、収入が豫定の如くに收納せられず、又支出が豫定額を超過し、現金に不足を生ずることがあるのみでなく、その反對のこともあり、又一會計年度を通じても、經濟界の好況である場合には、租税収入及び官業収入が豫算よりも増加して、國庫に多少の剩餘金を生ずるが、その不況である場合には、これに反して、國庫に収入の不足を來すこともある。

國庫の収入の不足が一時的性質のものであるときには、通常、豫備費を支出し、そして前年度剩餘金がある場合には、その責任支出をもつてこれを補ひ得るが、しかし、収入が尙不足し、殊にその不足が持續的性質のものであるときには、政府は、行政及び財政の整理に依つて經費の節減を圖るとともに、或は官業の增收を企て、又或は租税を増徴もしくは新設して、収入の増加を計る。國庫の収入の不足がかくの如き方法に依つて補充せられ得ない場合には、政府は、公債を發行して必要の収入を得る外がない。

公債は、本來、國庫もしくは地方團體がその収入の不足を補ふために一般公衆より金錢を借入れて負ふ債務を意義し、その際、國庫の公債を國債といひ、地方團體の公債を地方債といふが、公債の用語は、又時として、右の債務を表示する證券たる公債證書を指すことがある。公債證書は、公債總額を一定金額に分割した證書で、それに、記名式のものとなし、無記名式のものがあるが、現今では、無記名式のものが多い。

公債は、種々の標準に依つて種々に分たれるが、その中で重要なものは、確定公債と流動公債との區別である。確定公債は、公債の發行額・利率・期限などが確定し、その利子の支拂が、豫算上、經常費として計上せられるもので、例へば、既に前に見た國庫の収入の不足する場合に發行する公債は、これに屬する。これに反して、流動公債は、歳計上の都合に依つて借入れ、且その會計年度において返済する公債で、例へば、納税時期もしくは會計年度の關係上政府が現金に不足して發行する大藏省證券及び銀行より借入れ一時借入金は、即ちこれに屬する。確定公債は、これを狹義における公債といふ。狹義における公債もしくは

國債現在額(單位萬圓)

年度末	國債		其他共計
	内國債	外國債	
昭和元	三七一、七五七	一四六、一一八	五一七、七八五
二	三九四、四四七	一四五、三三九	五四五、四五五
三	四三七、九九六	一四五、一二九	五八四、五八八
四	四五一、二六〇	二四四、六八四	六〇〇、三〇四
五	四四七、六七九	一四七、九〇二	六一五、四三二
六	四七一、五〇七	一四七、二五七	六四一、一六六
七	五六六、三七五	一三九、〇四四	七三七、四五六
八	六七二、四四四	一四一、四五九	八六八、二六八
九	七六八、七五一	一四〇、二九四	九六一、二八四
一〇	八五二、二四三	一三三、一八六	一、〇三〇、九七〇
二	九二五、七五五	一三一、六九五	一、一〇一、八六六
三	一、一五一、六九七	一三〇、〇二八	一、三二七、〇二二
三	一、六〇六、五一一	一二七、九七一	一、七八三、七一一
四	一、八四四、五四五	一二七、七七九	一、八九三、一四五

備考 其他とは大藏省證券及米穀證券を指す、昭和十四年は六月末現在。

は單にいはゆる公債は、或は一定時期に政府の償還を要する公債であるか、もしくは元金の償還に關して期限が特定せず、従つて單に利子のみを支拂ふ公債であるかに従つて、有期公債と永久公債とに分たれ、又或は應募を強制する公債であるか否かに従つて、強制公債と任意公債とに分けられ得る。公債即ち狹義における公債を起すことは、財政上重大なことから、わが國においては、國債の發行には、豫算もしくは租税と等しく、帝國議會の協賛が必要とせられ、又地方債の發行には、府

縣會もしくは市町村會の議決を経て、内務大臣及び大藏大臣の許可を得ることが必要とせられて居る。公債を發行するには、政府もしくは地方團體は、その發行總額・證券面金額・利率・据置年限・償還期限・發行價格などを定めて、これを募集しなければならぬ。公債の國內で募集せられたものは、これを内債といひ、外國で募集せられたものは、これを外債といふ。發行價格は、或は額面價格と同一であることがあり、或はそれ以下であることもある。前の場合における發行は、これを平價發行といひ、後の場合における發行は、これを呼價發行といふ。國債の募集には、政府が直接に募集しもしくは中央銀行に引受けしめる方法と、間接に中央銀行もしくは他の銀行又は銀行のシンデケートをして募集せしめる方法とがある。地方債の募集も、亦これに準ずる。現在、わが國においては、國債は、郵便局を通じて直接に募集もするが、しかし、主として日本銀行に引受けしめる方法を探り、地方債は、これに反して、主として中央銀行以外の銀行もしくはそのシンデケートをして募集せしめて居る。公債の募集の一種に、公債の借替がある。公債の借替とは、公債上の負擔を軽減するために、既存の公債を銷却して、これを新たな條件における公債に代へることをいふ。公債の借替は、金融界に資金が潤澤であり、且經濟界に低金利の行はれて居る場合に行はれる。公債の償還の方法には、自由償還法と減債基金法とがある。自由償還法とは、財政上の都合に依つて償還と否とを決し、且その償還額の大小を定める方法をいひ、そして減債基金法とは、法定の償還計畫に従

つて、年々積立資金から公債の一定比率を償還する方法をいふ。公債の償還の方法には、又抽籤償還方法と買上償還方法とがある。抽籤償還方法とは、償還が決せられたときに、これを抽籤で行ひ、當籤番號の公債證書を銷却する方法をいひ、そして買上償還方法とは、随時に市場において公債を買上げて銷却する方法をいふ。買上償還方法は、公債市價が低落した場合に、公債の信用を保持するために必要であり、従つて、主として現在の公債所有者を保護し、且將來の公債發行を容易にするために行はれる。

公債は、國庫もしくは地方團體の債務を表示する證券であるから、これに投資することは、私人にとつて最も安全な貯蓄の方法であり、従つて、その利率が低くとも、産業界の不況のときには、投資目的物として最も愛好せられるものであるが、しかし、それだけに、その發行は、往々にして過度に民間の資本を吸収するから、産業に従事する者をして資金の調達に困らしめることがある。のみならず、公債の發行は、金融市場の遊金を吸収するから、一時的には、貨幣の價值を高め、物價を或程度まで調節するが、しかし、その發行には、通常、日本銀行の兌換紙幣の増發を必要とするから、結局において、貨幣の價值を低からしめて物價の昂騰を惹起する。更に公債は、國庫及び地方團體をして、その臨時収入を最も豊富に且容易に得しめるものであるが、しかし、公債の利子の支拂及び元金の銷却は、租税に俟つところが多から、公債の増加は、後世を苦しめるものであるのみでなく、その過度の發行は、往々にして公債の價格を下落せしめるから、財政の基礎を危くするものでなければならぬ。だから、公債の發行は、できるだけこれを

を避けなければならぬ。

公債を起すことの止むを得ない場合は、戦争もしくは天災などの突發事變もしくは豫測せられない經濟

國債發行豫定額 (單位千圓)		
昭和十四年度	十三年度	
一般會計	一、七二七、七三二	一、〇〇八、〇六二
通信事業	二二、五〇〇	一八、五〇〇
帝國鐵道	八〇、〇〇〇	四二、〇〇〇
朝鮮總督府	一六四、七六八	一〇六、〇〇〇
臺灣總督府	六、四〇〇	—
臨時軍事費	三、九二四、〇七〇	四、四五三、四八九
合計	五、九二五、四七一	五、六二八、〇五二
前年度發行未済額繰越	一、六七〇、〇〇〇	九三四、〇〇〇
總計	七、五九五、四七一	六、五六二、〇五二
備考	十四年度に繰越された前年度發行未済額繰越は發行不要推定額三億五千萬圓を差引いたものである。	

界の變動に依つて、臨時の支出を必要とし、經常収入ではこれを支辨し得ないときである。戦時公債・復興公債などは、かくして發行せられる。公債を起して正當な場合は、例へば、港灣の改修・道路の構築・鐵道の敷設などの如き永久的利益を生ずる事業に必要な經費を支辨する場合である。道路公債・鐵道公債などは、かくして起される。償還の見込の確實な有利な生産事業を起すための公債も、子孫を犠牲にしないで、社會に利益を齎すものであるから、亦もとより非難せられるべきものではない。

支那事變勃發以來、戦時財政の大部分は、公債財源に依つて賄はれて來た。これを昭和十四年度についていへば、九十億圓近くの歳出豫算の中で、約六十億圓は、公債に依存し、又昭和十五年度

國債所有者調(單位百萬圓)

	昭和十一年末	十二年末	十三年末
大藏省預金部	二、四九二	二、三六九	三、三七一
其他政府計	七三〇	八三七	八三七
政府共済組合	二二二	二二二	二二五
地方公共團體	四五	五五	五九
政府筋計	二、五三七	三、三七七	四、四九三
普通銀行	二、五五八	二、五六五	三、六三四
貯蓄銀行	一、〇四一	一、一六三	一、四三八
特別銀行	一、〇六二	一、六四四	二、六二七
信託會社	四〇三	二八六	三〇八
保險會社	二二五	三九二	五五七
産業組合等	—	八九	一四七
金融機關計	五、二九〇	六、一三八	八、七〇二
公衆その他	二、五六八	二、三七九	三、〇二八
合計	一〇、三九五	一一、八九三	一六、二二三
前年比較増	八一四	一、四八九	四、三三〇
日本銀行所有	八二九	一、三八七	一、八四一

備考 日本銀行所有高は特別銀行所有高の内書。

についていへば、百三億圓近くの歳出豫算の中で、約五十八億圓は、公債に依存して居る。かくの如き巨大な公債が、引續き國民に依つて消化せられるか否かは、戦時經濟の運営に、甚大な影響を及す。

公債の募集の方法には、既に知られたやうに種々あるが、今、假りに右の如き巨大な公債の全部を日本銀行に引受けしめるとすれば、日本銀行より莫大な兌換券が政府に手渡され、そしてこれは政府に依つて民間に撒布せられるから、流通界における通貨は、ここに必然的に膨脹し、そしてそれが極端になれば、いはゆるインフレーションの危機に陥る。けれども、日本銀行は、その間、いはゆる公開市場操作(オープン・マーケット・オペレーション)に依つて、政府より引受けした手持ちの公債を金融市場に賣放つから、もしこれが順潮に行はれば、政府に依つて一旦民間に撒布せられた通貨は、再び日本銀行に還流し、そしてこれは、一方において日本銀行の新公債引受の能力を増すとともに、他方においてインフレーションの危機を避けしめる。だから、公債の發行に當つて最も肝要なことは、金融機關に依る公債の消化を圓滑ならしめることに、最善の方策を講ずることである。

國民貯蓄(純増加)年額(單位百萬圓)

	昭和十年	十一年	十二年	十三年
郵便貯金	一六二	二四一	三三三	八一五
簡易保險	一三七	一五六	一七〇	一九五
郵便年金	一三	二二	一六	二二
銀行預金	八五七	一、〇六三	一、二七三	三、〇五〇
信組貯金	一三〇	一三八	一八四	三九四
金錢信託	一八五	一〇七	四〇	二二五
保險準備	二三八	三二〇	三八七	四一一
無盡資金	二三	一八	四三	四九
小計	一、七四五	二、〇六四	二、四四八	五、一三一
私人證券投資	八五九	七六二	一、二七五	二、二二九
合計	二、六〇四	二、八二六	四、七二一	七、三八〇

備考 一部推算、十三年は年度、その他は曆年。

績を示し、例へば、昭和十三年四月より昭和十四年三月末に至る一ヶ年間に於いて、七十三億圓の貯蓄の増加を見、そしてその後も、その増加の勢ひが衰へない。これは、もちろん、支那事變以來、民間に撒布せられた通貨が漸く多きを加へたことにも因るが、又實に銃後國民の愛國心の昂揚と事變處理への熱情とを示すもので、甚だ心強い。

第七章 海外發展

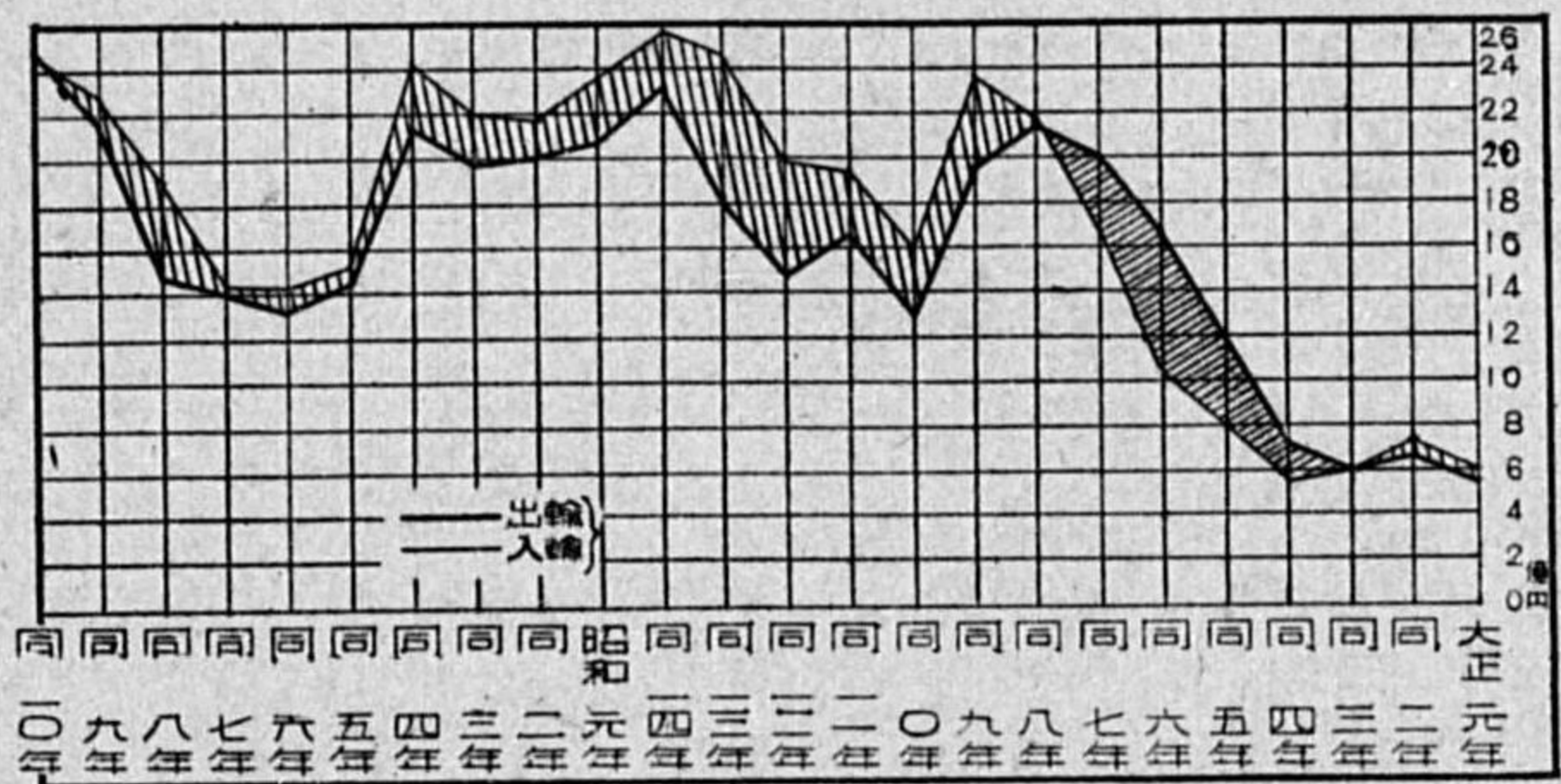
一 わが國の貿易

一國の國土が狹隘で、資源が乏しく、且人口が過多である場合には、その國民は、おのづから、海外に向つて發展しなければならぬ。海外發展は、國民に世界諸民族の風俗・習慣・文物・制度・國力などを理解する機會を與へ、文化の交換・市場の開拓・外交の圓滑・國際交通の促進などに役立つのみでなく、國民の資本を増殖し且一般化して、國民全般の生々發達を容易にし、國家を隆昌に導く。

海外發展は、先づ貿易の振興に初まる。

わが國の貿易は、明治初年以來、殆ど直線的に上向の一路を辿り、貿易額は増加し、貿易の範圍は増大して、異數の發達を遂げた。明治元年における輸出入總額は、二千六百萬圓であつたが、世界大戰前の大正元年には、約四十二倍の十億八千萬圓に上り、更に世界大戰後の大正十四年には、約二百倍の五十二億一千六百萬圓に達した。輸出入總額のこの激増は、もとよりわが國の産業の實力の増進と世界大戰中における交戰國の商權撤去とに依るものであつたが、しかし、大戰後、ヨーロッパの諸大國が世界市場の再獲

わが國貿易の趨勢



けれども、世界的經濟不況が

一 わが國の貿易

得に努力するに至つて、商業の國際的競争が漸く激烈となり、殊に大戰に由來した各國の不況が、世界的に擴大化し且深刻化して行くとともに、おのづから、わが國においても、貿易好調が失はれ、昭和四年後、その落潮は、一時、殊に顯著であつた。世界貿易の總額は、昭和四年を一〇〇とすれば、五年には八一、六年には五八、七年には三九と爲り、金額において四割以下と爲つて居るから、わが國において、當時、貿易が減退したことも、亦止むを得ないといはれなければならぬ。殊にわが國には、それ以前に、大正九年の財界の反動恐慌に續いて、同十二年に未曾有の大震災の打撃を蒙り、貿易の好調を失ふべき原因は、内部的にも伏在して居つたから、尙更である。

本邦最近の貿易額

年次	總額	輸出	輸入	超過(△は入超)
昭和二	五、七二四、三三〇 <small>千円</small>	二、七九七、二九五 <small>千円</small>	二、九二七、〇三四 <small>千円</small>	△一二九、七三九 <small>千円</small>
三	七、二七五、六三三	三、三一八、八二〇	三、九五六、八一三	△六三七、九九三
三	五、七三二、九六一	二、八九六、七〇七	二、八三六、二〇九	六〇、四九八

重要輸出品價額(單位千圓)

	昭和十一年	十二年	十三年
食料品	二〇三、七〇七	二四八、〇八四	三〇〇、二一四
水産物	二二、二一六	二二、九一六	二二、九三一
小麦粉	一七、六二二	三〇、七四六	六〇、七一五
茶	一三、一三〇	二二、一八一	一一、〇六三
精糖	二〇、九七七	一八、五七七	二二、六五四
罐詰	七一、〇七七	八六、九〇五	九二、八一九
原料品	一二六、五八五	一三三、一三六	一〇五、一八五
石炭	一〇、三六五	九、九二七	一〇、一四七
木炭	二四、七〇三	三五、四一二	四六、八八七
原料用製品	七二六、三六六	八一四、五九一	六七二、二三二
植物油	三五、四九六	二二、六六二	八、五七二
魚油及鯨油	一〇、一八〇	一五、四一四	七、〇二九
生絲	三九二、八〇九	四〇七、一一八	三六四、一二四
鐵絲	七六、四二〇		
綿織絲	三八、三四五	五四、九〇六	三九、三五五

各國の産業及び國民經濟を萎靡せしめたるに拘らず、わが國の産業及び國民經濟が、國民全般の努力に依つて、他國に比してその萎靡の程度が少く、且漸次、その不況を克服し行く動向のあることは、喜ばしいことである。殊に工業の方面においては、その組織と技術との顯著な發達の外に、生産費の低廉・爲替の下落・關稅の保護などが、多くの企業を有利ならしめ、かくて、その産額を次第に増加して、中には、世界的順位において、第二位乃至第三位を占める部門を

人造絹絲	二九、一七三	四四、八〇三	一七、八八八
全製品	一、五六三、四三九	一、八九九、七一六	一、五六九、五九七
綿織物	四八三、五九一	五七三、〇六五	四〇四、二四〇
絹織物	六八、〇二七	七二、二八六	四九、三五二
人絹織物	一四九、一七〇	一五四、八六〇	一一五、七六二
毛織物	四九、九五六	五〇、〇八二	四六、八四五
メリヤス製品	五九、九九八	六〇、七一一	四〇、八一八
硝子及製品	二五、六二七	三三、五七二	二五、八八六
機械類	八〇、〇五四	一〇九、八八一	一五六、四七五
陶磁器	四三、五四八	五三、九七一	四〇、四七七
鐵製品	四〇、三〇二	五四、一一六	五二、二三一
玩具	三六、四五九	四二、二九五	二四、九九一

生ずるまでに至つた。この結果は、わが國の貿易にも反映し、近時、わが國は、輸出の方面において、著しく加工品を増加して原料品を減じ、又輸入の方面において、次第に加工品を減じて原料品を増加しつつある。例へば、わが國の輸出品は、生絲及び絹製品・綿製品・人絹織物・食料品(主として小麦粉・水産物

など)・陶磁器・紙などで、なかんづく、生絲及び絹製品と綿製品とは、際立つて多いが、これらの二者の中では、後者は、次第に前者を凌ぎ行く情勢にあり、且最近は、人絹織物の進出が、特に顯著である。同様に、例へば、わが國の輸入品は、棉花・食料品(主として小麦・豆類など)・肥料・羊毛・礦油・機械・鐵などであるが、中についても棉花の輸入は、際立つて多い。のみならず、わが國の貿易は、これを國別に見るときは、従來、アメリカ合衆國を最として、支那・印度などの東南アジア諸國を主要のものと爲して居つたが、

重要輸入品價額(單位千圓)

	昭和十一年	十二年	十三年
食料品	二二一、二六四	二五一、四七〇	一九九、二四六
小麦	三三、六五一	二九、六〇四	九、五五七
豆類	八二、六〇一	九二、五四七	一〇二、〇七六
砂糖	二〇、九二八	一八、八〇六	五、二四一
原料品	一、七三七、七一六	一、九九四、五六三	一、二九五、六五九
採油用原料	四四、八七三	四三、六一二	二八、七九〇
原油及重油	一二九、六八八	五九、二二四	六七、二一七
石炭	五一、〇五六	九二、二一七	五一、三七四
生ゴム	七二、九五七	二〇、一九一	三一、七一〇
硫安	三三、九三〇	八五一、二六三	四三六、八三五
棉花	八五〇、四五二	二九八、四〇四	九四、四一六
鐵	五一、一五一	六四、八一七	二八、一七八
羊毛	二〇〇、八九八	一、〇九五、二五六	七〇二、〇〇九
木材	五五、五四八		
原料用製品	四七六、五六六		

近時、更にこれに加へて、小アジア・アフリカ・南アメリカの諸國、殊に僅少なながらもヨーロッパ諸國へも、輸出を増して居つた。このことも、亦わが國の貿易の隆昌を語るものである。

わが國の近年におけるこの貿易上の發展は、イギリスを初め諸外國の製品を壓迫するために、諸外國においては、その本國及び屬領において、わが國に不利な貿易上の條件を設定し、わが製品の進出を抑へようとする氣運が、漸く強くなつた。世界にブロック經濟が成立した後は、

纖維素パルプ	六七、一〇七	一一六、七二〇	四一、〇五九
皮革類	二九、八五一	五二、〇九一	二九、七〇一
鐵	四二、〇六四		
その他鐵	一四九、九七五		
鉛(塊及錠)	二六、八七三		
銅(塊及錠)	三二、八七三		
全製品	二九四、二五八	四二〇、七九八	四四七、九〇四
石油	四二、八〇四		
自動車及部分品	三七、〇三六		
内燃機關	一四、四〇九		

一層さうであつた。支那との貿易は、滿洲事變以來、彼地における日貨排斥のために減少して來たが、しかし、支那事變が勃發し、大陸建設事業の進展するにつれて、次第に増加しつつある。殊に支那に新政府が成立し、滿洲國及びわが國と互助連環の關係に立つて以來、わが國と支那

との貿易は、ますます激増して、諸外國のわが製品の進出阻止から生ずる不利を漸く補ふに至つて居る。貿易の額の増大・その内容の變化・範圍の擴大が、わが國の貿易成績に何らかの好影響を及しつつあることは、もとより察知するにたかたかでない。わが國の貿易は、明治維新の開國以來、傳統的に輸入超過を繰返し、輸出の超過したのは、明治十五年から日清戰役前までの十數年と、世界大戰中の大正四年から七年までの四年間とに過ぎなかつたが、この傳統的輸入超過も、近時、その量において、頗る漸減した。即ち、世界大戰後の大正九年から十一年までは、貿易は、毎年、巨額の入超を示し、内地のみで平均三億圓以上を

國別輸・出額 (單位千圓)

國名	昭和十二年	同十三年
亞細亞洲	一、六四五、九一四	一、六六四、七二五
滿洲國	二一六、〇九一	三一六、三二二
關東州	三九五、九一六	五三六、三一七
中華民國	一七九、二五〇	三二二、九〇〇
香港	四九、一五〇	一六、七五三
臺灣	四九、三八一	三九、二六八
海峽植民地	六七、四三二	二〇、六九六
ビルマ		一六、三〇一
英領インド	二九九、三六六	一八八、〇四〇
セイロン	一八、六五五	一四、六二〇
イラク	二三、六四四	一七、〇八一
シリア	一九、二四九	一二、五三八
アラビア	四、八二六	四、九七九
アデン	一四、一七七	八、五三四
比律賓	六〇、三四八	三二、五九九
蘭領インド	二〇〇、〇五〇	一〇四、一四五
歐羅巴洲	三五六、二九八	二六一、〇〇三
英國	一六八、二九七	一三四、九七二
佛國	四七、二〇七	三六、八一三
ドイッチ	四三、二六〇	三三、〇一五
白耳義、ルク	二〇、六五〇	一〇、一五一
センブルグ	一八、四四〇	一一、四五五
オランダ	一一、五四四	八、二七六
瑞典	六五九、六〇一	四四〇、四〇四
北亞米利加洲	六三九、四二八	四二五、一二三
米國	二〇、〇三五	一五、二四三
カナダ	五四、八八五	二九、四一四
中央亞米利加洲	一三、六二二	五、三一六
メキシコ	一〇、二四七	六、二二七
バナマ	五、五二七	五、四二五
キュラソー	一〇九、五一九	六〇、一五一
南亞米利加洲	六、三四三	五、七六〇
ペルー	一〇、七四一	六、一二八
チリ	四二、四八〇	一九、六〇七
アルゼンチン	一七、三〇五	一〇、三八八
ブラジル	九、一三八	五、四八〇
ヴェネズエラ	二四二、七三五	一三七、三三五
アフリカ洲	三二、七七二	一三、九九六
エジプト		
大洋洲	一〇六、四六三	九六、六〇九
濠洲	七二、〇七九	六九、三八八
新西蘭	一九、三五八	一四、八〇八
ハワイ	一一、一五四	九、七四四

太平洋 一〇六、四六三 九六、六〇九
 濠洲 七二、〇七九 六九、三八八
 新西蘭 一九、三五八 一四、八〇八
 ハワイ 一一、一五四 九、七四四

備考 昭和十三年輸出額五百萬圓以上の國のみを挙げ、各洲輸出額は本表掲載の國以外の國をも含む。

アンダロ、エジプト	一五、八一〇	一一、八九五
シアン、スーダン	四〇、一二二	二二、五〇三
ケニア、ウガンダ	一九、〇五四	九、八三〇
タンガニカ	五三、七四八	三五、二八九
モザンビック	一四、六八三	四、〇八四
南阿聯邦	一六、四七四	六、九二七
ナイジリヤ	一八、二八三	一八、七二七
白領コンゴ		
佛領モロッコ		

算し、震災のあつた大正十二年とその翌年とは、平均六億圓の入超があり、更に大正十四年から昭和三年までは、貿易入超額は、内地のみで二億圓乃至三億圓以上、外地を加へて三億圓乃至四億圓以上を算して居つたが、昭和四年から、ほぼその半額程度に激減し、尙、漸次に減少の傾向を示すに至つた。しかも、この輸入超過は、大戦以前とは反對に、國內消費のための物資よりは、むしろ、生産資本と爲るべき物資において生じて居る。わが國の貿易が、漸次、良好に赴きつつあることは、けだし疑はれ得ない。

けれども、入超額がいかに少くとも、一國の貿易が絶えず入超を續けて行くことは、その正貨準備を危くし、そして國民經濟に悪影響を與へるものであるから、わが國において、この入超をできるだけ速かに防止する必要のあることは、もとよりいふを俟たない。但し、わが國は、國土が狹隘で、人口が多く、且、自然資源に乏しいために、輸入超過は、實際上、容易に防止せられ得ない憾みがある。そこで、わが國は、

國別輸入額 (單位千圓)

國名	昭和十二年	同十三年
亞細亞洲	一、二九五、一一四	一、〇二三、四三一
滿洲國	二四九、〇七一	三三九、一一六
關東州	四五、一九八	六〇、三二二
中華民國	一四三、六三六	一六四、六一一
佛領印度支那	二七、〇一一	二〇、三〇〇
佛領馬來	一三、五七〇	四、九五〇
英領馬來	四七、七九五	四六、八〇一
海峽植民地	六七、七九五	五四、一六七
英領印度	四四九、四八六	一七二、二三〇
比領印度	九、〇二八	六、一一四
比領荷屬	四五、一九三	三五、六二九
英領荷屬	一八、七七五	一三、八三二
蘭領印度	一五三、四五〇	八八、二四八
歐羅巴洲	五〇四、〇〇一	三七六、二六六
英國	一〇五、七七二	六三、一五六
佛國	二七、八八五	一三、五〇二
ドイツ	一七六、三六二	一七一、一六九
イタリア	四、四一五	五、八四三
スイス	一九、二三九	三〇、一九七
オーストリア	九、一〇四	一〇、二七一
白耳義、ルクセンブルグ	四一、〇五八	一五、四四一
瑞典	四九、二七七	二四、〇六九
挪威	二四、〇三二	一五、七一九
北亞米利加洲	一、三七四、二五二	一、〇〇六、八〇二
米國	一、二六九、五四一	九一五、三五三
カナダ	一〇四、六六一	九一、二五九
中央亞米利加洲	一八、七六五	七、一二九
メキシコ	一四、二六二	四、五一八
南亞米利加洲	一六二、六一〇	九一、二三四
チリ	一四、七一九	一一、一五一
アルゼンチン	四二、〇一七	二四、三五六
ブラジル	六二、八一〇	四六、一七三
アフリカ洲	二〇六、三〇四	六〇、六一一
南亞細亞	七四、一七一	三六、三一四
エジプト	八八、八五二	九、五五七
南亞細亞	二二二、二二八	九七、八五〇
南洋洲	一六五、二五一	八二、八七五
新西蘭	四八、六三二	一〇、二一〇

備考 昭和十三年輸入額五百萬圓以上の國を挙げ(タイ、メキシコを除く)、各洲輸入額は本表掲載の國以外の國をも含む。

別に貿易外の收支を良好にすることに依つて、その輸入超過を補ふところがなければならぬ。

貿易は、一國と他國との間における貨物の賣買であるが、國際間には、この外に、種々の理由に基づく金銭の受渡がある。外債利子の受拂・對外事業の損益・外國航路の運賃収入・保険料及び保険金の受拂・移民の送金・内外人の旅費などは、即ちこれである。すべてこれらの金銭の受渡は、貿易統計に計上せられないものであるから、これを、通常、貿易外收支と稱する。

わが國の貿易外收支の實情は、世界大戰開始後の六年間を除く外は、必ずしも非常に好調でなく、従つて、貿易外受取超過は、大抵、貿易入超過を補ふに足らなかつたが、しかし、昭和四年以後、それは、著しく良好となり、その受取超過は、全體としての國際收支を改善したことが少くない。

貿易外の收支の中で、わが國の國際收支を改善するに最も有力なものは、海運収入である。實に、わが國の國際收支は、一方においては國內工業の發達に依る貿易入超の減少と、そして他方においては海運業の發達に依る収入の増加とに基づいて、漸く、ほぼその平衡を得るに至つたといはれ得る。

わが國は、海運業に最も有利な地位にあるのみでなく、それに依存しないことを得ない事情にある國であるから、將來、この海運業をますます發達せしめて、國際收支を有利に導く必要がある。現在、わが國は、イギリス及びアメリカ合衆國に次いで、世界第三位の海運國であり、そしてその船舶は、世界の各方面の海岸において活動し、常にわが國を中心として内外貨物の積取に従事して居るのみでなく、又實に遠

本邦貿易外收支(單位千圓)

受取勘定	昭和元年			九年			十年			十一年		
	昭和一	昭和二	昭和三	九一	九二	九三	十	十一	十二	十三	十四	
經常的収入	五〇九、二三六	七八八、二三〇	八二〇、五五三	八二〇、五五三	八八八、〇六三	三三三、二五五	二二二、三五三	二二二、三五三	三三三、二五五	三三三、二五五	三三三、二五五	
外國證券利子及配當等	一三、一九六	二二、五一七	二六、五〇九	二六、五〇九	三四、四二五	二二、三五三	二二、三五三	二二、三五三	三四、四二五	三四、四二五	三四、四二五	
海外事業及勞務利益	一二二、一二五	一八六、九一三	二二二、五一二	二二二、五一二	二二二、三五三	二二二、三五三	二二二、三五三	二二二、三五三	二二二、三五三	二二二、三五三	二二二、三五三	
海運關係收入	一九二、二六〇	二五一、五二〇	三〇三、一八〇	三〇三、一八〇	三三三、二五五	三三三、二五五	三三三、二五五	三三三、二五五	三三三、二五五	三三三、二五五	三三三、二五五	
保險關係收入	九二、一七七	一三八、五一八	一二八、六二九	一二八、六二九	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	
外國人本邦内消費	四七、八七三	八九、二二三	九五、二六六	九五、二六六	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	一〇七、六八八	
他項に掲記せざる政府海外收入	二四、〇二九	五、八〇〇	一八、二五三	一八、二五三	三四、八九四	三四、八九四	三四、八九四	三四、八九四	三四、八九四	三四、八九四	三四、八九四	
其	一七、五七六	九三、七三〇	三五、二〇四	三五、二〇四	二六、六一二	二六、六一二	二六、六一二	二六、六一二	二六、六一二	二六、六一二	二六、六一二	
臨時的収入	二六四、三二三	三一三、〇〇六	三八五、一二五	三八五、一二五	六七七、九四八	六七七、九四八	六七七、九四八	六七七、九四八	六七七、九四八	六七七、九四八	六七七、九四八	
外國人本邦放資	一七六、七七二	九三、三七一	一五九、四三七	一五九、四三七	一九三、〇一四	一九三、〇一四	一九三、〇一四	一九三、〇一四	一九三、〇一四	一九三、〇一四	一九三、〇一四	
本邦人海外放資回收	八七、五四一	二一八、六三五	二二五、六八八	二二五、六八八	四八四、九三四	四八四、九三四	四八四、九三四	四八四、九三四	四八四、九三四	四八四、九三四	四八四、九三四	
總計	七七三、五四九	一、二〇〇、二三六	一、二〇五、六七八	一、二〇五、六七八	一、五六六、〇〇八	一、五六六、〇〇八	一、五六六、〇〇八	一、五六六、〇〇八	一、五六六、〇〇八	一、五六六、〇〇八	一、五六六、〇〇八	
經常的支拂	三六九、二二二	五九六、〇四二	六四二、三四〇	六四二、三四〇	六五五、二〇五	六五五、二〇五	六五五、二〇五	六五五、二〇五	六五五、二〇五	六五五、二〇五	六五五、二〇五	
外國人本邦證券利子及配當等	一〇三、九八五	一二四、六三三	一三四、七八一	一三四、七八一	一一一、〇七〇	一一一、〇七〇	一一一、〇七〇	一一一、〇七〇	一一一、〇七〇	一一一、〇七〇	一一一、〇七〇	

外國人内地事業及勞務利益	八、九三九	九、六二二	一一、二九七	一一、二九七	一五、三二五	一五、三二五	一五、三二五	一五、三二五	一五、三二五	一五、三二五	一五、三二五
海運關係支拂	六七、二〇一	一〇六、九〇六	一二五、五二〇	一二五、五二〇	一四〇、七五〇	一四〇、七五〇	一四〇、七五〇	一四〇、七五〇	一四〇、七五〇	一四〇、七五〇	一四〇、七五〇
保險關係支拂	九〇、〇一四	一一五、〇八〇	一一八、二二二	一一八、二二二	一二一、九七一	一二一、九七一	一二一、九七一	一二一、九七一	一二一、九七一	一二一、九七一	一二一、九七一
本邦人海外消費	二五、一九五	六五、七九四	六八、九四二	六八、九四二	七〇、五〇七	七〇、五〇七	七〇、五〇七	七〇、五〇七	七〇、五〇七	七〇、五〇七	七〇、五〇七
他項に掲記せざる政府海外支拂	六六、八六一	一四一、六九六	一五九、九七五	一五九、九七五	一六四、五二六	一六四、五二六	一六四、五二六	一六四、五二六	一六四、五二六	一六四、五二六	一六四、五二六
其	七、〇二七	三二、三一二	二三、六〇二	二三、六〇二	二一、〇五〇	二一、〇五〇	二一、〇五〇	二一、〇五〇	二一、〇五〇	二一、〇五〇	二一、〇五〇
臨時的支拂	二二七、三八二	四九五、四四七	七五六、六六四	七五六、六六四	九四七、二〇〇	九四七、二〇〇	九四七、二〇〇	九四七、二〇〇	九四七、二〇〇	九四七、二〇〇	九四七、二〇〇
本邦人海外放資	七三、七四二	三九八、五三七	五七九、九九〇	五七九、九九〇	六五二、三七八	六五二、三七八	六五二、三七八	六五二、三七八	六五二、三七八	六五二、三七八	六五二、三七八
外國人本邦放資回收	一五三、六四〇	九六、九一〇	一七六、六七四	一七六、六七四	二九四、八二二	二九四、八二二	二九四、八二二	二九四、八二二	二九四、八二二	二九四、八二二	二九四、八二二
總計	九九六、六〇四	一、〇九一、八四九	一、三九九、〇〇四	一、三九九、〇〇四	一、六二〇、四〇五	一、六二〇、四〇五	一、六二〇、四〇五	一、六二〇、四〇五	一、六二〇、四〇五	一、六二〇、四〇五	一、六二〇、四〇五
差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引
經常的收支	(+) 一四〇、〇一四	(+) 一九二、一八八	(+) 一七八、二一三	(+) 一七八、二一三	(+) 三三三、八五五	(+) 三三三、八五五	(+) 三三三、八五五	(+) 三三三、八五五	(+) 三三三、八五五	(+) 三三三、八五五	(+) 三三三、八五五
臨時的收支	(+) 三六、九三一	(-) 一八三、四四一	(-) 三七一、五三九	(-) 三七一、五三九	(-) 二六九、二五二	(-) 二六九、二五二	(-) 二六九、二五二	(-) 二六九、二五二	(-) 二六九、二五二	(-) 二六九、二五二	(-) 二六九、二五二
差引合計	(+) 一七六、九四五	(+) 八、七四七	(-) 一九三、三二六	(-) 一九三、三二六	(-) 三六、三九七	(-) 三六、三九七	(-) 三六、三九七	(-) 三六、三九七	(-) 三六、三九七	(-) 三六、三九七	(-) 三六、三九七

く外國に出稼して、外國相互の海運にも従事して居る。けれども、わが國の船舶は、その總噸數において、第一位のイギリス及び第二位のアメリカ合衆國に比して遙かに劣り、むしろ、第四位及び第五位のノルウエイ及びドイツに近いから、尙、造船を必要とするのみでなく、又實に老船が多く、新船が少く、その船

質において、世界の總平均よりも割合が悪いから、優秀船の新造が必要でなければならぬ。だから、わが國は、從來、航海獎勵法・遠洋航海補助法などに依つて、種々海運業の發達を促進して來た上に、昭和七年十月、更に船舶助成法を發して、古船の解體を條件として新船の建造に助成金を與へ、もつて優秀船の増加を計つて居る。支那事變の發生した時期は、恰もわが國の船舶が、その噸數及び船質において、漸く、かくの如き努力の結實を見た頃であつた。

支那事變の勃發以來、わが國は、重要國策の一として生産力の擴充に必至の努力を傾け、日滿支を一體とする綜合的計畫を樹立して、その實現に最善を盡して居るが、しかし、それでも尙不足する物資、殊に生産力の擴充に必要な物資は、相當多量に、これを第三國即ち滿洲及び支那以外の國より輸入しなければならぬ情況にある。かくて、わが國においては、第三國よりの輸入力の増進を圖ることは、少くとも、現下の急務でなければならぬ。

第三國よりの輸入力を増進するためには、種々の方法が存する。消極的には、軍需物資の輸入を多くするために、民需物資の輸入を制限することも必要であるが、積極的には、外貨購入に充てるものとしての金現送の準備金を増加することに努力し、又その購入資金を豊富にするために、貿易外受取勘定の増加・及び殊に輸出の増進を圖ることが肝要である。

これらの方法は、もちろん、同時に併用せられ得るものであり、且せられるべきものでもある。けれども——(一)政府は、事變開始以來、時局に必要な物資の輸入力を増進するために、民需物資の輸入に制限を加へて來たが、民需物資は、既にかくて、大部分、制限せられて居るのであるから、輸入力の増進を圖るには、いつまでも多くこれに望みをかけることができない。(二)このみならず、政府は、金現送の準備金の増加を圖るために、或は産金を獎勵し、或は民間の退職金の集中運動を展開するなど、種々の努力を拂つて居るが、しかし、一方においては次第に悪化して行く世界の情勢に對處する上からいつても、又他方においては長期を要するべき東亞新秩序の建設を遂行する上からいつても、金の準備は、これを潤澤にして置く必要があるから、外貨獲得のために金現送の方法を採ることは、おのづから一

定の限度がなければならぬ。(三)更に貿易外の受取勘定に關しても、政府は、もちろん、無關心であり得ないが、しかし、このものを中心を爲す海運収入は、從來、遠く外國へ出稼し、外國相互の間の海運に従事して居つたわが國の船舶が、戰時輸送の必要上、既にそれから引上げて居るから、外貨の獲得のために、多く寄與することができないし、従つて、又、政府も、それに多く期待することができない。かくて、現下のわが國においては、輸出貿易の振興するか否かは、戰時經濟の運営の圓滑に行はれるか否かを決定する重要な契機を爲すといはれなければならない。

輸出振興の對策として、事變發生以後、政府の採用したものに、輸出・輸入の連繫(リンク)制がある。これは、わが國における重要輸出品の原料たる棉花・羊毛などの如きものの輸入は、輸出の振興上、これを豊富にすることが肝要であることから案出せられた制度である。棉花・羊毛などは、もちろん、主として民需物資であり、従つて、これを輸入することは、本來、時局の必要上、制限せられるべきものであるが、しかし、もしその製品の輸出とこの原料の輸入とが緊密にリンク(連繫)せられ、例へば、從來、一萬圓の輸出を爲して居つた者が、二萬圓に輸出を増したために、それに對して二萬圓の原料輸入が認められるなら、これは、一方においては輸出品の原料を豊富に獲得せしめることを促進し、そして他方においては輸出品の國內消費に流入するを阻止し且これを輸出に向けしめることを馴致して、輸出の振興に貢獻を爲すに至るであらう。輸出・輸入のリンク制は、實にかくの如き制度として採用せられたものである。

リンク制は、確かに一の名案ではあつたが、しかし、わが國の貿易は、もちろん、この對策のみに依存して満足せられ得ない實情にある。例へば、わが國の貿易は、昭和十三年の下半期には、二億二千萬圓の出超を呈し、同十四年の上半期には、二千六百萬圓の出超と爲つて居るが、これは、全く滿洲及び支那に對する輸出が増進したためで、第三國に對する貿易關係からいへば、却つて、十三年下半期には、一億八千五百萬圓の入超を爲し、十四年上半期には、三億二千八百萬圓の入超と爲つて居る。滿洲及び支那に對する輸出の増進は、例へば、昭和十一年より十三年にかけての對滿輸出が二倍強、及び對北支輸出が三倍強と爲つたことに徴しても、極めて顯著であるが、しかし、これらの國は、いはゆる圓ブロック地域に屬するから、金の輸入を齎さない。これに反して、第三國よりの入超は、直接に金の輸出を結果する。だから、わが國が第三國に對して絶えず入超を續けて行くことが、戰時經濟の運営に悪影響を與へるものであることは、もとよりいふまでもない。かくて、戰時時局の進展とともに、政府は、從來の輸出増進策に満足せず、更に進んで新しい方策を樹立する

必要を生じた。國內生産物資の中で、輸出資材と爲り得るものの強制輸出の制度はかくして、案出せられた。

強制輸出制度は、これを具體的にいへば、國內生産物資で、國民が日常消費して居るものでも第三國に販賣し得るものは、その國內向配給を禁止もしくは制限して、これを輸出し、外貨を獲得しようとするのである。かくの如き物資として政府が右の制度の實行を考慮して居るものに、バター・ミルク・砂糖・茶類・鶏卵・罐詰詰などの食料品があり、又國用生絲その他の被服材料があるが、けだし、これらの物資は、國民が節約しなくてはならぬ、これを輸出し得る餘裕があり、又その節約を國民に強制しても、これに依つて國民の健康に支障を來す虞がないと見られたに依るものであらう。

輸出の振興のためには、尙、右の外に、例へば、輸出原價引下げのための総合的低物價政策・運輸機關の合理化なども、政府に依つて着々と實行に移されようとして居る。政府は、かくて、輸出促進のために種々の方法を考究して居るが、しかし、戦時下において、わが輸出貿易の發展を期し、これに依つて東亞の新秩序の建設を容易にし、人類全般の生々發展を招來するためには、もとより國民全般の熱意ある協力が必要でなければならない。

二 移植民と拓殖

人口の増加は、一般に勞働力の供給を増し、國力を強めるものであるから、一國の人口の増加は、その國民全般の生々發展に重大な關係を有つ。殊に人口の増加が出生と死亡との差に基づく自然増加である場合には、これは、それ自身、既に民族の旺盛な發展力を實證するから、尙更である。

人口の増加は、かくて、いづこの國にとつても慶賀せられるべきことであるが、しかし、もし一國がこれを消化するべき資源・土地・資本などにおいて不足するときには、それは、徒らに生存競争を激甚ならし

め、國民生活の安定を妨げて、一國の憂患を増すものである。殊に、人口の密度の大なる國において、それは、殊に重大な問題を提示する。

支那事變勃發以前において、わが國の人口増加は、毎年百四十萬人以上に上り、その絶對數において、印度(二百三十萬以上)に次ぐ激増を示して居るのみでなく、その人口密度は、一方糶に百四十五人で、ベルギー(二百七十人)・オランダ(二百四十六人)・イギリス(百九十二人)に次ぐ稠密を示して居つた。しかも、わが國は、その八割四分が山岳地方であるから、その人口の密度を可耕地面積について表すと、一方糶當り千人以上に上り、世界第一の人口稠密國であつた。實際、ベルギー・オランダ・イギリスなどの最も人口の稠密な地方を旅行しても、わが國の如くに村落及び都市が相連なり、人家及び工場の長く續くものを見ることは、甚だしい。

一國民がその能力を發揮するに充分な資源・資金・資本殊に土地を有しないときには、その國民は、人口過剩であると稱せられる。わが國は、人口の増加率が大で、密度が高い上に、自然資源に乏しく、資本の蓄積も必ずしも大でなく、殊に土地が狹隘であるから、人口過剩の國であることは、もとよりいふまでもない。人口過剩及び人口増加は、人口過少及び人口減退とともに、一般にいはいはゆる人口問題の内容を爲して居るに拘らず、普通に人口問題といへば、それは、後二者よりは、むしろ、前二者を意義して居る。わが國にあつては、殊にさうである。これは、全く、世界の各地において、人口過少及び人口減退が、未だ一般

的に憂慮せられる程に顯著な現象でなく、殊にわが國においては、問題でないに因る。けれども、人口過少及び人口減退が、一度、顯著な現象として存するに至れば、それは、もちろん、人口過剰及び人口増加よりも切實な問題とならなければならぬ。フランスの如きは、ややこれに近い問題に直面して居る。だから、わが國において、支那事變以前において、一時、不景氣の深刻化とともに、人口過剰及び人口増加が重大な問題となつたこともあつたが、しかし、それは、それ自身だけでは、もとよりフランスの場合に見られるやうな深刻性を有ら得なかつた。

平時のわが國において最も重大な問題となるものは、人口問題であるよりは、むしろ、生活資料問題、切言すれば食糧問題である。人口過剰及び人口増加が重大な問題となるのも、それは、主としてこの食糧問題に關聯するからである。

一般に、わが國は、生活資料において不足して居る。例へば、わが國は、住料においては、ほぼ國內で自給して居るとはいふものの、尙、木材の一部及び主要な金屬材料としての鋼材の原料たる鐵鑛石は、その大部分の供給を國外に仰いで居り、又、衣料としては、世界に誇るに足る生絲を産出し、及び人絹乃至人織の大生産を有するといふものの、棉花及び羊毛において、大輸入を必要とする情況にある。更に食料の中で、清酒・ビール(麥酒)・清涼飲料などを除いて、生存必需の食料即ち食糧について考へるに、わが國は、官民共同の努力に依つて、幸ひに主食物たる米の生産において、漸く自給自足を得て居るが、しか

し、これとても、わが國の人口増加の勢を見るときは、決して樂觀を許さない。米以外の食糧においては、小麥・大豆・小豆・粗糖などの生産は、皆需要に不足して居る。すべてかくの如き生活資料の不足は、人類の生々發達に幾多の曲折のあることを考へ、かくて、一朝有事の場合においてわが國の經濟的獨立を安全にする必要を想ふときに、寒心せざるを得ないが、しかし、その中でも、最も焦慮せられるのは、食糧の不足である。

食糧の不足は、人口の不足とともに、もちろん、戦時においても、最も重大な問題となるが、しかし、それは、豫め平時において解決せられなければならない。

食糧問題は、人口問題と獨立して考へられ得るが、しかし、それと密接に關係するから、食糧問題の解決のための方策は、人口問題を解決する方策と大體において合致する。

平時において、人口及び食糧問題を解決すべき鍵となるものに、次の三がある。その一は、人口密度の緩和で、移植民は、その主な方法である。その二は、生活資料殊に食糧の増産で、拓殖は、その主な方法である。更に、その三は、資金及び資本の増殖且一般化で、産業の振興を別にしていへば、海外發展は、その主な方法である。これらの三の對策の中で、前二者は直接で、後一者は間接であるが、しかし、それらは、相互に關聯がある。例へば、移植民は、拓殖を結果し、拓殖は、移植民を誘致し、更に拓殖及び移植民が、海外發展を招來するが如きは、即ちこれである。尙、人口密度の緩和・生活資料殊に食糧の増産・

資金及び資本の増殖且一般化は、ここでは、人口及び食糧問題を解決する對策として考へられて居るが、しかし、それらの齎す意義が、單にこの問題を解決するに止らないことは、もちろんのことである。例へば、移植民に依る人口密度の緩和が、文化の融合に役立ち、生活資料の増産が、一朝有事の場合における飢餓の豫防となり、そして資本の増殖及び一般化が、國民一般の生計を安易にし且國家の財政を潤澤にするが如きは、これである。

人口及び食糧問題を解決すべき右の對策の中で、ここでは、移植民と拓殖とのみについてこれを述べることとする。

先づ移植民といふにはゆる移植とは、人々が一地方から他地方へ移轉し、そこに生活の本據を構へて、農業・商業・及びその他の職業に従事し、經濟的活動を營むことをいふ。

移植は、國際間においても行はれるが、又國內においても行はれる。わが國においては、國內移植は、或は農村の人々が都市へ集中移轉し、又或は外地の人々が内地へ偏側移轉することに依つて行はれ、そしてこれらは、或程度において言語・風俗などの統一に役立ち、相互融和の實を擧げ、一國の文化を向上せしめることに貢獻して居るが、しかし、もとより人口及び食糧問題を解決するための適當な方法であり得ない。けだし、人口及び食糧問題の解決からいへば、一方においては右と同一の効果を擧げながら、しかも他方においては人口の分布を平均化し且食糧の供給をも潤澤にするところの都市人口の地方的分散及び

内地人口の外地移植は、一層適切な方法でなければならぬからである。このことは、國際移植についても、比較的に人口の稀薄である地方と比較的にその過稠である地方との間に、右とほぼ同一の關係が成立するから、同様にいはれ得る。もし一般に、人口及び食糧問題の解決が人類の生々發達のために必要であるなら、國際間においても、人口過少國もしくは食糧過剩國が、人口過大國もしくは食糧過少國の人々の移植を阻止することは、決して正當でない。

國內移植と國際移植とは、共に人口及び食糧問題を解決する有力な方法であるが、しかし、わが國は、もはや多く前者に依頼し得ない情況にあるから、主として後者に期待しなければならない。しかも、國際移植には、移出民と移入民とが分たれるが、しかし、わが國には、もとより移入民は必要とせられないから、移出民の奨励が主とせられなければならない。かくて、わが國においては、移植といへば、單に國際移植のみが問題とせられ、そして移植民といへば、只移出民のみが指稱せられることとなつて居る。國際移植即ち移植民の奨励は、かくて、わが國の人口及び食糧問題を解決するために最も適當な方法の一である。しかも、人口及び食糧問題の解決は、常に國民全般の生々發達のための基礎條件であるのみでなく、人類全般の生々發達のためにも必要であるから、移植民は、萬難を排しても奨励せられなければならない。只、今日までの經驗に徴すれば、わが國の移植民には、幾多の障礙があつて、それは、未だその發揮し得るべき充分の效果を示し得ない。現に、わが國の人口増加が一ヶ年約百四十萬を數へ、内地人口の一ヶ年

の増加数だけでも約九十萬であるに對して、わが國の過去數十年の努力をもつてして海外に送り得た人口が、内地人だけで尙約百萬人に過ぎないことは、これを示して居る。この意味においても、わが國が、滿洲國の成立以後、これと特別に密接な關係に立ち、そこに自由に移民を送り得ることは、極めて幸ひであつた。もし支那事變終了後、わが國が支那と相結び、その人口のやや過少の地域にわが移民を送り得るなら、更に一層幸ひである。尤も、滿洲は、滿洲國の成立以前にも、わが國民の自由に移植し得る土地であつたが、當時、わが國から同地へ轉住して産業に従事した者は、生活程度の低い支那民族の競争に堪へ得ないで、農業は愚か商業においても、その發達を大にすることを得なかつた。今日は、その當時とは異なつて、政府の獎勵の下に集團移民を送り、且滿洲國からも種々の便宜を與へられて居るが、しかし、その確實且健全に生活の基礎を獲て、首尾よく成功するためには、もとより國民の尋常でない忍耐と勤勉とが必要とせられる。將來、支那に移民を送る場合にも、亦同一でなければならぬ。

次に拓殖とは、人口の密度が大でなく、従つて産業も充分に發達しない地方の富源を開發することで、殊にその農産を増殖することをいふ。

拓殖は、人民の移植に依つて實現せられるから、それは、國際間においても行はれ得ないではないが、しかし、主として國內において行はれ易い。今、わが國の土地は、集約的耕作法に依つて、世界に類例のない程に利用せられ、耕地一單位當りの農作物生産高は、世界第一であると稱せられるが、それにも拘ら

ず、尙相當の可耕地が各府縣に存し、これに樺太・北海道・朝鮮・臺灣・南洋群島の未開拓地を合算すれば、そこに、約二百五十萬町歩の開墾見込地がある。その移民收容能力は、約五百八十萬人であり、農業者以外の移民收容能力をも加算すれば、約七百三十八萬人に上るといはれて居る。これらの開墾見込地は、政府の獎勵・國民の努力・交通機關の發達・需要の増大などの諸原因に依つて、毎年、多少づつ開拓せられて行くが、しかし、從來の耕地で、宅地・工場地・道路・鐵道線路などに變る潰地もあるから、耕地面積は、全國を通じて見れば、決して多く増加してゐない。かくて、國內の耕地擴張は、今後も、決して停止せられべきではないが、しかし、この方法に依つては、わが國の食糧問題が十分に解決せられ得ないのみでなく、人口問題は、全然解決せられ得ない。だから、わが國においては、拓殖の大いに期待せられ得るのは、むしろ國外に存する。けれども、國外における拓殖は、國際間の問題であるから、もとより當事國の同意がなくては、當然に行はれ得ない。この意味において、わが國が滿洲國と唇齒の關係に立ち、同國の富源を開發することを許されて居ることは、甚だ幸ひである。支那事變の結果、東亞に新秩序が建設せられ、わが國が支那と互助連環の關係に立ち、そこに自由な拓殖が認められ得るなら、わが國の人口及び食糧問題の解決のために、それは、一層望ましい。

滿洲國は、その面積百三十萬餘方料を算し、そしてその人口は、約三千五百萬人であるから、人口密度は、一方料について僅かに二十數人に過ぎない。その可耕面積は、約三千萬町歩で、わが國の内地の農耕地の約五倍に近く、既耕地は、約千三百萬町歩で、残りの千七百

萬町歩は、未耕地であるが、地味が概ね肥沃である。滿洲國が農業において有望であるのみでなく、鑛業・林業などの方面においても、極めて豊富な資源を擁して有望であることは、既に述べたところである。(資源の開發の節、參照)

滿洲事變後、わが國において、滿洲に對する移民熱が、大いに擧り、拓務省は、移住適地を調査して諸準備を整へ、昭和七年度以降、いはゆる試験移民を送出し、その入植地を北滿地方に選定した。けだし、同地方は、未耕地が多くて地味が肥沃であり、人口が稀薄で入植の餘地が多く、そして燃料の獲得が比較的容易であるからである。この歴史的な大陸大移動の先驅を承つた第一次農業集團移民四百九十三名は、昭和七年十月、入植したが、これに續いて、第二次集團移民四百九十四名、第三次集團移民二百九十八名、第四次集團移民五百名が、順を追うて入植し、そしてこれら試験移民の成績に徴し、成功の確信を得たので、昭和十年度をもつて試験移民を打切り、昭和十一年、第五次集團移民として全國より一千戸の送出を行ふとともに、大量國策移民案を樹立し、その實施に乘出した。

いはゆる大量國策移民案は、昭和十二年度以降二十ヶ年に、百萬戸・五百萬人を送出せんとするものであるが、これは、今後三十ヶ年間に、滿洲國の人口が、現在の三千五百萬人から五千萬人に増加するものと推定し、その際、わが國民が少くともその一割を占めることを目標としたものであり、二十ヶ年を五ヶ年毎の四期に分ち、第一期に十萬戸、第二期に二十萬戸、第三期に三十萬戸、第四期に四十萬戸を送出すことに定めた。

大量國策移民案の實施の方法として、分村・分郷計畫は、組織的に樹立せられた。分村移民は、宮城縣南郷村に濫觴した。南郷村からは、昭和十一年度、第五次移民として六十六戸、同十二年度、第六次移民として三十七戸、そして同十三年度には、第七次移民として三十八戸が分村したが、長野縣大日向村からは、昭和十三年度に第七次移民が行はれたときに、二百戸が分村した。分郷移民は、山形縣庄内地方に起源する。同地方では、村の代りに郷を區域とし、郷内から二百戸が、昭和十三年度、第七次移民として分郷した。大日向村のやうに、一ヶ村を一度に分村せしめる方法を大日向型といひ、南郷村のやうに、數年間に亘つて豫定戸數を送出す方法を南郷型といひ、そして庄内地方の如く分郷に依る移民方法を庄内型といふ。

滿洲の開拓は、かくの如き農業集團移民の外に、尙その目的のために養成せられた青少年の集團に依つても、行はれる。即ち、理想的開拓者として國策の第一線に立つ使命を與へられた滿蒙開拓青少年義勇軍は、昭和十三年度に設けられたが、同年には、三萬人を大陸に進出せしめ、爾後、毎年、同じく三萬人を送出すこととなつて居る。義勇軍は、先づ茨城縣内原の内地訓練所において、二ヶ月間、精神教育・團體訓練が與へられ、渡滿後は、三ヶ年間、現地訓練所において、大陸環境に即した訓育が行はれ、三百名位が一團となつて、新農村を開拓することとなつて居る。

滿洲國への入植は、北滿を中心として廣く全滿に亘り、移住の形態は、集團・集合・分散の三種とする。開拓民は、開拓農民、半農開拓民、商業・工業・鑛業などの開拓民、及び青少年義勇軍に區別せられ、移殖後、一定期間は、開拓團を作ることとなつて居る。滿洲國は、これらの開拓民のために、國營事業として廣大な土地を整備し、特別な農地制度を考究して居る。

一般開拓民は、これを措き、青少年義勇軍は、將來、開拓民となつて、日・滿兩國の一體化のために盡し、且は民族協和の中心層となるべき重要な使命を期待せられるものであるから、その教養・訓練については、兩國の關係機關が一體となり、最善の注意をもつてこれに當ることとなつた。

滿洲拓殖の次に言及の必要があるのは、北海道・朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島などの開拓状態に關してである。

北海道は、その面積八萬八千餘方籽で、おほよそ九州の二倍以上であるが、人口密度は、一方籽について僅かに三十五人に過ぎない。北海道の拓殖・移殖は、明治維新後、國防の見地より奨励せられて來たが、その後、目的が變化し、現今においては、人口及び食糧問題を緩和するための一方策として、保護・奨励せられて居る。開墾豫定地は、尙、相當に多く、政府は、耕作を爲さうとする者に、特定の土地を貸與し、一定の條件を履行した者には、無償でその土地を讓與して居り、又、民有未墾地を買入れて開墾・耕作を爲さうとする者には、その買入資金を貸付けることにして居る。尙、北海道拓殖銀行は、北海道において拓殖に従事しようとする者に對して、その資金融通の途を開くために設けられたものに外ならない。

朝鮮は、その面積約二十二萬方籽で、本州とほぼ同大であるが、人口の密度は、一方籽につき百四人位で、内地の東北地方に等しい。朝鮮には、國有の未墾地が、尙、四萬ヘクタールある。朝鮮總督府は、十ヶ年の期限でこれを貸付け、事業に成功した後、無償でその者に附與することにして居る。

臺灣は、その面積三萬六千方籽で、九州よりもやや小さく、人口密度は、一方籽につき百四十五人である。林業・水産業・鑛業などの方

面に、開發せられるべき餘地が多い。

樺太は、その面積三萬六千餘方呎で、臺灣とほぼ同大であるが、人口密度は、一方呎につき僅かに九人に過ぎない。未耕地面積は、尙數萬の農民を收容し得る。政府は、年に〇・七ヘクタール以上を開墾して行く者には、開墾費の四割以内を補助することにして居る。尙漁業・林業・鑛業などの方面にも、開拓の餘地が多い。

南洋群島は、その面積二千餘方呎で、沖繩縣とほぼ同大であるが、人口の密度は、一方呎につき三十二人で、同縣のその八分の一にも及ばない。燐礦・甘蔗・水産などの方面において、開拓の餘地は、十分にある。

三 海外發展

人口及び食糧問題の解決のために、拓殖及び移植の外に考へられるべき對策は、海外發展である。元來、海外發展は、人口及び食糧問題の解決のためにのみ考へられるべきものではなくして、それ自身、独自の意義を有するものである。海外發展が人口及び食糧問題の解決に役立つのは、實は、それがこの独自の意義を有することに由來するものである。例へば、海外發展は、既に前に指摘せられたやうに、それ自身、國民に世界の諸民族の風俗・習慣・文物・制度・國力などを理解する機會を與へ、文化の交換・市場の開拓・外交の圓滑・國際交通の促進に役立つのみでなく、又實に國民の資金及び資本を増殖し且一般化して、全般の國民從つて國家を繁榮に導くものであるが、この國民の資金及び資本の増殖及び一般化の、人口及び食糧問題を緩和する力のあることは、もとより論を俟たない。のみならず、海外發展は、實にそれ自身、この

独自の意義を有するから、それは、拓殖及び移植と相並んで人口及び食糧問題の解決に資せられる場合にも、尙、そのづから、独自の機能を營む。もちろん、海外發展は、國民の國際生活における進出であるから、その限りにおいて、拓殖及び移植と相競争する。けれども、一方においては、拓殖及び移植があつても、國民の氣力と實力とがこれに伴はなければ、決して海外發展が大であり得ないし、他方においては、又逆に、海外發展があつても、それが、例へば、只單に資本の輸出もしくは海運の形式においてのみ行はれる限り、決して拓殖及び移植が大であり得ない。かくて、海外發展は、拓殖及び移植とは異なる独自の方法において獎勵せられなければならない。但し、海外發展と拓殖及び移植とは、互に競争するから、通常、拓殖及び移植が盛んであれば、海外發展が大となり、又逆に、海外發展が盛んであれば、拓殖及び移植も大を爲す關係にある。かくて、拓殖及び移植のために、海外發展が獎勵せられるとともに、海外發展のためにも、拓殖及び移植は、獎勵せられる必要がある。

海外發展は、決して單に人口及び食糧問題の解決のためにのみ考へられるべき方策ではないが、しかし、人口及び食糧問題の解決のための對策としても、亦大なる意義を有する。拓殖及び移植が、人口及び食糧問題の緩和に貢獻することが大であるに拘らず、わが國において、特別の事情の下に、多くその効果を期待することを得ないとするなら、國民は、海外發展に依つて、直接に人口及び食糧問題の緩和を計るのみでなく又拓殖及び移植をも盛ならしめ、もつて間接に人口及び食糧問題を解決することに努めなければな

らなす。

海外發展は、それが拓殖及び移植の力を藉らないで行はれるときには、例へば、海運・貿易・資本輸出・文化

在外本邦人民籍別（昭和十二年十月一日現在）

	總數	内地人	*朝鮮人	*臺灣人
總數	二、一四八、二七四	一、〇二三、七七九	一、一〇九、二五四	一五、二四二
亞細亞洲	一、四五八、〇一四	三四一、一九五	一、一〇二、〇五一	一四、七六八
滿洲國	一、三六一、〇五四	二七〇、三八七	一、〇九〇、三九四	二七三
其他	九六、九六〇	七〇、八〇八	一一、六五七	一四、四九五
歐羅巴洲	三、八四三	三、七五五	五〇	三八
北亞米利加洲	一八一、五五五	一八一、三六九	一八六	—
南亞米利加洲	三一九、七一八	三一九、三二三	四〇一	四
阿弗利加洲	一八一	一八一	—	—
太平洋洲	一八四、九六三	一七七、九六五	六、五六六	四三二

註 * 印は領事館登録數、本表は關東州及南洋委任統治區域に在る者を含まず。

を参照するに越すものがない。

進出などの方法に依つて遂げられなければならぬが、しかし、海外發展の程度を知るためには、それに依つてもくしはそれともに生じた海外拓殖の程度及び海外移植の程度

わが國の在外國民即ち海外在留國民の總數は、昭和十二年十月に、二百十四萬餘を算して居るが、これを

在外國民が本國人口を凌駕するといはれて居るイギリスに對比して、殆ど問題とせられ得ない程の遜色を示して居るのみでなく、これを他の諸國、例へば、中華民國・ドイツ・イタリーなどに對比しても、甚しく貧弱である。わが國の在外國民は、昭和十二年十月現在において、滿洲國に最も多く、ブラジル・アメリカ合衆國・ハワイ・ペルー・中華民國において、順次、これに次ぎ、ポリヴィア・カナダ・海峽植民地及びマレイ諸邦・フィリピン・蘭領印度・アルゼンティンにおいて、更にこれに次いで居る。この中で、滿洲國・ブラジル・ペルー・ポリヴィア・アルゼンティンなどは、國內の富源を開發する必要を有し、しかも國內の經濟力がこれに伴つて居らないために、わが國民の移植及び拓殖が歓迎せられて居るが、アメリカ合衆國・ハワイ・フィリピンなどは、富源の開發が未だ充分でないに拘らず、アメリカ合衆國の經濟力が強大であるために、政治上もしくは人種上の關係から、わが國民の移植及び拓殖を拒絶しようとする意圖が強い。現に一九二四年に發布せられた同國の移民制限法は、ヨーロッパ諸國の國民に移植民の比率入國を許したに拘らず、わが移植民の入國を禁止して居り、そしてそのためにわが國は、その後新たに移植民を送ることができないのみでなく、現在の移植民を維持することさへ困難な事情にある。カナダも、亦アメリカ合衆國と等しく、決してわが移植民の拓殖を歓迎して居らない。中華民國は、本來、わが國に對して最も共存共榮を必要とする關係に立つ國であるに拘らず、過去において、とかく政治的に紛争が多く、殊に滿洲事變以後は、執拗にわが商品を排斥して居つたが、しかし、支那事變が勃發し、新國民政府が成立して以來、

治形態を採つて居るために、わが國民の拓殖及び移植の餘地がないが、しかし、北樺太における石油事業・カムチャッカその他における北洋漁業などは、わが國民の手に依つて行はれ、もしくはその手を藉つて行はれて居る。

支那事變以前までは、海外移植といへば、ブラジルを思ひ出すやうに、アメリカ合衆國の移植民入國禁止以來、わが海外移植者の最も多く渡航したのは、ブラジルであつたが、今日も、尙、同國は、わが國民の海外移植に對して重要な地位にある。ブラジル移植の特色は、無資本労働者が、移住後、直ちに安全な契約労働の組織を有する農場に雇せられ、かくて、數年後、獨立農として土地所有者となるに必要な資金を蓄へ得ることにある。ハワイ・アメリカ合衆國・ペルーが單獨労働に重きを置くに反して、ブラジルは、年々、多數の家族労働者を必要とすることも、亦その特色である。現在、わが國民の同國における移植は、二十萬人・約四萬戸を算し、農産額は、昭和十一年度において、約一億三、四千萬圓で、一戸平均三千數百圓に當つて居る。牧畜や林業も、將來、有望視せられて居る。尙、ブラジルの外、南アメリカにおいては、アルゼンティン・ペルー・パラグアイ・チリ・コロンビヤ・ボリヴァイ・ウルグアイ・ヴェネズエラなどの諸國も、各種の農業に適し、わが國民の入國・移植に對する制限も設けられて居らない。

南洋諸國への移植者は、南アメリカ諸國へのそれに比して、その數が、著しく少い。これは、同地方の特殊事情のため、大量移民・契約移民を送り得ず、自由移民のみに止るからである。一般に南洋方面は、支那人や土人の労働者がそこで低廉な賃銀で働くために、わが國の労働移民には、不向きである。この方面におけるわが移植民の發展の途は、主として栽培企業にあるが、漁業や、小商業や、小工業などに従事することも、有望であると見られて居る。南洋諸國における在留國民の總數は、現在、約三萬九千三百餘人に達して居る。

わが國は、海國であり、國民の海外發展の精神は、早くから歴史に現れて居つたが、徳川時代における約二百五十年間の鎖國の結果、その進取敢爲の氣象は、著しく失はれて、因循退嬰の氣風が、漸く醸成せられた。明治維新以後、外國との交通が急速に進んだに拘らず、尙、海外發展の甚しく貧弱であるのは、

全くこのためである。かくて、曩にも指摘せられたやうに、わが國民の海外在留者數は、イギリス・中華民國・ドイツ・イタリーなどの在外國民數に比して、甚しく遜色を示し、又わが國民の海外進出の實勢も、列國のそれに比して、著く微弱である。例へば、これをわが國の移出入數に依つて察するに、わが國の移出民は、多い年は約二萬人・少い年は約一萬人位で、甚だ振はない上に、歸國移民數が、年々、一萬數千人もあるから、結局、海外移民數の増加の跡がない。これは、もちろん、アメリカ合衆國の移民制限法その他の影響に依つて、同國・ハワイ・カナダなどから、歸國移民が相當に多くなつたことにも由來するが、それにしても、國民の海外發展が、わが國にとつて絶対に必要であることを考へれば、到底、このままに放置せられ得ない現象である。わが國民は、今日、尙、鎖國時代の影響を受け、一旦、外國に移住した者でも歸國を考へる者が多いが、かくの如き退嬰の氣風は、もとより改められなければならない。

わが國民の海外發展は、かくて、嘗に決して十分でないのみでなく、將來非常な努力を必要とする情況にあるが、わが國民は、その困難に屈せず、各種の障礙に打勝つて、この大任務の成就を計ることが肝要である。イギリスの今日の富強が海外發展に由來したことを知るなら、わが國民の海外發展の必要は、けだし自明である。殊に人口及び食糧問題の解決に悩むわが國においては、海外發展の成功と否とは、實に死活の問題である。國民は、國內に踟躕して僅少の生活資料に衆多依存の生活を續けるよりは、むしろ海外に新天地を求めて、國民全般もしくは人類全般の生々發達に資しようとする氣魄を有つことが必要である。

海外發展は、國民全般の生々發達と國家の隆昌とに關係するから、わが國においては、特に拓務省を置いて拓殖の事務を管理し、或は海外の事情を紹介し、或は移植民の旅費を補助し、或は移植民に金融の道を講ずるなど、種々の施設の下に種々の奨励方法を行つて居る。その他、府縣に依つては、海外協會・移住組合・移民協會・移民收容所などがあつて、海外發展の宣傳・移植者の世話・雜誌の發行などに従事するところもあり、又民間にも、日本力行會(明治三十年、島貫兵太夫氏創立)などの公益團體があつて、海外移植希望者の人事相談・渡航者萬般の指導・海外事情の紹介などを行つて居る。海外移植者に必要な教育を施す學校としては、東京及び大阪の兩外國語學校・拓殖大學・東京貿易植民學校・日本力行會海外學校・海外植民學校・日本植民學校・東亞同文書院などがある。

けれども、海外發展は、個人もしくはその集團に依つて行はれるものであるから、その成功と否とは、最も直接には、それらの個人もしくは集團の繁榮・生々發達に關係するものでなければならぬ。海外移植者は、強健の身體と堅忍の意思とを必要とする外に、國の名を辱しめない矜持の心を必要とする。のみならず、海外移植者は、その出發に先だつて、豫め移植先の事情を精査し、できるならそれに要する教育を受け、萬が一の失敗を避けるためにも、周到の考慮を用ひて決行することが必要である。尙、移植民は、男子のみでは、もちろん、成功するものではない。努力的な女子の協力こそは、移植民事業の成功に、最も必要な條件である。

第八章 國民文化

一 わが國民文化

人類は、その生々發達を遂げるために、種々の欲望を働かし、種々の事物を創出する。人類の創出するこれらの事物を總括的に文化と名づけ、その個々のものを文化財と稱する。文化財は、或は取引價値を有すると見られて、經濟財即ち財貨として考へられることもあるが、しかし、通常は、この價値に關係がなく、一定の思想を示現すると見られて、思想財即ち狭い意味における文化財として考へられる。

思想財としての文化財は、これを分つて物質財と精神財とする。物質財は、手段としての價値において尊重せられるもので、例へば、技術的・工藝的・産業的作品などは、その典型的なものであり、これに反して、精神財は、それ自身の價値において尊重せられるもので、例へば、學問的・藝術的・宗教的作品などは、その代表的なものである。物質財の集積を物質的文化と稱し、精神財の集積を精神的文化と名づける。

人類の生々發達の目的からいへば、精神的文化は、物質的文化に對して本質的に優越するが、これを事實に徴するに、個人に存する例外は別として、少くとも社會全般についていへば、精神的文化の發達は、

常に、物質的文化の發達に伴うて居る。物質的文化の中で、精神的文化の發達の主たる誘因となるものは、人類の隨時の利用に供せられ得る物質財の蓄積、即ち、見方を換へてこれをいへば、富に外ならない。

歴史に依つて察するに、富は、先づ自然資源の潤澤に存し、且その加工の容易な地方において成立したから、人類文化も、先づかくの如き地方における社會において發祥した。原始文化が、支那の黄河・揚子江の流域、印度のガンヂス河の流域、メソポタミアのチグリス・ユウフラテス河の流域、及びエヂプトのナイル河の流域などに先づ成立したのは、即ち、その例である。この時代における文化は、もとより機械發明以前のこともあるから、主として自然の恩惠の厚薄及び性質の相異に依つて、その特質を異にした。

かくて、支那及び印度において發祥した文化は、主として直觀的方法に基づき、本質を端的に把握することを重んじ、直覺を主とし、内觀の方面において發達し、これに對して、メソポタミア及びエヂプトにおいて發祥した文化は、主として分析的方法に基づき、實相を確實に把握することを重んじ、明證を主とし、觀察の方面において發達した。前者は、東洋文化と稱せられ、後者は、西洋文化と名づけられる。この外に、中央アメリカに、インカ帝國の文化の發祥があつたが、これは、しかし、今日に傳はらない。

西洋文化は、古代において、先づ地中海沿岸文化として榮え、ギリシヤ及びローマの黄金文化を作つたが、その後、中世にかけて、漸くその發達の實を喪ふに至つた。しかるに、近代初期に入つて、商業的利得に依る富の成立するとともに、ギリシヤ・ローマの文化の精神が傳へられて、ここに文藝復興時代を生

じ、その後觀察に依る文化の集積するとともに、機械の發明を促して、遂に北海を繞る地方及びアメリカ合衆國に、北海及び大西洋を中心にして西洋文化の高度の興隆を見るに至つた。この時代における文化は、もとより、機械の發明に基づいた富の成立に促進せられるところが多かつたから、それは、あつから、自然の恩惠に依存するよりは、むしろ、主として自然を征服する氣力と能力との大小に従つて、その進度を異にした。

西洋文化は、現代において、世界における指導的文化を形成して居る。それは、學問の方面において、科學を中心として居るが哲學においても優れ、理論的知識を重視するが實踐的知識においても秀で、東洋文化が主として實踐哲學においてものみ發達し、科學的知識において缺けて居たことと、顯著な對照を爲して居る。けれども、東洋文化は、宗教及び藝術の方面においては、西洋文化と優に對抗し得るものを有して居るのみでなく、又學問の方向においても、その發達した實踐哲學においては、西洋文化には稀にしか見られない深い體驗に立脚したものを多く有つて居る。だから、もし分析に依る習得を理得乃至理智と稱し、理智に由來する外形的文化を文明と名づけ、これに對して直觀に依る習得を感得乃至會曉と名づけ、會曉に由來する内容的文化を狹義における文化と稱するなら、西洋文化は、主として文明の方面において發達し、そして特に物質の支配において精彩ある發達を遂げたものであるが、これに反して、東洋文化は、主として文化の方面において發達し、そして特に精神の修養において特色ある發達を遂げたものであると

いはれ得る。

西洋文化が、文明殊に物質文明であり、又東洋文化が、文化殊に修養文化であると爲すことは、かくの如き意味において、もとより正當である。けれども、それであるからとて、西洋文化が、廣義における文化でなく、もしくは狹義における文化を有しないと考へるなら、それは、全く誤謬である。極めて漠然とした意味において、西洋文化は、往々にして、物質的文明であり、科學的文明であるといはれ、そして東洋文化は、精神的文化であり、哲學的文化であると爲されて居る。この表現は、もちろん、大體においてその文化の特徴を示して居るが、しかし、嚴密にいへば、決して正當でない。西洋文化は、物質的文明であり、科學的文明であり、そしてこの方面において今日の機械文明を造つたが、しかし、この外に、又精神的文化もしくは哲學的文化でもあり、そしてこの方面においても特長のある成果を示し、極めて高度の發達を遂げて居る。

西洋文化は、偉大であるが、しかし、東洋文化も、亦偉大である。東洋文化は、西洋文化と異なる方法と異なる方面において成立したものであるだけに、その發達した學問・藝術・宗教は、永遠にその光輝を喪はない。殊にこれらが心の修養を中心とした文化であり、そして心の修養こそは、人類の生々發達を遂げるための必須の要件であり、従つて一切の文化の精髓を爲すものであるだけに、東洋文化は、西洋文明に對して誇り得るものを有つといはれなければならない。

東洋文化と西洋文化とは、世界における二大文化であるが、人類全般の生々發達のためにする眞の文化は、これらの二者の渾然たる融合に依つて生じなければならない。殊に支那事變以後、わが國は、滿洲國及び支那新政權とともに、東亞の新秩序の建設に従事するのであるが、その際、東洋文化と西洋文化との渾然たる融合に依る新文化を建設することは、極めて重要でなければならない。しかるに、一般に、かくの如き文化の融合には、一方においては、その融合を媒介する交通の發達と、他方においては、その融合を可能にする適當な位置とが必要であるが、世界には、かくの如き好條件に恵まれた國は、必ずしも多くない。尤も、今日、交通の發達は、世界の各地において東西兩文化の融合を媒介して居るが、しかし、わが國がこの融合に世界にも稀な最も適當な位置にあつて、交通の發達に伴ひ、殊にわが國自身の有つ交通機關の整備に伴ひ、いづれの國よりも勝れて、この融合を現實化して居るのは、國民の努力もさることながら、もとよりわが國の榮譽を約束するものとして、東亞の新秩序を建設するためにも、祝福に値するものでなければならない。

東西兩文化の融合は、もちろん、皮相的・偶然的な融合でなくして、本質的・有機的な融合でなければならない。殊に精神的文化の方面においては、單なる機會的な融合でなくして、固有の國民思想に基づく根強い融合でなければならない。今日、わが國における東西兩文化の融合が、皇祖の神勅に示された博大な精神に嚮導せられて、固有の國民思想の發展の形式において行はれ、しかも、人類全般の生々發達に最も

好適する國民文化を形成しつつあるが、これは、もとより萬邦無比のわが國體の然らしめることながら、又實にわが國民の努力を示すものとして、慶賀に値するものでなければならぬ。

二 學藝・宗教・教育

精神的文化は尙更であるが、物質的文化も、間接には、その向上・發展を學藝の向上・發展に負ふ。いはゆる學藝は、學問及び藝術を總稱する。學藝は、宗教と等しく、それ自身文化といはれることもあるが、しかし、嚴密にいへば、文化は、これらのものの所産に外ならない。

學問は、思惟に淵源し、且思惟に憩へる。學問は、自然及び人生に關するあらゆる現象をその研究の對象とし、そして眞・善・美・利などの諸價値を闡明する。學問がこれらの對象を研究するは、これらの現象に關して、人々は、驚異を感ずるからである。驚異は、不明と疑惑とを内含する。だから、研究は、不明と疑惑とを解明するに足る妥當性を有しなければならぬ。かくの如き妥當性が、いつ、いかなる場合にも人々を満足せしめるに足るものであるときには、これを眞理と稱する。學問は、眞理を愛慕する精神に依つて導かれる。學問の研究者が眞理の前に謙讓であるべきことが一般にいはれて居るのは、このためである。學問の研究には、かくて、遺漏なく且根柢深い思惟、即ち緻密な忠實な觀察、もしくは周到な深刻な思索が、必要とせられる。

學問は、一定の對象に對する一定の思惟に依つて成立するから、學問の種類は、或は對象の種類に依つて生じ、又或は思惟方法の種類に依つて生ずる。かくて、學問は、或は哲學及び科學に分れると爲され、更にその科學は、自然科學と精神科學(又は社會科學もしくは文化科學)とに分れるなどといはれる。倫理學・美學・認識論などは、哲學に屬すると爲され、植物學・動物學・生理學・化學・物理學などは、自然科學に屬すると稱せられ、社會學・法律學・政治學・經濟學などは、精神科學(又は社會科學もしくは文化科學)に屬するといはれる。

次に藝術は、觀照に淵源し、且觀照に憩へる。藝術も、自然及び人生におけるあらゆる現象について、その眞もしくは美を表現し、もしくは空想の所産について、その美を表現する。寫生の眞・構成の眞もしくは美・模様的美などといふのは、その事例である。藝術も、學問におけると等しく、その表現に妥當性を有しなければならぬ。かくの如き妥當性は、學問における妥當性と等しく、いつ、いかなる場合にも人々を満足せしめるに足るものでなければならぬが、しかし、學問の場合における妥當性よりも、客觀的にその保證を得ることは、甚だ困難である。藝術における表現の妥當性のかくの如き特質は、畢竟、觀照が思惟と異なり、論理を有たないことに由來するが、しかし、偉大な藝術に偉大な觀照を必要とするところが、偉大な學問に偉大な思惟を必要とするのと毫も異なるところが無い。

藝術には、建築・繪畫・彫刻・工藝などの如き有形的な造形藝術もあれば、又、音樂・詩歌・舞踏などの如き

音律的藝術や、文學の如き文字的表現の藝術もあり、更にこれらを綜合した映畫・演劇などの如き綜合藝術もある。これらは、いづれも、美もしくは眞の表出たる點において、互に共通する。

學問及び藝術が、それぞれ思惟及び觀照に淵源するものであるに反して、宗教は、通常、宗教心に由來するものである。

宇宙は不可思議であり、萬物は神祕である。宇宙の限りない莊嚴と雄大とすら神祕であるに、自然の計り得ない齊整とその限りない絶大の偉力、萬象の盡され得ない多難とその知り得ない變遷、その構造の巧緻と相互の關係の微妙、別けても人類の生死、その肉體及び精神の有つ不可思議、すべてこれらの神祕・不可思議はいかにして在り、又誰がこれを造つたか。もしこの神祕・不可思議が何かに依つて在り、もしくは誰かに依つて造られたとすれば、その不可思議に内在する者もしくはこれを創造した者は、もとより測り得ない偉大な靈活者もしくは人智を越えた絶對者でなければならぬ。この靈活者もしくは絶對者を信じて、歸依し、これに縋りもしくは近づかうとする心は、即ち宗教心に外ならない。

宗教心は、宇宙の靈妙不可思議、人生の靈妙神祕を敏感にそのままに直視するに依つても、生ずるが、又これを意識的に解剖し、吟味する際にも、思はぬ機縁に依つて生ずる。上古の人々は、前の方法に依つておのづから宗教心を懷いたが、現代の人々は、日常の生活に煩はされて只後の方法に依つてのみこれを懷く。

宗教心は、人類に固有なものであるが、それは、何人にも常に發動すると限らない。宗教心の發動に思はぬ機縁となるのは、人生の苦惱である。人生の有爲轉變、殊に愛する者の生老病死に絡る苦惱は、人々をして眞面目ならしめ、眞劍ならしめ、人生の榮華の儂さを悟らしめ、不安や煩悶から離脱して、眞の生活を營まうと志さしめるが、人々は、その無力を知るとともに、靈活者もしくは殊に絶對者を信じて、宗教心を生ずるに至る。

宗教心のあるところ、そこに宗教を生ずる。その實質は、生活に正しい方向を得しめる教義、もしくは生活に正しい方向を得るための努力に外ならない。宗教は、この努力もしくはその教義の相異に依つて、種々に分たれる。

宗教が、人類救済の運動として社會に普及したときには、おのづから独自の組織を有つに至るが、この組織を有つに至つた宗教を既成宗教といふ。通常、宗教と稱する場合には、人々は、この既成宗教をいふものである。既成宗教には、種々の種類が存する。

世界に行はれて居る既成宗教は、その數が多いが、現在、わが國に行はれて居る主な宗教は、神道・佛教・及びキリスト教の三である。

神道は、わが國に發生した太古以來の民族的宗教で、これに神社神道と教派神道との二を分つ。神社神道は、國體神道ともいはれ、本來、造化神・自然神に對する崇拜を祖先崇拜の中に渾然融合せしめたもの

で、天照大神を崇拜の中心とする。それは、神ながら即ち惟神の道に立脚し、正しく直き心・清く明らけき心・まごころ・まごことを主要な精神とし、君と親とに對する宗教的奉仕を主要な道德とし、儒教・佛教・キリスト教の影響をうけつつも却つてこれらを同化・包容し、夙に傳統的發達を遂げて國民的宗教として存した。けれども、神社神道は、明治維新後、政府が神社を祖先の靈を鎮祀する場所もしくは設備として取扱つて以來、漸次、その宗教的色彩を失ひ、國民道德の教義と化しつつある。だから、今日宗教としての神道は、次の教派神道のみを指す。教派神道は、主として徳川時代の末葉から明治の初年にかけて、神社神道を母體として別に發生したもので、皆、日本在來の神を祀り、多くは教祖及び教典を有して居る。それに、神道・神道修正派・黒住教・大社教・扶桑教・實行教・大成教・神習教・御嶽教・神理教・禊教・金光教・天理教の十三派がある。教派神道は、中には、その性質上、單に道德の教義に過ぎないものもあるが、しかし、政府は、これを、皆、宗教として取扱つて居る。

佛教は、印度の釋迦牟尼が説いた教で、その教義は、人生の無常を觀じ、佛即ち絶對者に歸依することに依つて、煩惱を解脱し、安心立命を得ることを主旨とする。佛教は、支那・朝鮮を経て、欽明天皇の御代に、わが國に渡來した。時代に依つて種々の宗派が傳へられ、又わが國においても新しい宗派が開かれなとして、現在は、法相宗・華嚴宗・天台宗・眞言宗・臨濟宗・曹洞宗・黃檗宗・日蓮宗・淨土宗・眞宗・時宗など十三宗・五十六派に達し、信徒は、四千萬を算するといはれる。佛教は、わが國民の信仰・文學・美術・建築・學

問・經濟・政治などの精神生活・物質生活の上に、今尙、重大な感化を與へて居る。

キリスト教は、ユダヤのイエス・キリストに依つて開かれ、絶對者たる全能の神を認めた教で、人は、生れながらにして罪を有して居るが、神の子たるキリストの愛に依つて救はれると説き、信仰の力と愛の福音とを高調して居る。その教義が平明で、具體的且實行的であり、又その信徒は、宗教的熱誠に燃えて迫害や壓迫に屈しなかつたために、遂にヨーロッパの各國に行はれ、進んでアメリカ及び東洋諸國にまで弘通した。わが國へ傳來したのは、足利時代の末であつたが、徳川時代に嚴禁せられて、殆ど全く、その跡を絶ち、そして明治以後、再び傳來して、漸く、その信者の數を加へて居る。その宗派には、ギリシヤ正教・ローマンカソリック教・及び新教があり、そしてそれらは、更に幾多の教派に分れ、教會は、これらの教派に分屬して居る。わが國において現在行はれて居る教派は、天主教教會・日本聖公會・日本キリスト教會・日本組合キリスト教會・日本メソヂスト教會・救世軍などの二十三派があり、その信徒は、二十三萬に達するといはれて居る。キリスト教は、佛教と等しく世界教的であるが、しかし、一層現世的である。その愛の福音のわが國の道德思想に與へた影響は、著しい。

宗教には、かくの如く種々の種類及び分派があるが、しかし、それらは、皆、超人間的な靈活者もしくは絶對者を認めてこれに縋り、もしくはこれに近づかうとする切實な宗教心に基づいて成立する。超人間的な靈活者もしくは絶對者の存在を許し、そして一切の出來事をその意思として理解し行く心の活動は、こ

れを信仰といふ。信仰に依り、換言すれば、靈活者もしくは絶對者との交渉において、自力的もしくは他力的に、一定の境地に到達しようと努力する生活は、これを信仰生活と稱する。信仰には、常に超人間的な者に對する敬虔の情が伴ふ。正しい信仰生活は、常に嚴肅な生活であり、寸分の浮薄さのない、清らかな感情に燃えた、充實した精神生活である。

人類は、その生々發達を遂げるために、必ずしも信仰の必要があるのではないが、しかし、信仰生活の人類の生々發達に大なる効果を有つことは、これを認めなければならぬ。だから、わが國においては、政府は、苟くも人類の生々發達を害しないものである限り、いかなる宗教に關しても、自由に普及せられ得ることを認めて居る。のみならず、信仰生活は、人類の心の奥底から出た止むに止まれない自然の要求に基づくものであるから、宗教を信仰すると否と又何を信仰するかは、全く個人の自由に任されなければならぬ。だから、わが國においては、政府は、一方においては、心裡における信仰の自由を認めるとともに、他方においては、原則として、宗教的結社の自由及び宗教的行爲の自由をも許して居る。かくて、人々は、寺院・教會・説教所などを設けて、宗教上の禮拜・儀式を爲し、布教・宣傳を爲して、宗教の普及を計る自由を與へられて居る。わが國の憲法に、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあるのは、この趣旨を定めたものである。いはゆる安寧秩序は、公安を意義するが、この公安を妨げず且臣民たる義務に背かないことを條件としたのは、一般に宗教的狂信乃至迷

信の往々にして惹起する害悪を防ぎ、又世界教的乃至出世間的性質を有する宗教が現實の國家が有つ重大な意義を輕視することもあるなら、それから生ずる餘弊を避けようとするためである。信教の自由は、信仰の自由の外に宗教的結社及び宗教的行爲の自由をも包含する。

信教の自由に關聯して疑問となるのは、わが國における敬神崇祖が、いはゆる信教であるか、もしくは殊に神社において行はれる禮拜・儀式が、宗教上の禮拜・儀式であるかといふことである。

この疑問は、わが國の制定法上の取扱ひにおいては、もとより成立しない。といふのは、わが國の制定法上は、神社制度は、政務分離主義の下に、宗教制度と全く獨立し、一般神社事務は、内務大臣がこれを管理するに反して、宗教事務は、文部大臣がこれを管理して居るが、これは、全く神社における儀式・禮拜を國家の公務であると認めたものであり、そこには、神社を宗教設備と見た形跡が、毫末も存しないからである。だから、今もし右の疑問に成立の餘地があるなら、それは、もちろん、制定法上の取扱ひを離れた社會學的性質に照して、解決せられなければならない。

社會學的に現實に存する事實についてこれをいへば、今日、神社において行はれる禮拜・儀式が、宗教上の禮拜・儀式として見られるべき餘地は、多分に存する。例へば、寺院・教會などの行ふ禮拜・儀式が、宗教上の禮拜・儀式であることや、神社に關係を有つ神道が、宗教であることや、神社において奉祀する祭神が、祖先の靈即ち人間神であるに限らず、往々にして自然神であり、殊に造化神であることや、又神社の祭神が祖先の靈である場合にも、それが、その子孫たる氏族に對して、自然神もしくは造化神と等しく、冥護を加へ得ると考へられて居ることや、現に人々が、敬神崇祖に依つて、自己もしくは氏族の安寧・幸福を祈禱して居ることなどは、皆、その理由とせられ得る。けれども――

(一) 神社において、自然神もしくは造化神を奉祀することは、神社の本則とするところではない。歴史的に正統を爲すところの固有の神社は、原則として、人間神たる祖先の靈を祭神とする。ところで、神社の祭神が自然神もしくは造化神であるときには、これに歸依することは、信教であり、その神社の行ふ禮拜・儀式などは、宗教上の禮拜・儀式などであるが、しかし、神社の祭神が祖先の靈であると

きには、祖先は、現實の人類に屬するから、それは、たとひ神と稱せられても、決して靈活者でもなければ、又絶對者でもなく、従つてそれを尊崇することは、信教ではなく、又その神社の行ふ禮拜・儀式などは、宗教上の禮拜・儀式などではないといはなければならぬ。

(二) もちろん、神社は、しばしば二柱もしくはそれ以上の神を奉祀することがあるから、その中には、祖先の靈たる人間神の外に、造化神もしくは自然神も共に奉祀せられることもある。けれども、わが國においては、制定法上、神社の祭神が、祖先の靈であるとせられ、且事實上もこれが多數であり、その他の神社もこれを本體とするから、神社の本質も、これに依つて決定せられる外はない。のみならず、神社の祭神としての祖先の靈が、自然神もしくは造化神と等しく、往々にして神話化せられて、現實の人類と隔絶した神祕性を附せられ、自然神もしくは造化神と同一の作用を爲すと考へられることもあるが、しかし、それかといつて、祖先の靈が、これに依つて、自然神もしくは造化神と同一視せられるべきでないことは、もとよりいふまでもない。

(三) いはゆる神道が神社に關係のあることは、もちろんであるが、しかし、神道が、單なる祖先教である限り、それは、本質上、道徳上の教義であり、これを宗教と見ることは、決して正當でない。のみならず、假りに神道に従つて、人々が加持祈禱を爲し、治病並びに精神的救済を爲すものがあるために、制定法がこれを宗教として取扱ふことがあるとしても、それは、教派神道であるから、一般神社は、決してそのために宗教的設備となるのではない。いはゆる神社の中には、教派神道のためのものもないが、これとそれとは、全く差別せられなければならない。かくて、一般神社において行はれる禮拜・儀式は、決して宗教上の禮拜・儀式であるといはれ得ない。

(四) 尤も、一般神社においても、人々は、自己もしくは氏族の安寧・幸福を祈禱するを常とするが、しかし、それは、既に前に明らかにせられたやうに、祖先に對する感謝と尊敬との高調した熱情から、祖先の靈を目のあたりに見るが如くに感ずることに起源したもので、もちろん、これに依つて、祖先の靈を靈活者とも絶對者とも爲すものでは決してない。假りにそれをかくの如くに考へる者があるとしても、しかし、今日の神社の本質は、前に知られたやうに、決して自然神もしくは造化神を奉祀することに存しないから、それは、もちろん、神社の本質を變へるものではあり得ない。

學問及び藝術即ち學藝は、直接もしくは間接に、文化の向上・發展の原因となり、宗教は、亦、文化の品

質及び種類の決定に大なる影響を及すものであるが、教育は、一方においては、既存の文化の力を藉つて、宗教殊に學藝の向上・發展に寄與するとともに、他方においては、かくすることに依つて、質的に且量的に文化の水準を高める。

教育は、これを廣義にいへば、或者をして一定の目的を達成するに必要な能力を得しめるために行はれる作用を意義する。いはゆる一定の目的は、教育する者の目的であると、教育を受ける者の目的であると、又その他の者の目的であるとを問はず、且内容的に種々であり得るが、しかし、教育の本義上、何人にも承認せられなければならないことは、教育を受ける者をして獨立に生きがひのある生活を營み得る能力を得しめることになければならない。

人類は、教育に依つて、始めて獨立にその生活を營み得るだけの能力を得る。おのこの個人は、かくて、自己の生々發達を遂げ得るべく、又家のため、國家のため、及び社會のためにも盡し得て、人類全般の生々發達を進めることにも寄與することを得る。

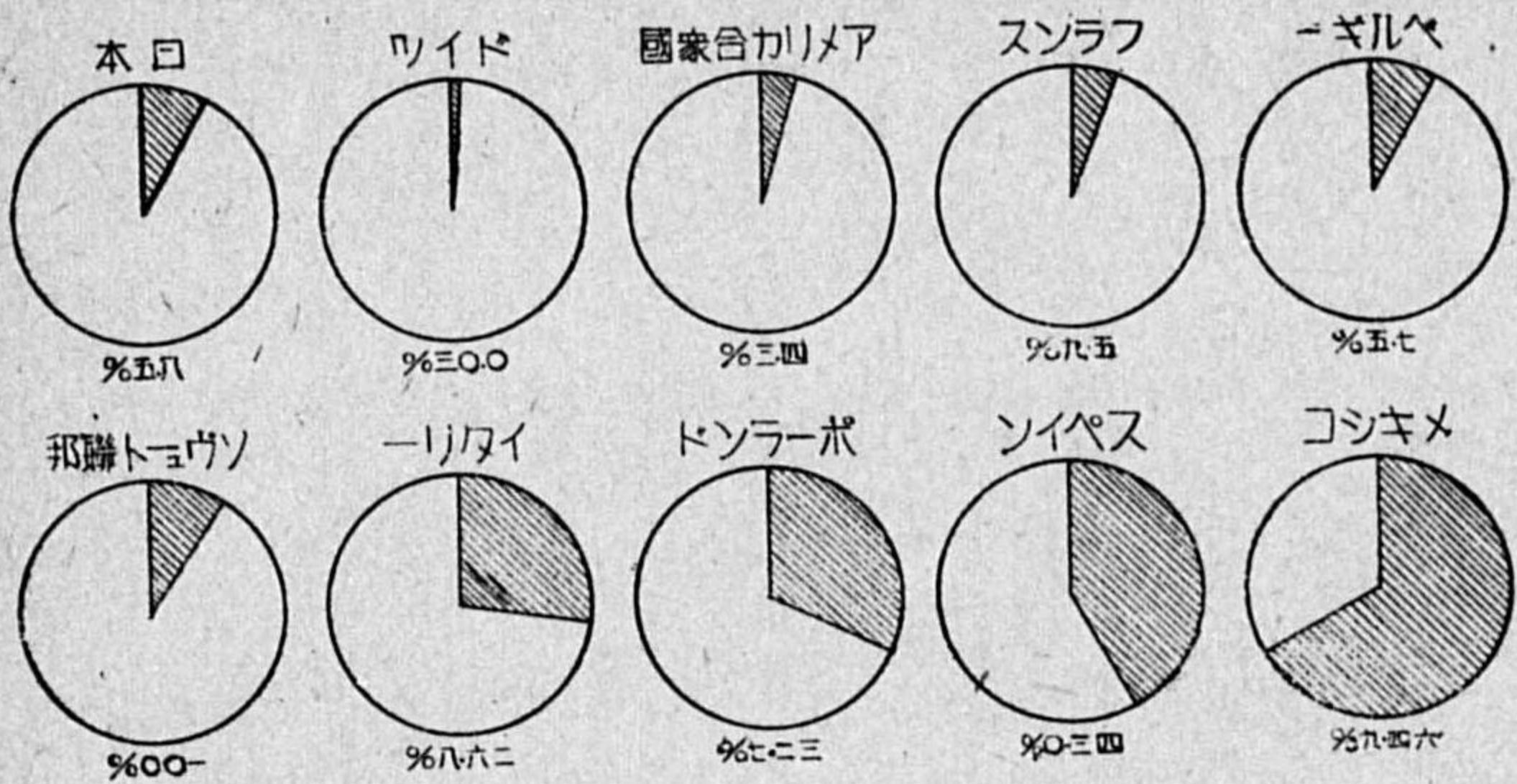
教育は、或は教育する者と教育を受ける者とが同一人である場合にも行はれる。この場合における教育は、これを自己教育と稱する。個人が、讀書・觀察などに依つて、意識的にその知能を啓發し行くことや、もしくは職業に従事しつつ、無意識的にその才能を發揮し、人格を高め行くことの如きは、即ちこれである。けれども、教育は、最も通常且顯著に、教育する者と教育を受ける者とが別人である場合に行はれる。

狹義における教育は、この場合における教育の中で、計画的且組織的に行はれるものに外ならない。狹義の教育は、或は直接に行はれるものについては、或は間接に行はれるものについてはいはれる。教育が直接に行はれるものについてはいはれるとは、通常、成熟者が、未成熟者に對してこの者の有つ獨自な能力を展開し、且向上せしめるために爲す意識的な作業をいふ。いはゆる教育家の爲す作業は、即ちこれである。これに反して、狹義における教育が間接に行はれるものについてはいはれるとは、一定の者が、かくの如き教育家に依つて教育を行はしめることをいふ。例へば、教育經營家の爲す事業は、即ちこれである。嚴格な意味においてはいはゆる教育は、もとよりこの狹義の教育の直接に行はれるものになければならぬ。

個人は、只教育に依つてのみ眞の人となり得る。だから、教育は、個人にとつて缺くことを得ない。のみならず、家も、國家も、社會も、只教育ある人に依つてのみ眞の繁榮を得る。だから、教育は、家にとつても、國家にとつても、社會にとつても、亦缺くことを得ない。教育に依つてのみ、個人は、洗煉せられて家と國家と社會とに順應し、家と國家と社會とは、平穩に且健實に發達する。

教育は、只被教育者の知識や技能を進めることのみでは、決して十分でない。その情操を高め、意力を強くし、且健康を進めることも、教育の目的でなければならぬ。のみならず、教育は、被教育者の知識や技能を進めるに當つても、單にこれを授ける作用に終つては、決して十分でない。教育は、これを授け

列國文盲割合



るに當つて、被教育者の性能を顧慮し、且これを授けた後に、被教育者をしてこれを活用し得しめるものでなければならぬ。教育がかくの如き教育であつた場合に、それは、始めて人類全般の生々發達を遂げることにも最も有效な教育、即ち眞の教育となる。

社會において教育が普及すれば、その結果として、文化も、亦普及する。けだし、文化は、人類の繼續的努力と、その相互の協働との結果として成立するものであるが、教育は、この努力と協働とを可能にし且有效ならしめるものであるからである。しかるに、文化は、後代の人類に對して大なる影響を與へる。だから、後代の人類の生々發達を進める上にも、眞の教育に依つて眞の文化を建設することは、甚だ重要でなければならぬ。況んや、教育そのものも、文化に立脚して行はれる場合に、最も有效であり且容易であるにおいてをや。かくて、眞の文化は、眞の教育の結果として成立するから、文化の程度は、教育の普及の程度に依つて決せられるが、逆に又教育は、この歴史的な文化に立脚する場合に、最も有效に且容易に行は

れるから、文化的遺産が健實で且豊富であれば、教育も、亦その能率を増す。即ち、人々は、文化を高めるためには、教育に依らなければならず、又教育を高めるためには、歴史的に發達し來つた文化に依らなければならぬ。文化が發達すれば、原則として、教育も、亦發達する。

教育は、その行はれる場所に従つて、家庭教育・學校教育・及び社會教育に分類せられる。

家庭教育とは、家庭において行はれる教育をいふ。家庭は、同一家屋に居住する家族もしくはその生活を意義するが、このことに關しては、既に前にこれを述べた。人類は、生れて皆家庭に育つから、家庭は、個人にとつて社會生活の初めであるとともに、教育の出發點である。

家庭教育の特長は、それが個人の最も感受性の強い幼時に初まつて成年に達するまでの長期に亘ること、及び生活の全面に向つて間斷なく爲されることにある。だから、家庭教育は、あらゆる教育の中で、最も強力であり且最も根柢が深い。家庭教育に依つて、個人の健康も、智能も、影響せられるが、又その品性も、人格も、支配せられる。かくて、人々の將來は、家庭教育に依つて決定せられることが非常に多い。

家庭教育は、極めて重大なものであるから、家庭にある祖父母・父母・兄弟姉妹などは、もとより團圓を旨とするとともに、又思慮・分別を用ひ、その言動について注意しもしくは注意を強要せられなければならぬ。しかも、家庭教育の本領は、子女の體育及び知育にあるよりは、むしろその徳育にある。だから、家庭においては、主として道德的情操を高めるために、その子女に對して、十分の訓練が爲されなければ

ならない。家庭においては、愛情が支配するから、そこでは、犠牲と感謝とが學ばれるべく、血縁に繋つて遠慮がないから、率直と信頼とが養はれるべく、尊屬と卑屬とがあるから、規律と秩序とが習はれ得るべく、又利害が最も緊密であるから、和合と協働とが教へられ得るであらう。家庭教育は、かくして、社會におけるあらゆる道德の淵源を爲すものである。

家庭教育は、例外的場合を除く外は、肉親の者に依つて施されるが、その主たる擔當者は、もとより父母である。殊に母は、子女と最も接近してその養育に當るから、家庭教育の成功と失敗とは、母に歸せられることが多い。良い母の養育は、常にその子女をして生きがひのある生活を遂げしめるのみでなく、社會の總體の者の生々發達に貢獻する。

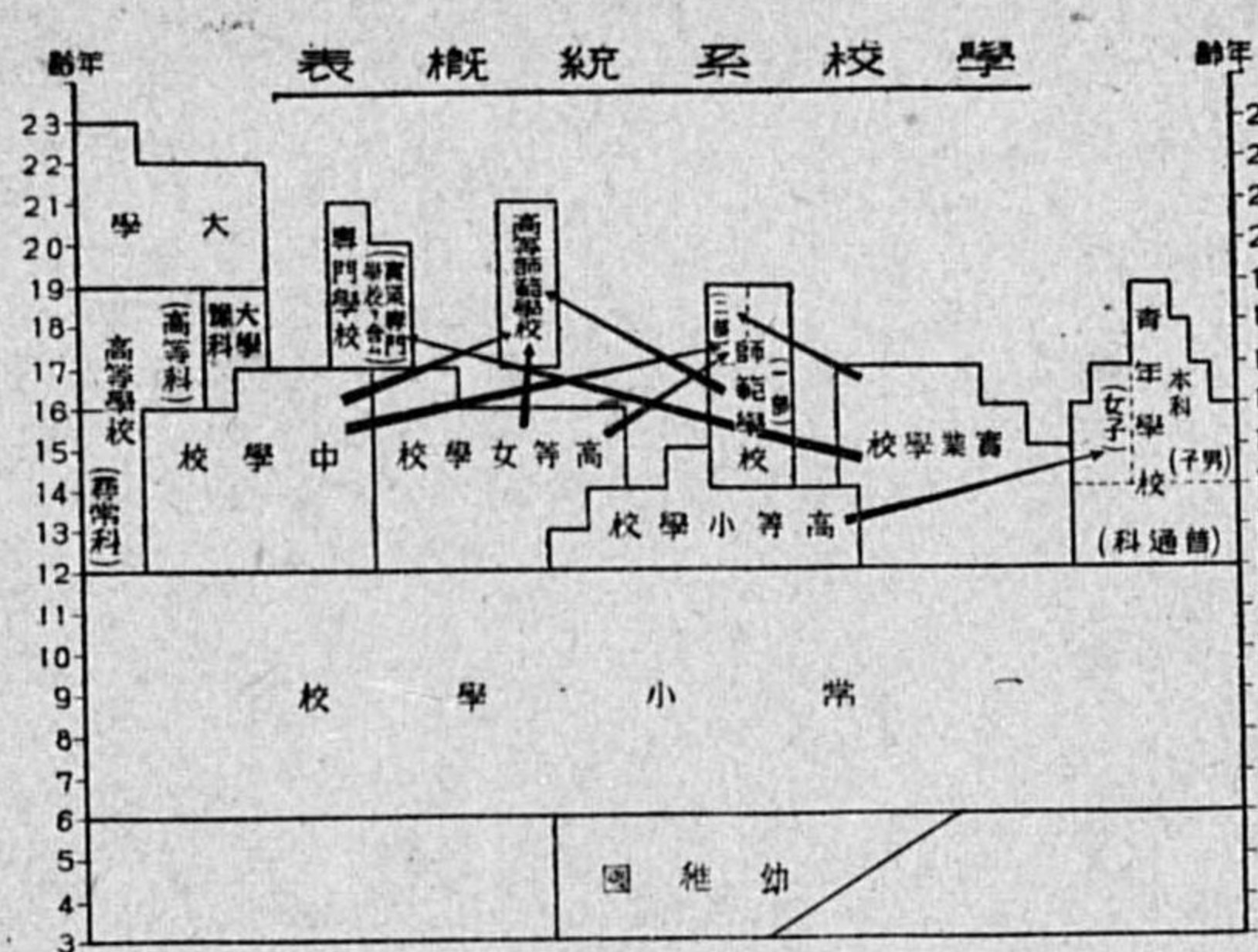
家庭教育は、かくの如くに重大であるが、しかし、家庭は、子女の教育のみに専心に従事し得ないから、その教育は、常に必ずしも十分に且適當に行はれない。だから、人々が、一般に子女を教育して、これをして生きがひのある生活を遂げしめ、家にも、國家にも、社會にも、有用な人物とならしめるためには、家庭教育の外に、別に適當な教育者を得て、これにその子女を委ね、且適當な設備の利用の下に、計畫的に、又具案的に、組織的且系統的な教育を施す必要がある。學校教育は、實に、この要求を充たすために生じたものである。

學校教育は、組織的且系統的である點に、その特長を有しななければならぬから、常に一定の制度を前

提として行はれる。わが國においては、徳川時代には藩校・私塾・寺小屋などの學校があつて、武士・町人などの教育を行つて居つたが、維新の後、「必ず邑に不學の戸なく、家に不學の人なからしめんことを期」せられ、明治五年學制の頒布を見、明治十九年に小學校令が公布せられ、更に明治二十三年には教育に關する勅語が下され、かくて、國民教育の基礎が、漸く確定し、教育の方針が、全く樹立せられるに至つた。爾來、わが國においては、學校教育は、一般に教育の中樞となり、教育といへば、直ちに學校教育のことであると解せられるほどに、それは、普及せられるに至つた。

學校教育の事業は、或は私人に依つて行はれ(私營主義)、又或は國家及び地方團體に依つて行はれ(公營主義)、更に或はそれらの雙方に依つて行はれる(折衷主義)。わが國は、この最後の主義を採つて居る。

學校には、その種類が頗る多い。學校は、その目的からこれをいへば、普通教育を目的とするもの、職業教育を目的とするもの、及び學理教育を目的とするものとの三に分れるが、しかし、いづれの國においても、學校の代表的地位を占めて居るものは、普通教育を目的とする學校である。わが國においては、普通教育を目的とする學校は、その教育の程度に従つて、初等普通教育を爲すもの、即ち尋常小學校及び高等小學校と、高等普通教育を爲すもの、即ち中學校乃至高等女學校と、及び中學校の高等普通教育を完成するもの、即ち高等學校との三に分たれる。學習院乃至女子學習院(以上宮内省所管)も、亦普通教育を目的とする學校である。職業教育を目的とする學校には、中等教育を爲すものとして、商業學校・工業學校・農業學校・



商船學校・水産學校・職業學校・青年學校などがあり、高等教育を施すものとして、高等商業學校・高等工業學校・高等農林學校・高等商船學校などの實業專門學校があり、更に學校教員の養成を目的とするものとして、教員養成所・師範學校・高等師範學校などがある。その他、外國語學校・美術學校・音樂學校・醫學專門學校・藥學專門學校・盲學校・聾啞學校(以上文部省所管)、陸軍士官學校・陸軍大學校(以上陸軍省所管)、海軍兵學校・海軍機關學校・海軍經理學校・海軍大學校(以上海軍省所管)、水産講習所(農林省所管)、神宮皇學館(内務省所管)などがある。學理教育を目的とする學校には、大學がある。

學校教育は、組織的且系統的であるから、それは、同時に又、計畫的・具案的に行はれなければならない。かくて、學校教育において、先づ被教育者が將來生きがひある生活を營み得る素地を作る最低限度の教育、換言すれば、個人が社會の一員として生存するために缺くことを得ない最も基礎的な教育を爲す學校がなければならない。かくの如き學校は、即ち小學校である。だから、小學校の教育は、貧富・貴賤・賢愚に拘らず、平等に受けさせられなければならない。

諸學校總覽(昭和十二年三月末日現在)

種別	校數	教員	學生生徒兒童	卒業者
小學校	二五、八四〇	二六一、四六二	一一、五六六、九一二	二、二六八、〇六三
師範學校	一〇一	二、二三二	三〇、二五六	一〇、三四〇
高等師範學校	二	二二二	一、七九五	四四三
女子高等師範學校	二	一一〇	八七五	二六八
臨時教員養成所	一	三八	五八	
實業教員養成所	四		三六四	
青年學校教員養成所	四七	一一九	一、三一五	五三九
中等學校	五五九	一四、一九七	三五二、三二〇	五七、六二〇
高等女學校	九八五	一六、四五五	四三二、五五三	九八、〇六一
高等學校	三二	一、四三一	一七、〇九七	五、〇五〇
專門學校	四五	六、六二一	七二、一九五	二一、〇二四
實業專門學校	一八	五、七九四	七一、七七九	二〇、一八五
實業學校(甲)	六〇	二、四〇三	二六、五九一	八、三九五
實業學校(乙)	九四	一六、八〇〇	三六一、九六三	八一、九五三
青年學校	三〇七	二、八三二	七一、四七四	二九、二三一
盲學校	一七、〇四三	七四、〇四三	一、九六四、五九九	四八七、四三九
聾學校	七八	六二五	五、〇四〇	一、一九四
各種學校	六二	六六七	五、五二六	九一
總計	四八、二一五	一九、五五八	二五九、六二一	一一八、六一〇
		四二五、六〇九	一五、二四二、三三三	三、二〇九、四四五

小學校令
第一條には、
次の如き規
定がある。
「小學校ハ兒
童身體ノ發
達ニ留意シ
テ道德教育
及國民教育
ノ基礎並ニ
其ノ生活ニ
必須ナル普
通ノ知識技
能ヲ授ケル
ヲ以テ本旨
トス」
尋常小學
校の教育は、
これを義務

教育と稱する。けだし、わが國においては、小學校令は、父母・後見人などに對して、學齡兒童をして尋常小學校を終へるまでこれに就學せしめる義務を認め、同時に市町村に對して、尋常小學校を設置する義務を命じて居るからである。學齡は、滿六歳に初まる。尋常小學校の修業年限は、今日のところ六ヶ年である。小學校殊に尋常小學校の教育即ちいはゆる義務教育は、被教育者たる兒童の將來にとつても缺かれ得ないのみでなく、その兒童の家の將來の繁榮のためにも、否國家の隆昌のためにも、これを缺くことを得ない。だから、兒童保護者たる父母・後見人などは、常にその兒童の將來のためのみでなく、家のためにも、國家のためにも、學齡兒童の就學の義務を忠實に勵行しなければならぬが、政府も、亦義務教育のかくの如き

學齡兒童就學歩合累年比較

昭和十一年度	昭和十一年度	平均
男	女	
九二・五九	九二・五九	九二・五九
九二・五九	九二・五九	九二・五九
九二・五八	九二・五八	九二・五八
九二・五九	九二・五八	九二・五八
九二・五九	九二・五八	九二・五八
九二・五八	九二・五八	九二・五八
九二・五八	九二・五八	九二・五七
九二・五五	九二・五三	九二・五七
九二・五二	九二・五〇	九二・五一
九二・五一	九二・四六	九二・四八
九二・四八	九二・四二	九二・四五
九二・四九	九二・四三	九二・四六
九二・四八	九二・四〇	九二・四四

重大な意義に鑑み、義務教育中は、兒童保護者より授業料を徴收せず、又義務教育に要する費用をば原則

として市町村に負擔せしめて居るが、しかも、國庫は、多くの補助金をこれに交付して居る。

義務教育のために、毎年八千五百萬圓を下らない金額が、國庫負擔とせられて居る。

小學校教育に限らず、一般に學校教育は、適當な教育者が、適當な設備を利用して、組織的且系統的にこれを行ふのであるから、通常、他の教育の及び得ない確實且有效な教育である上に、それが、年齢のほぼ相等的しい多數の児童・生徒・學生に對して施されるものである點において、他の教育に見られ得ない長所を有つ。學校教育に依つて、人々は、集團的な訓練を受け、相互に切磋・琢磨し、規律・秩序・自治・責任・協働・犠牲・同情・親愛・忍耐・勇氣・寛容などの精神を體驗する機會を與へられ、利害を超越した友人關係・師弟關係・母校愛などを生じ、他日の社會生活に對して意義ある準備を得ることが多い。けれども、學校教育にも、亦缺陷がないではない。同時に多人數を教育するものであるがために、とかく劃一的且方式的に流れ易いことや、個性に即した潑刺とした教育から遠ざかることや、知識だけ・言葉だけの教育に終ることがあるのは、即ちそれである。學校教育のこの陥り易い弊害は、もとより學校教育に關係する人々の側において反省せられなければならないが、しかし、これとともに、他の教育に依つて補はれなければならない。

學校教育は、家庭教育以外の教育の中、最も顯著なものであるが、しかし、家庭の外において行はれる教育には、學校教育以外に、尙社會教育がある。社會教育とは、不特定の個人即ち一般公衆に對して施される教育をいふ。

社會教育は、廣くこれをいへば、或は不特定の主體に依つても施され得る。社會の全般的影響、殊に新聞・雑誌・ラヂオ・映畫などの綜合的影響に依つておのづから與へられる教育は、即ちこれである。けれども、社會教育は、狭くこれをいへば、常に特定の主體に依つて施される教育のみに限られる。篤志家・少年團・青年團・婦人會・在郷軍人會など、及び殊に地方團體もしくは國家に依つて施される學校教育以外の教育は、皆それである。前者即ち廣義における社會教育は、無意識的に極めて重大な効果を有つものであるから、識者乃至要路に立つ人々に依つて常に注意せられて居るが、しかし、この効果を左右する上においても、極めて必要なのは、後者即ち意識的に行はれる狹義における社會教育である。狹義における社會教育は、決して常に私人たる個人及び團體に依つてのみ行はれるに限らない。今日の一般の傾向よりすれば、それは、むしろ、國家及びその他の公共團體に依つて施されることが多い。

社會教育は、或は能働的方法に依つて行はれ、又或は受働的方法に依つて行はれる。講習會・講演會・映畫・ラヂオ・新聞・雑誌・諸刊行物などを通じて行はれる影響は、前の場合の教育であり、これに反して、圖書館・博物館・動植物園・運動競技場・博覽會などを通じて行はれる影響は、後の場合の教育である。社會教育の典型的なものは、もとより能働的方法に依つて行はれる教育でなければならない。

社會教育の能働的に行はれる場合において、最も本質的なものは、講習會殊にその常設的のものである。職業指導機關・勞働者教育機關・各種成人講座などは、即ちこれである。講演會・映畫・ラヂオ・新聞・雑誌・諸

刊行物などは、もとより教育を目的としても利用せられるが、しかし、又本來の目的が他に存して、副次的に社會教育となるに過ぎないことも多し。

社會教育は、社會において、文化の發達とともに、ちのづから盛んに行はれるが、しかし、それには、教育の目的に照して、もとより理由がないのではない。社會には、充分な家庭教育もしくは學校教育を受け得ない人々が少くないから、これらの不幸な人々のために、家庭教育もしくは學校教育に代るものとして社會教育を與へる必要がある。又今日の文明社會においては、人々の生活は、極めて多方面であり、そして文化の進展は、日に月に顯著であるから、充分な家庭教育及び學校教育の有無に拘らず、一般の人々に對して、これらの教育の及び得ないところ、乃至はその足りないところを、社會教育に依つて補充する必要がある。社會教育は、それが家庭教育もしくは學校教育に代はる場合にも、亦、それが家庭教育及び學校教育を補充して、それを確實にし、その延長となる場合にも、それが家庭教育の如くに全面的でなく、又學校教育の如くに周到であり得ない。だから、それは、一方において完備せられるとともに、他方において統制せられなければならない。社會教育を受ける者は、その年齢及び境遇に應じて、その選擇を誤らないやうに、最善の注意を拂ひ、もしくは受けなければならない。

三 國民文化の發展

わが國民文化は、上古より徳川時代の末葉に至るまでは、主として東洋文化の影響の下に發達し、そしてその後現在に至る約一世紀間は、西洋文化の影響を受けて、長足の進歩を遂げた。今日、わが國は、尙、後進國として多くの悩みを有ち、その文化は、質的に、又量的に、先進國に對しいささか遜色があるが、國民の奮勵努力さへあれば、先進國に比肩し、もしくはその文化を凌駕することは、決してかたくない。そのかくいふことの夢想でないことは、わが國が、比較的短時期の間に、早くも世界の五大強國の一、三大海軍國の一として既に十分な實力を有して居ることに徴しても、知られる。

わが國の文化が、最近一世紀間において極めて急速な發達を遂げたことは、全世界の等しく驚異とするところであるが、これは、全くわが國が、既に徳川時代までに繼承し、ほぼ大成した東洋文化の準備があつたことに依るものである。けれども、このことは、更に根本的には、わが國民が、本來、民族的に優秀な素質を有することにも依るといはれ得る。わが國は、上古において、儒教を輸入し、次いで佛教を傳來せしめた。けれども、わが國は、これらの外來の學問もしくは宗教に依つて、固有の國民思想を消失することがなく、却つてこれらを咀嚼し、同化して、固有の國民思想に適應せしめ、もつて独自の文化を創成した。この独自の文化の創成は、獨り學問及び宗教のみに限らず、藝術に關しても亦存した。否、それは、常に一般に宗教・藝術・學問などの精神的文化に關してのみでなく、技術・工藝・産業などの物質的文化に關しても、亦存した。建築・繪畫・音樂などにおいてはもとよりのこと、一切の家具・器具など、嗜好・愛玩、

乃至禮儀・作法など、さては風俗・習慣、乃至制度・文物などにおいて、いはゆる日本的な特色が横溢して居ることは、これを示して居る。

佛教もしくは儒教などの如き外來の大思想が、わが國において、いはゆる日本的な獨自な鑄型に入れられて攝取せられたのは、一に全く國民が、萬世一系の天皇を中心として固有の民族的文化を固めたわが國體の精華に關して、強い信念を有したことに依り、且は忠君と愛國とが一致し、そして忠と孝とが一本となる世界に比類のないわが社會の體制に關して、高い理想を懷いたことに依るが、その他の點においてはゆる日本的な獨自の特色のあるのは、わが國民が、民族的に清爽・枯淡を愛し、直截・簡潔を喜ぶ氣風と好尚とを有したに依る。

わが國民に獨特なこの信念と理想と及びこの氣風と好尚とは、嘗て偉大な東洋文化の影響に拘らず嚴然として存続したと同様に、西洋文化の接受の場合にももとより強く支配したが、しかし、この場合には、その接受が極めて急速に行はれたために、今日までのところ、わが國民文化の各領域に、輸入西洋文化の直譯的臭味を脱化し得ないものが、決して尠くない。かくて、わが國民文化は、往々にして模倣文化であり、そしてわが國民は、模倣國民であり、創造力に乏しいともいはれる。けれども、模倣は、創造への階梯を爲すものであるから、わが國の將來の文化が、更に創造に依つて發達する見込が十分にあるのみでなく、わが國の在來の文化は、決して輸入西洋文化のために壓倒せられて居るのではないから、更に西洋文化の

吸收・消化が進んで、漸次にそれと融合するとともに、世界に誇り得るべき光彩陸離とした獨自な文化を完成し得ることと思はれる。すべて一國の文化は、異色のある他國の文化を吸收・融合する場合に、その内容を豊富にし、飛躍的な發展を遂げる。わが國民が、清爽・枯淡を愛し、直截・簡潔を喜ぶ氣風と好尚とは、もちろん、保持し、向上せしめられなければならないが、しかし、これとともに、絢爛・濃艶の趣味、豪壯・雄大な氣宇、委曲・周到の努力が、わが國の文化に織込まれることは、もとより必然でもあり、且望しい。かくて、わが國の文化をもつて模倣文化であり、わが國民をもつて模倣國民であることは、到底、皮相の見解であるを免れない。國民の氣力が旺盛であり、そして國力の充實さへあるなら、偉大な東洋文化と雄大な西洋文化とは、わが國民に固有な信念・理想と氣風・好尚との嚮導の下に、渾然として融合し、人類の向上・發展に一大躍進を與へる燦然たる綜合的世界文化は、必ずわが國土において開花する。このことは、わが國の過去の歴史に徴し、且現在の實力に考へて、決して不可能ではない。

第九章 國防と國交

一 國防と兵役

人類は、相互に鬭争し、戦争は、その跡を絶たない。少くとも、世界に人口と資源との不均衡が存し、物資が偏在し、人類に偏執と誤解と邪惡とが存する限り、人類は、その鬭争を續け、社會に戦争が絶えない。社會に戦争の頻發したことは、事新しく論證するまでもなく、過去から今日に至る人類の歴史に徴して明らかである。世界における人口と資源との不均衡及び物資の偏在は、容易に改められ得ず、又人類の偏執と誤解と邪惡とは、多分、永遠に脱却せられがたいから、戦争は、將來も、永劫に止むことがない。

戦争は、國家間の鬭争である。國家間に戦争がその跡を絶たないとすれば、國家乃至國民は、社會の總體の者乃至國民全般の生々發達のために、もちろん、平和の確保に努力しなければならぬが、しかし、又實に戦争に對しても、自ら備へるところがなければならぬ。國家は、理不盡な戦争に依つて、無理由に滅亡せしめられてはならない。不當な要求や、人道を無視する侵害は、社會の總體の者乃至國民全般の永遠の生々發達の顧慮において、もしこれを忍び得ないなら、斷呼として拒斥しなければならぬ。

平和は望しいが、國民全般乃至社會の總體の者の生々發達があつての平和である。平和は、常にこの目的の達成のために、企求せられるべきものである。戦争は望しくはないが、國民全般乃至社會の總體の者の生々發達を害する不正を阻止するためには、常に必ずしも無制限にこれを避け得ない。例へば、正當防衛のためにする戦争は、決して非難せられ得ないものである。即ち、國民全般乃至社會の總體の者の生々發達は、第一であり、平和も、戦争も、この目的の達成のために仕へる。だから、國防は、國家乃至國民にとつて、決してこれを缺くことができない。況んや、自然界におけると等しく、人類社會にも、力が支配するから、國際關係において不正が阻止せられることは、常に充分な國防を背景にして可能であることが多いに依つてをや。武力の支配する時代乃至社會においては、尙更である。

昭和十二年七月七日、蘆溝橋事件に端を發した北支事變は、わが國の不擴大方針に拘らず、遂に支那事變にまで擴大したが、それは、全く支那側の挑發の結果に外ならない。戦争が正當防衛戰であるか否かは、その戦争がいつれの土地において行はれたかに依つて定まるものではなく、殊に況んやその戦争にいつれの國家が勝利したかに依つて決せられるべきものではない。わが國が支那事變において正當防衛戰を戦ひつたことは、何人に依つても、強く銘記せられる必要がある。

國防が現代のわが國にとつて必要なことは、世界大戦以後における世界の形勢に徴して、及び殊に支那事變が勃發し、ヨーロッパ大戦の激發せられた現下の時局に照して、これを明らかにすることが出来る。

世界大戦後、各國は、大戦の慘禍から得た苦い經驗に依つて、銳意、戦争の防止に努め、國際聯盟を成立せしめ、不戰條約の締結をさへ試みたが、しかし、大戦後の世界的不況は、各國をして他國の犠牲において自國を繁榮に導く政策を採るに至らしめたために、やがて、

各國の間に、いつ・いかなる場合に、利害の衝突から戦争を生じないとも限らない情勢を馴致した。社會主義國と資本主義國との對立・持てる國」と持たぬ國」との對立及び殊にプロック經濟の成立は、この情勢を悪化せしめた。かくて、各國は、漸く戦争の勃發について懸念し始めたが、この戦争において、いはれない慘禍を受けないためには、各國にとつて、一定限度における國防は、絶對に必要となつた。この必要は、もちろん、わが國にも存した。殊に支那事變が發生した後は、この必要は、一層現實化し、更にヨーロッパ大戰の開始以後は、世界の情勢がますます險惡を加へたから、いよいよその必要が強化せられた。今日、殊にわが國は、東亞の新秩序の建設に従事し、日滿・支の間に互助連環の關係を樹立し、且は東洋における殆ど唯一の強國として、廣く東洋における平和を確保し、社會の總體の者の生々發達に貢獻する一大使命を有し、且これを果し得る實力を有するから、尙更である。かくの如き使命を有し、且これを果す實力を有する國にとつては、恰もその使命の故に絶對に不敗の地位を保つ必要があるから、國防の充實は、極めて重要でなければならぬ。

國防が國家の獨立自衛及びその使命の遂行に重大の意義を有つとすれば、國家の構成員たる國民が、先づ第一に兵役の義務を負ふことは、けだし當然である。外國人は、國際法に従つて、兵役の義務を負担しなす。

兵役の制度としては、國民皆兵主義は、最も合理的である。わが國においては、上古は國民皆兵の制度であつたが、中古以來、政權が武門に移るとともに、兵役は、武士階級の專職となり、明治維新後に至つて、始めて上古の國民皆兵の制度に復した。即ち、明治五年十一月、全國徵兵の詔が發せられ、翌六年一月に發布せられた徵兵令第一條には、「日本帝國臣民ニシテ滿十七歳ヨリ滿四十歳迄ノ男子ハ總テ兵役ニ服スル義務アルモノトス」と規定し、國民は、普く兵役に服することとなり、ここに國民皆兵制度は、成立した。明治二十二年に發布せられた帝國憲法は、更に「日本臣民ハ法律ノ定ムルトコロニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と

と定めて、この制度を確保した。昭和二年四月、新たに兵役法の發布があつて、從來の徵兵令に代り、その後、それが部分的に改正せられたが、國民皆兵制度は、ますます強化せられて居る。

國民皆兵制度は、徵兵制度の外に傭兵制度及び志願兵制度の併用を妨げないが、わが國においては、傭兵制度は、これを全く採用せず、志願兵制度は、これを從として採用し、徵兵制度に附隨せしめて居る。

帝國臣民で戶籍法の適用を受ける者、即ち内地人たる男子は、滿十七歳から滿四十歳まで、貴賤の別なく、原則として兵役に服する義務即ち服役義務を有するが、しかし、その全部を現實に軍事上の勞役に従事せしめることは、一方においては必要でないことと、他方においては不可能であることと

に依つて、一定の選擇方法が行はれて居る。國民たる男子は、滿二十歳に達すれば、本籍地の市町村長に

職業別及教育程度別體格等位比較表 (千人中内種) (昭和十三年)

職業別	教育程度別
農業	大學卒 二四〇
水産	高等専門卒 二三〇
鑛業	中學卒 一一〇
工業	青年校卒 一一〇
商業	高等小學卒 一八〇
公務自由業	尋常小學卒 二〇〇
家事手傳	尋小中退 二二〇
其他	不就學 一四〇
無職	平均 一八〇
平均	平均 一八〇

徴兵適齡届を提出して、一定の日に徴兵検査を受けなければならない。但し、中學校及びこれと同等以上の學校に在學する者並びに外國に在る者は、本人の願に依つて、法律の定めた年齢まで徴集を延期せられる。検査を受けた壯丁は、その體格に應じて甲・乙・丙・丁・戊の五等位に分けられ、(そして乙種は、更に第一乙種・第二乙種・及び第三乙種の三等に別けられる) 甲種及び乙種の中の所要の數だけが、抽籤に依つて徴集せられる。丙種は、國民兵役に適するが現役には適しない者として、第二國民兵役に止り、丁種は、すべての兵役に適しない者として、國民兵役をも免除せられる。戊種は、病氣その他の原因に依つて徴兵延期となつた者であるから、翌年、再び検査を受けなければならない。

兵役は、陸海軍共に常備兵役・後備兵役・補充兵役・及び國民兵役の四種に分れる。各兵役の概要は、左表の通りである。

常備兵役	現役	陸軍二年	現役兵として徴集せられた者がこれに服するが、例外として満十七歳に達した者は、志願に依り現役に服することができる。
	豫備役	陸軍五年四ヶ月 海軍四年	現役を終つた者が、これに服する。
後備兵役	陸軍十年	常備兵役を終へた者が、これに服する。	
	海軍五年		

補充兵役	第一補充兵役	陸軍十二年四ヶ月 海軍一年	現役に適し、しかもその年所要の現役兵として徴收せられない者の中から、所要の人員が、これに服する。
	第二補充兵役	十二年四ヶ月但し海軍の第一補充兵役を終つた者は十年四ヶ月	現役に適する者の中で、現役にも第一補充兵役にも徴集せられない者、及び海軍の第一補充兵役を終つた者が、これに服する。

國民兵役
 第一國民兵役……………(以上の兵役のいづれにも屬しない満十七歳から満四十歳までの者が、これに服する。
 第二國民兵役……………服する。

尙、現役兵として徴收せられた者でも、特定の場合には、在營期間を短縮せられることがあり、又中等學校以上の卒業生で、在學中に教練の檢定に合格した者は、幹部候補生を志願することができる。幹部候補生には、豫備役士官たるべき幹部候補生(甲種幹部候補生)と、豫備役下士官たるべき幹部候補生(乙種幹部候補生)とがある。幹部候補生の修業期間は、入營のときから二年である。

以上は、わが徴兵制度の概要であるが、この外に、一部分、志願兵制度が認められて居る。志願兵には、徴兵適齡以前(但し満十七歳以上の者)の志願に依る現役志願兵・海軍における海軍志願兵があり、そして朝鮮には、戶籍法の適用を受けない帝國臣民即ち外地人に對しても、銓衡の上、陸軍現役兵の志願を爲すことが認められて居る。

志願兵制度は、志願に依つて兵役の義務を果す者のための制度であるが、この外に、軍人を常職とする

ための志願も、亦認められて居る。現役の將校・下士官などの志願は、即ちこれである。

二 國防と國力

國防の充實のためには、次の二條件を具備することが必要である。その一は、軍備の充實であり、そしてその二は、國力の充實である。いはゆる狹義國防の充實は、軍備の充實を意義し、そして廣義國防の充實は、軍備充實の外に、國力の充實をも包含する。

先づ國防は、軍備の充實に出発しなければならない。

軍備の充實は、非常時局においては、絶対に必要であり、平時においても極めて重要であるが、しかし、それは、究極は、國民全般の生々發達のために爲され、延いては人類全般の生々發達のために爲されなければならぬから、その充實には、社會の總體の者の生々發達のために慎重な注意が必要である。軍備の充實の目標は、もちろん、戰爭の勃發した場合に、これに勝つことに存しなければならぬが、しかし、その直接の目的は、それに依つて戰爭を永久に阻止することに存しなければならない。

軍備の充實のこの目的を達するためには、世界の各國は、先づ國家の使命について十分に自覺し、社會の總體の者の生々發達について強い關心を有しなければならない。かくて、各國は、あまりに利己的に行動してはならない。各國は、もちろん、軍備の充實に依つて自國を守らなければならないが、しかし、その

前に、海外發展の許容・資源の開放などに依つて、軍備の充實の必要を輕減することを考へて然るべきであらう。

一般的にいへば、軍備の充實は、各國の間に、疑心を高め、必要以上に軍備擴張競争を生ぜしめ、國際紛争を多くし、そして最後に戰爭を誘發するから、それには、一定の限度を有つことが必要である。ワシントン會議・ロンドン會議(次節參照)などは、この趣旨の下に開かれたが、しかし、強大國の利己心に依つて、望しい効果を擧げ得なかつたことは、遺憾であつた。

軍備充實の眞の理由は、社會の總體の者の生々發達のために、自國の獨立自衛を計り、他國の野心を制壓し、不穩の企圖を打破するにあるから、強大國が、自國の軍備の充實を誇つて、他國の生々發達を阻止するためには、これを虐げ、殊に自國の利益の促進のために、兵力を恃んで、他國と戰爭することは、もとより正當でない。強大國殊に世界の最強國乃至最大國が、必要の程度を超えて自國を守り、その軍備を擴張するときには、往々にしてかくの如き耻づべき結果を誘發する。戰爭は、國富を蕩盡し、文化を浪費し、毀損し、人命を殺戮し、個人はもとよりのこと、社會の總體の者の生々發達を害するから、それは、決して只單に自國の利益のためのみ戦はれ、もしくは殊に他國を侵害する目的において戦はれてはならない。戰爭は、原則として害惡であるから、原則として避けられなければならない。他國のいはれのない侵害がない限りは、國際紛争は、努めて平和的に、外交手段に依つて解決せられるべきものである。

わが國の兵馬の大權は、天皇がこれを統理し給ふ。これは、建國の當初からのわが國の制度であり、そして明治維新後、再び確立せられたものである。明治十五年に軍人に賜はられた勅諭は、始めてこの趣旨を

世界六十ヶ國國防費(單位百萬ドル)

	一九三二年	三六年	三七年	三八年
ドイツ	二五三	三六〇〇	四、〇〇〇	四、四〇〇
イタリ	二七〇	九一六	五七三	五二六
日本	一九九	三〇三	一、一三〇	一、七三五
小計	七二二	四、八一九	五、七〇三	六、六六一
アメリカ	六六七	九六四	九九二	一、〇六五
イギリス	四二六	八四七	一、二六三	一、六九三
フランス	五〇九	八三四	九〇九	一、〇九三
小計	一、六〇二	二、六四五	三、一六四	三、八五〇
ソ聯	二八三	四、〇〇二	五、〇二六	五、四〇〇
其他諸國	一、一七六	一、五一〇	一、五七六	一、六七〇
合計	三、七八三	一二、九七六	一五、四六九	一七、五八一

常備兵額の決定は、國務大臣がこれを輔弼する。前者は、これを天皇の統帥權と稱し、後者は、これを軍

政權と名づける。軍を統帥し給ふ地位において、天皇は、大元帥と呼ばせられ給ふ。

天皇が陸海軍を統帥せられる場合の輔翼機關に、種々ある。元帥府は、軍事上の最高顧問であり、又軍事參議院は、重要な軍務の御諮詢に應へる。元帥府に列せられた陸海軍大將は、特に元帥の稱號を賜はる。軍事參議院は、元帥・陸軍大臣・海軍大臣・參謀總長・軍令部總長・及び特に軍事參議官に親補せられた陸海軍將官をもつて組織せられる。陸軍大臣及び海軍大臣は、一方においては、國務大臣として内閣に列するが、他方においては、かくの如く軍事參議院に列するから、いはゆる帷幄上奏の權を有し、軍機・軍令に關する限り、内閣總理大臣を経ずに上奏を行ふ。陸軍の參謀本部及び海軍の軍令部は、國防・用兵に關する計畫を掌る官廳で、參謀總長及び軍令部總長は、共に天皇に直隸して帷幄の機務に參畫する。尙、陸軍には、軍隊の教育を統監するものとして、教育總監部がある。その長官は、教育總監である。その他、兵器・軍需品の製造・補充のためには、造兵廠・兵器廠があり、糧秣・被服の補給のためには、糧秣廠・被服廠がある。軍備の保持及び活用に關しては、陸軍においては、陸軍大臣・參謀總長・及び教育總監がこれに當り、海軍においては、海軍大臣及び軍令部總長がその任を帯びて居る。

陸軍は、内地を十四師管區に分ち、各師管區に一個の師團を配置し、師團司令部を置く。別に宮城を守護し奉る近衛師團がある。その他、朝鮮には、朝鮮軍として二ヶ師團を置き、又臺灣及び關東州には、それぞれ臺灣軍及び關東軍を置く。各師團は、二個旅團から成り、各旅團は、二個聯隊から成る。兵種は、

列國陸軍軍備一覽(昭和十三年末)

國名	平時兵員		主要團隊數	摘要
	總數	內譯		
蔣政權を中心とする支那	約九十三萬	中央軍 三十九萬 其他諸軍 五十四萬	步兵百五十二箇師團 獨立旅三十六箇旅團 騎兵七箇旅團	本表の外多数の不正規兵、土匪團ありて軍隊と略々同様の實力を有し正規軍に改編せらるること屢である其の兵數は算定困難であるが四、五十萬を下らぬものと判断せらる
ソ聯邦	約二百十五萬	正規軍 約百八十萬 民兵部隊交代部 約三十五萬	正規及混成歩兵師團 七十八箇師團 民兵歩兵師團 二十七箇師團 正規騎兵師團三十箇師團 民兵騎兵師團三箇師團	
米國	約四十九萬	正規軍 法定數 約廿九萬八千 現在數 約十七萬五千 護國軍 法定數 四十二萬五千 現在數 約十九萬二千 編成豫備軍 約十二萬	步兵九箇師團 騎兵三箇師團 歩兵十八箇師團 騎兵四箇師團 (一部未完成) (現基幹部隊のみ現存す)	護國軍は最小限二十五萬と規定せられあり、着々其の實現を期してゐる

獨國	佛國	英國
正規軍 約百萬 軍隊類似團 約百萬	武裝團體 十八萬二千 正規軍 約六十五萬四千	本國軍 約四十二萬 (本數字は法定數にして現在は約四、五萬の缺員あり) 本國外 約三十五萬六千
	在本國兵力 約四十四萬八千 在アフリカ及ルヴァン 十四萬六千 在植民地及支那 六萬 憲兵 約三萬四千 委任統治領民兵 一萬五千 警察隊 十三萬三千	正規軍 約二十一萬六千 (内五萬七千は印度駐屯) 地方軍 約二十萬三千 本國外の兵力 加奈陀 約十六萬六千 濠洲 約三萬一千 印度 約十六萬 新西蘭 約一萬三千 南阿 約三萬一千 愛蘭 約六千
親衛隊 突擊隊 山地師團 騎兵旅團 機械化師團 步兵師團	海外駐屯部隊 步兵旅團 十三旅團 騎兵旅團 四箇旅團	英本國 五箇師團 (各師團は約半數宛を海外に交代派遣す) 印度 歩兵四十五大隊 騎兵五聯隊 砲兵十六中隊 步兵十二師團 騎兵二箇旅團 防空二箇師團
如くである		本表の外に空軍兵力七萬を有し、一九三九年までには現役操縦者六千三百、豫備操縦者三千七百合計一萬を突破する豫定である
歐洲最強の國軍建設を企圖しあるが如くである		

波 國	伊 國	
	約 二十七萬	約 五十七萬五千
武裝團體 約 七萬	武裝團體 約 四十七萬	本國軍 約 五十二萬五千 內 憲兵 五萬 植民地軍 約 五萬 護國義勇軍 約 四十三萬 稅關兵團 約 二萬六千 警察隊 約 一萬五千
國境警備隊 約 三萬 警察隊 約 三萬二千 稅關監視隊 約 六千	步兵師團 二十九箇師團 自動車化師團 三箇師團 輕快師團 二箇師團 アルプス旅團 四箇旅團	本表の外空軍約二萬六千を有する
獨逸警備隊 約 三萬 警察隊 約 三萬二千 稅關監視隊 約 六千	步兵師團 三十箇師團 騎兵師團 一箇師團 獨立騎兵旅團 二十一箇旅團 野砲兵聯隊 三十箇聯隊 特殊砲兵聯隊 二十箇聯隊	

步兵・騎兵・砲兵・工兵・輜重兵・航空兵・憲兵の七兵科に大別せられ、歩兵を主力とする。歩兵・憲兵以外の各兵科を總稱して特科隊といふ。砲兵の兵科は、野戰砲兵・重砲兵・海岸重砲兵・騎砲兵・山砲兵に分れ、工兵の兵科には、鐵道兵・電信兵・自動車兵がある。以上の各科に縫工・靴工・看護などの諸兵があり、別に經理・衛生・軍樂の諸部が附屬して居る。

海軍は、全國の海岸及び海面を四海軍區に分ち、各海軍區に軍港を設け、これを艦隊の根據地と爲し、そこに海軍鎮守府を置く。海軍鎮守府は、出師の準備・防禦の計畫・軍需品の補給・軍艦の建造及び修理・兵員の徵集及び訓練・海軍區の警備・所屬部隊の監督を掌る。又特に警備の必要のある海岸には、要港を設け、

そこに要港部を置き、所轄警備區の防禦警備を掌らしめて居る。各軍港には、必ず海兵團及び防備隊があ

列國海軍既成艦艇概要 (昭和十三年九月末基準排水量)

艦力主 (戰艦 戰艦式 航空母艦)	日 本		米 國		英 國		佛 國		伊 國		獨 國		ソ 聯	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
巡洋艦 A級	三	一〇七、八〇〇	一七	一六、二〇〇	一五	一四、二〇〇	七	七〇、〇〇〇	八	九、三三三	—	—	—	—
巡洋艦 B級	三	二四、二五〇	一五	二〇、五〇〇	四〇	二七、六〇〇	一三	八、四〇〇	一五	八、八八八	六	五、四〇〇	—	—
驅逐艦	一三	一四、〇八八	二六	二六、五五五	一六	二〇、六六四	七	三三、〇〇〇	二〇	二二、〇〇〇	一	三、〇〇〇	—	—
潛水艦	〇	七、七〇〇	八	八、〇七五	二	五、七五〇	七	七、七〇〇	〇	〇、〇〇〇	三	三、〇〇〇	—	—
合計	三三	八〇、〇五七	六六	一三、一五〇	七二	一〇、七三三	一五	五〇、七三三	二七	四四、〇四一	九	一五、七〇七	—	—
備考	▲は水上機母艦を示す		▲は水上機母艦を示す		▲は水上機母艦を示す		▲は水上機母艦を示す		▲は水上機母艦を示す		▲は水上機母艦を示す		▲は水上機母艦を示す	
1	米國には本表に示せる以外に掃海艦にして補助航空母艦として使用中のもの一〇隻あり													
2	米國驅逐艦中には輕敷設艦四隻、六四〇噸を含む													
3														

り、又海軍航空隊もあることがある。わが國の軍港は、横須賀・吳・佐世保・舞鶴で、要港は、大湊・旅順・鎮海灣・馬港である。

艦船は、軍艦（戦艦・巡洋艦・航空母艦・潜水母艦・敷設艦・海防艦・砲艦）・驅逐艦・潜水艦・水雷艇・掃海艇・特務艦（工作艦・運送艦・砕氷艦・測量艦・標的艦・練習特務艦）などに分たれる。艦船は、これを艦隊に分ち、二以上の艦隊をもつて聯合艦隊を編制する。

海軍は、水兵及び機關兵を主とするが、その他、看護・主計・軍樂・航空の諸兵があつて、各自の分擔に従ひ、國防の任に當つて居る。

海軍は、平時にあつては、沿海の警備の外に、漁業の保護・海外貿易の保護・海外居留民の保護などに任じ、國家及び國民のために有益な機能を營んで居る。

陸海軍軍人で現役に服して居らない者を總稱して在郷軍人といふ。將校・下士官・兵、その他、身分の何だるを問はない。在郷軍人の數は、現役軍人の十數倍を算するから、國家總動員の場合は、國軍編成の大部分を形成する。だから、國家は、在郷軍人をして現役間に受けた軍人精神及び軍事教練を復習せしめるために、服役令を定め、演習召集を行ひ、その訓練を怠らない。在郷軍人は、軍隊で修養した規律・團體訓練・奉公至誠の精神を體して、地方良民の儀表となり、平時においては、災害その他の不時の場合に公共の保持に當り、戦時に際しては、義勇奉公の誠を效して國家の干城となるべき重大な責任を有する。在郷軍

人は、帝國在郷軍人會を組織し、聖旨を體して軍人精神の鍛鍊及び軍事能力の増進に大に努力して居る。

次に國防は、軍備の充實以外にも、他の國力の充實に俟つことが大でなければならぬ。

國防は、軍備を中核とするから、軍人がその中心とならなければならぬが、しかし、本來、國民全體がそれを負擔するべきものであるから、一朝有事の場合には、國民全體が擧つてそれに當る必要がある。だから、國家は、戦時においては、常に國軍の全部もしくは一部を動員し、人員・馬匹・兵器・彈藥・食糧などを平時の態勢から戦争の態勢へ移すのみでなく、又實に必要に應じては、國內の人的及び物的資源を統制・運用し、勞務・物資・價格・業務・及び言論をも管理し、組織的に戦時の態勢を整へ、全面的に最大の國防力を發揮しなければならぬ。殊に今日の戦争は、總國力戦であるから、尙更である。戦争もしくは戦争に準ずるべき事變に際して、國防目的を達成するために、國の全力を最も有効に發揮せしめるやう、かくの如く、人的及び物的資源を統制・運用することは、これを國家總動員といふ。

世界大戦後、各國は、大戦の經驗に鑑み、競つて國家總動員を有効にする方法を講じて居つたが、わが國も、亦その例に漏れない。即ち、わが國においては、政府は、この趣旨において、既に大正七年に、軍需工業動員法を制定した。軍需工業動員とは、戦時に際して、政府が、軍需品の生産のために必要ときは、軍需品原料・燃料・電力・動力などを生産する工場・事業場・附屬設備などを管理し、使用し、收用することをいふ。昭和二年には、内閣に資源局を置き、陸海軍その他の官廳と協力して、人的及び物的資源の調査

及び統制に従事せしめ、別に總動員演習を計畫して、國家總動員の準備に努め、又各學校において教練を課して、一般に國防思想の普及を計つたが、昭和十二年、支那事變が勃發するに及んで、萬全を期する必要を認め、昭和十三年四月、國家總動員法を制定して、軍需工業動員法に代らしめ、廣汎の範圍において諸多の動員を定め、國防目的の達成に遺漏なきを期した。國家總動員法に依れば、政府は、國防目的の達成のため、人的及び物的資源を統制・運用する必要から、臣民を徵用し、いはゆる總動員物資（即ち軍用物資・衣食物資・醫療用物資・輸送用物資・信用物資・照明用物資・燃料及び電力など）を使用・收用・管理し、或はその生産・消費・所持・移轉などを制限し、又ははゆる總動員業務（總動員物資の生産その他に關する業務、運輸・通信・金融・その他に關する業務など）の統制を爲し得ることとなつて居る。

國家總動員法は、その諸規定の發動を多く勅令の定めるところに譲つて居るが、支那事變の進展に伴ひ、緊急と目せられる規定から、逐次、發動せられて來た。國家總動員法に基づいて發動せられた勅令の主なものを挙げれば、次の如くである。（昭和十四年八月末現在）

(一) 國家總動員審議會官制 國家總動員法第五十條に基づいて、昭和十三年五月、公布せられたもので、その規定に依れば、國家總動員審議會は、關係各大臣の諮問に應じ、又國家總動員法施行上の重要事項を調査・審議し、これらの事項に關し、關係大臣に建議し得るとせられて居る。

(二) 總動員補償委員會規程 國家總動員法第二十九條に基づいて、昭和十三年七月、公布せられたもので、その規定に依れば、總動員補償委員會は、國家總動員法の實施に當つて生じた國民の損失を補償することに關する事項を調査・審議するものとなつて居る。

(三) 總動員業務指定令 國家總動員法第三條第九號に基づいて、昭和十四年七月、公布せられ、軍事上特に必要な土木建築に關する業

務を總動員上必要な業務として指定したものである。因みに、國家總動員法第三條第一號乃至第八號においては、總動員業務に屬する業務を列擧して居るが、第九號は、勅令の指定に委ねて居る。

(四) 工場事業場管理令 國家總動員法第十三條に基づいて、昭和十三年五月、公布せられたもので、總動員業務たる事業に屬する工場もしくは事業場の管理に關する事項を規定して居る。

(五) 總動員業務事業設備令 國家總動員法第十六條に基づいて、昭和十四年七月、公布せられたもので、總動員業務たる事業に屬する設備の新設・擴張もしくは改良に關して規定して居る。

(六) 總動員業務事業主計畫令 國家總動員法第二十四條に基づいて、昭和十四年七月、公布せられたもので、總動員業務たる事業の事業主として爲さしめるべき事業計畫の設定もしくは演練に關して規定して居る。

(七) 總動員試験研究令 國家總動員法第二十五條に基づいて、昭和十四年八月、公布せられたもので、總動員物資の生産もしくは修理を業とする者又は試験研究機關の管理者をして爲さしめるべき、總動員物資に關する事項その他總動員上必要な事項の試験・研究に關して規定して居る。

(八) 會社利益配當及資金融通令 國家總動員法第十一條に基づいて、昭和十四年四月、公布せられたもので、會社の利益配當制限・會社の經理・及び銀行の資金の運用に關して規定して居る。

(九) 従業者雇入制限令 勞働力の需給調整の目的の下に、國家總動員法第六條に基づいて、昭和十四年三月、公布せられたもので、これに依れば、工場もしくは事業場において、軍需産業關係の従業者を雇入れようとする場合には、所定の職業紹介所長の認可を受けなければならぬこととなつて居る。

(一〇) 學校卒業生使用制限令 國家總動員法第六條に基づいて、昭和十三年八月、公布せられたもので、これに依れば、學校卒業生を雇傭契約に基づいて使用しようとする場合には、厚生大臣の認可を受けなければならないこととなつて居る。

(一一) 工場就業時間制限令 國家總動員法第六條に基づいて、昭和十四年三月、公布せられたもので、工場法に依つて保護せられて居ない成年男子勞働者の工場における就業時間の制限を規定して居る。

- (一二) 賃金統制令 戦時下勞賃の急騰を防止し、併せて勞働力の需給を調整しようとする目的の下に、國家總動員法第六條に基づいて、昭和十四年三月、公布せられたものである。
- (一三) 工場事業場技能者養成令 熟練工の不足を充たし、且將來の生産力擴充の要に備へるため、工場主・事業場主に對して義務的に熟練工を養成せしめようとする趣旨の下に、國家總動員法第二十二條に基づいて、昭和十四年三月、公布せられたものである。
- (一四) 學校技能者養成令 國家總動員法第二十二條に基づいて、昭和十四年三月、公布せられたもので、文部大臣の命ずる學校もしくは文部大臣の所管に屬する養成所における技能者養成に關して規定して居る。
- (一五) 國民徵用令 國家總動員法第四條に基づいて、昭和十四年七月、公布せられたもので、これに依れば、本令は、専ら國家の行ふ總動員業務に従事せしめる目的をもつて臣民を徵用する場合に運用せられ、且その徵用は、特別の事由ある場合の外、職業紹介所の職業紹介その他の募集方法に依つて所要の人員を得られない場合に限つて行はれることとなつて居る。
- (一六) 國民職業能力申告令 國家總動員法第二十一條に基づいて、昭和十四年一月、公布せられたもので、主として一般國民の職業能力に關する事項の申告及びその職業能力の検査に關して規定して居る。
- (一七) 醫療關係者職業能力申告令 國家總動員法第二十一條に基づいて、昭和十三年八月、公布せられたもので、醫療關係者の職業能力に關する事項の申告及びその職業能力の検査に關して規定して居る。
- (一八) 獸醫師職業能力申告令 國家總動員法第二十一條に基づいて、昭和十四年二月、公布せられたもので、獸醫師の職業能力に關する事項の申告及びその職業能力の検査に關して規定して居る。
- (一九) 船員職業能力申告令 國家總動員法第二十一條に基づいて、昭和十四年一月、公布せられたもので、船員の職業能力に關する事項の申告及びその職業能力の検査に關して規定して居る。

現代の戰爭は、總國力戰である上に、世界の交通は、漸次にその頻繁の度合を加へ、各國の利害は、これとともに次第にその緊密の關係を大にして居るから、戰爭は、一度勃發すれば、必然的に世界の全範圍

に擴大し、且容易に終熄しない恐れがある。かくて、今日、各國は、戰爭の發生に對して極度に警戒して居る。けれども、それにも拘らず、戰爭は、決して絶滅しない。支那事變・ヨーロッパ大戰などは、かくして起つた。即ち、戰爭は、各國が欲しないに拘らず發生することがあり、殊に交戰國の中立侵犯などに依つて、止むを得ず戰爭に参加することもあるから、各國は、戰爭が發生した場合に、その戰爭は、必ず勝つやう、平時において既に用意するところがなければならぬ。かくて、國家は、通常、一方において、軍備の充實に努めて、直接に國力の充實を圖るとともに、他方においては、國民經濟を充實し且國民精神の作興に努めて、間接に國力の充實を計り、もつて、一朝有事の場合に、有效な結果を擧げようとして居る。

戰爭の持續のためには、國民經濟の充實が必要であり、そしてこの國民經濟の充實に對して、一國の産業の發達が、その前提を爲す。殊に國家總動員の如きは、例へば、重工業・化學工業などの如きいはゆる軍需工業の發達がなければ、決して有効に行はれ得ない。けれども、それにも況して重要なものは、國民精神の作興である。わが國は、古來、金匱無缺の國體を誇り、未だ曾つて外敵の侮辱を受けたことがないが、これは、全く國民に舉國一致の美風が存し、忠君愛國の赤心が特に強く、天皇陛下のために、社會の總體の者のために、一身を犠牲にして悔いなき熱誠が存したことに因る。戰爭は、國運を賭しての力闘であり、社會の總體の者の生々發達を促進すると否との運命の分れるところであるから、國民にこの美風・この赤

心・この熱誠がなければ、その戦争は、決して勝たない。現代のわが國民は、このわが國獨特の國民精神をますます強力にして、金匱無缺の國體を永遠に光輝あらしめる責任を有つ。

國防は、全國家・全國民の問題であるから、この責任は、全國民がこれを負ふ。現在、わが國において、諸種の事情から、國防の義務の負擔の方法が、内地と外地とに依つて異なるところがあつても、國民は、自己に許された範圍において、自己の力の及ぶ限り、國防の目的に一致協力して、その責任を果す用意を有つことが肝要である。

三 國際協力

人生の目的従つて又國家の目的は、國民の總體の者延いては人類全般の生々發達を促進することにあるから、この大目的の實現のためには、各國民及び各國家は、相互に協力しなければならない。この協力は、これを國際協力といふ。國際協力のためには、人々乃至國家相互の理解が必要であり、そしてその理解のためには、一方においては不要の誤解を一掃する方法と、他方においては小異を棄てて大同に就く用意が必要である。

世界の交通は、日に月に進歩し、一國の産業・經濟・思想・學問・技術・藝術・風俗・慣習などは、一として外國との關係を離れて、その向上・發展を考へることができない。政治・行政に關しても、亦同様である。

世界の距離は往時に比して著しく短縮せられて、人類の歴史は、今日は、まさしく各國家もしくは各國民の相互依存時代に入つて居る。世界のあらゆる文化機構は、精妙な機械よりも微妙に關聯して、或個所に起つた障礙は、全世界にその影響を及す。だから、各國がその修好關係を基礎として、世界全體の連帶性を充實し、相互に幫助して、禍害を輕減し、幸福を増進するに努力することは、現代において特に重要であるといはなければならない。

國際協力を有效ならしめる上に重大な影響を有つものは、各國の和衷協同を進めようとする強大國の熱意・熱誠のある態度である。世界における強大國が、國家の本來の目的の充分な自覺において、この熱意・熱誠のある態度を示すときには、小弱國は、もちろん、翕然としてこれに倣ふ。今日、わが國は、世界有数の強國として、國際場裡に重要な地位を占め、殊に東洋においては、正に指導的地位を有して居るから、その一般に、殊に東洋において爲すべき任務には、特に重大なものがある。

國際協力を圓滿ならしめるためには、國家は、原則として、國際法に準據して行動しなければならない。國際法とは、國際社會において行はれる法をいふ。いはゆる法は、既に前に説かれたやうに、道德と相對立し、道德が獨自律であるに反して相互律に屬するもので、その本質は、社會的規範意識に外ならない。(國憲と國法の章、參照)國際社會は、國家の全部もしくは一部から成る社會で、世界社會の一部を形成する。世界社會は、世界即ちここでは地球の全範圍において、個人及び各種の個人の複合(即ち例へば民族・階級・

宗教團體・産業團體・地方團體・國家などが、重疊的に共存し、それらの錯綜した交渉に依つて一體を爲すに至つたもので、畢竟するに、「くに」即ち國家社會の總體に外ならない。世界の交通の發達が、未だ今日の如くに顯著でない時代には、國際社會が成立して後も、未だ世界社會の成立を見なかつたが、近時、國家以外に國民相互の交渉が頻繁を加へるに従つて、世界社會は、漸く、その成立の途に就いた。いはゆる世界經濟の成立の傾向などは、その標徴に外ならない。世界社會が成立すれば、國際社會において行はれる法即ち國際法も、國家の内外から支持を得て、その有力性を加へる。

國際法の中で、國際協力に特に必要なのは、國際公法である。國際公法は、國際間の慣習と條約とに基づいて成立する。その慣習に基づいて成立した法たる社會的規範意識は、即ち國際慣習法であり、そして條約なる制規に基づいて成立する法たる社會的規範意識は、即ち國際制定法といはれ得る。慣習は、今日までの國際公法の主要成立形式であつたが、しかし、條約も、亦その重要な成立形式であり、そして今後、國際間の交渉の複雑多岐を加へるに伴ひ、これを迅速・明確に解決するものとして、ますますその重要を加へることは、疑はれ得ない。

條約は、二國家もしくは多數國家の間に成立した合意で、國際協力を圓滿にし、自他の幸福を増進するために締結せられた明示的約束であることを通常とする。條約の締結は、當事國がそれぞれ全權委員を任命して折衝を遂げ、條約書を作成して、各員がこれに署名・調印し、更に本國元首の批准を経、且これを交換して、始めて確定的にその效力を生ずる。但し、その效力の發生の時期は、全權の署名・調印の時に遡ることを通常とする。わが國においては、外國との條約の締結は、憲法の定めるところに依つて天皇の大權に屬し、天皇の御嘉納即ち批准を俟つて成立する。條約の批准は、天皇が樞密院に諮詢して行はせられ給ひ、その形式としては、條約の原本の末尾に批准書を記載し、御親署の後に國璽を鈐せられ給ひ、外務大臣がこれに副署する。條約は、國內的には、公布に依つて國民を拘束する。

條約は、これを政治的條約と非政治的條約との二に區別することができる。政治的條約は、國家の存立・威信・領土などに關するもので、例へば、同盟條約・平和條約・講和條約・國際聯盟規約・不戰條約・軍備縮少條約・赤十字條約などがこれに屬し、非政治的條約は、經濟的もしくは社會的利益の増進に關するもので、例へば、萬國郵便條約・國際電氣通信條約・メートル條約・萬國工業所有權保護同盟條約・通商航海條約・航空條約・領事條約・犯罪人引渡條約などが、その例である。

條約を締結し、そして國家がその條約に準據して行動することは、國際協力を圓滑にするための要件ではあるが、しかし、國際協力は、國際協同にまで高められなければ、未だ決して十分であるとせられない。國際協同の實を擧げるためには、政治的・非政治的諸條約の締結と、及びこれらの諸條約に基づいて開かれる各種の會議とが、特に重大である。國際協同に與つて力のあつた從來の條約及び會議には、交通に關しては、萬國郵便條約(明治七年)・國際電氣通信條約(昭和八年)・國際航空條約(大正八年)などがあり、産

業に關しては、萬國工業所有權保護同盟條約(明治十四年)・萬國農事協會(明治三十八年)・各國商工業會議所會議(大正九年)などがあり、學術・衛生・勞働・教育などに關しても、亦多くの文化的協同が行はれ、殊に戰爭に關しては、赤十字條約・不戰條約・平和會議・軍縮會議などがあるが、なかんづく最も顯著なものは、國際聯盟の成立(大正九年)であつた。

國際聯盟は、世界大戰に總決算を與へたヴェルサイユの講和會議において、アメリカ合衆國大統領ウィルソンの提唱に基づいて、將來、戰爭の大慘禍を繰返さないために成立したもので、非戰主義を採り、秘密外交を排し、國際法の確立を期し、正義を保持し、條約上の義務を尊重し、かくて、國際協同を促進し、各國間の平和・安寧を實現することを目的とした。聯盟の管掌する事項には、軍備の縮少・領土の保全乃至獨立の尊重・仲裁裁判・國際司法裁判所・違約國に對する制裁・委任統治・人道問題・社會問題などがあつた。即ち、聯盟は、かくて、一方においては戰爭の防止を使命とする平和團體であつたとともに、他方においては各種の文化的協力を任務とする文化團體であつた。それは、締盟各國の獨立を認めながら、國際的幸福に關する問題をばでさるだけ聯盟の協同の力に依つて解決しようとするものであつた。

國際聯盟は、今日、ヨーロッパ大戰の勃發とともに、實質的には殆ど全くその機能を停止するに至つたが、形式的には、尙その存在を續け、現在、五十餘國の加盟國から成り、人類の歴史あつて以來の最大の國際團體である。聯盟の加盟國に、原締盟國と加入國とがある。聯盟の成立の當初には、原締盟國に、日

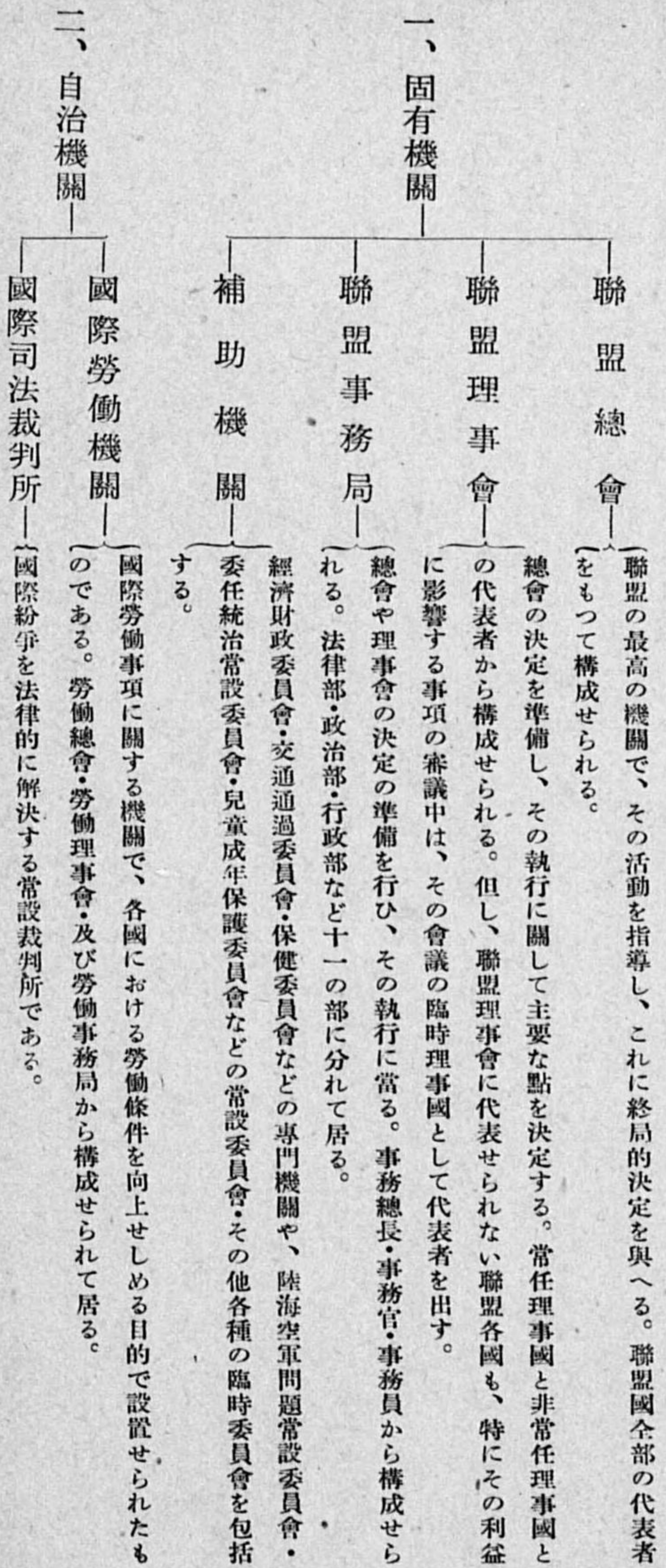
本・イギリス・フランス・及びイタリーの外に、それらの指導の下に他の二十餘國を算へた。その他の諸國は、皆聯盟成立後に參加した加入國である。アメリカ合衆國は、世界大戰に參加し、又ヴェルサイユ講和會議にも主たる役割を演じ、當然、原締盟國に入るべきであつたが、國內的事情から、遂に全く聯盟に入らないで、今日に及んで居る。

國際聯盟は、その成立以來、國際平和及び國際協力の促進に大いに努力するところがあつたが、その成果は、その目的の崇高であるに比して、必ずしも十分でなかつた。聯盟に存する本質的な缺陷は、主要加盟國がヨーロッパに偏在して居るために、東洋の事情に對して正當の認識を缺いたことや、徒らに現状維持を重んじて、社會の狀態・事情・要求の變遷に拘らず、新事態への順應を慮らなかつたことなどにあつた。聯盟が有力國の信頼を失ひ、無力に陥つた原因は、全くこれらの缺陷にある。わが國は、聯盟の原締盟國の一として、その成立以前から聯盟のために盡すことが大であつたが、昭和六年に起つた滿洲問題に關して、聯盟と其の見るところを異にし、昭和八年三月、遂にこれを脱退し、その他、ドイツは昭和八年に、及びイタリーは昭和十二年に、聯盟を脱退した。

これらの二國は、わが國とともに、いはゆる「持たぬ國」として知られて居つたが、昭和十一年、イタリーは、遂にエチオピアを攻略し、その後、又アルバニアを併合し、昭和十二年、わが國は、支那と今回の支那事變を戦ふに至り、そしてドイツは、昭和十一年、ライオン地方に進駐し、昭和十二年、オーストリアと合邦し、ズデーテン地方を併合し、その後、チェッコを保護領とし、スロヴァキアを保護國とし、メーメル地方を併合し、更に昭和十四年、ポーランドを攻略し、遂に同年九月、今回のヨーロッパ大戰を惹起するに至つた。

イタリー及びドイツの行動を論議することは、この問題でないが、わが國が支那事變を戦ふに至つたことの正當防衛に出でたものであることに關しては、既に前にこれを述べた。

國際聯盟の機關には、聯盟總會・聯盟理事會・聯盟事務局など種々あるが、その主要のものを網羅し、分類すれば、次の如きものとなる。



國際聯盟の本部は、スキスのジュネーヴに在る。聯盟總會は、毎年一回、九月にそこで開催せられ、又

聯盟理事會は、毎年四回、そこで開催せられる。聯盟事務局は、常設機關で、亦同地に在る。國際勞働機關を構成する勞働總會・勞働理事會・及び勞働事務局の會合も、亦それぞれ聯盟總會・聯盟理事會・及び聯盟事務局に準ずる。國際司法裁判所は、オランダのヘーグに設置せられて居る。

世界の平和を促進し、國民の負擔を軽減するために、各國は、國際聯盟の事業の外に、軍備縮小に關して種々の會議を開いて來たが、その中で、大國の軍縮協定を可能ならしめたものとして注目せられるべきものに、ワシントン軍縮會議及びロンドン軍縮會議がある。ワシントン軍縮會議は、アメリカ合衆國大統領ハーディングの提唱に基づいて、大正十一年十一月、日本・イギリス・アメリカ合衆國・フランス・及びイタリーの五大國に依つて開催せられ、大正十一年二月、五國海軍條約の調印を見るに至つたものである。この條約は、ワシントン條約と稱せられ、その要點は、次の如くである。

- (一) イギリス・アメリカ合衆國・日本・フランス・イタリーの主力艦の比率を、五・五・三・一、七五・一、七五とする。
- (二) 建造中の主力艦を廢棄し、且十ヶ年間建造を休止すること。
- (三) 戰艦限度は、三萬五千噸・十六吋砲、航空母艦限度は、二萬七千噸・八吋砲とすること。
- (四) 巡洋艦限度は、一萬噸・八吋砲とし、建造量は、制限しないこと。
- (五) 太平洋前進根據地の現状維持を約すること。

イギリス及びアメリカ合衆國は、補助艦についても、主力艦と同様な比率を主張したが、フランスは、敢然、反對したので、その協定を見るに至らなかつた。尙、ワシントン條約の有効期間は、一九三六年十二月末日までとせられた。

このワシントン軍縮會議において補助艦制限が爲されなかつたために、ワシントン條約に依つて主力艦の競争は熄んだが、それに代つて補助艦の競争が、新たに起つた。かくて、昭和二年六月、ジュネーヴ軍縮會議が、アメリカ合衆國大統領タフトに依つて招請せられ、日本・イギリス・及びアメリカ合衆國の間において、補助艦制限の協定が試みられたが、イギリス及びアメリカ合衆國の正面衝突のために、遂に流産した。越えて昭和五年一月、イギリスの首相マクドナルドの提唱に基づいて、ロンドン軍縮會議が、日本・イギリス・アメ

リカ合衆國・フランス・及びイタリーの五國に依つて開催せられたが、この度は、その協定が成功して、同年四月、日本・イギリス・及びアメリカ合衆國の三國の補助艦保有量を定めた、いはゆるロンドン條約の調印を見るに至つた。今、この條約に依る右三國の補助艦保有量を圖表に依つて示すと、次の如くである。

艦種	イギリス	アメリカ合衆國	日本
大型巡洋艦	一四六、八〇〇 ^{トン}	一八〇、〇〇〇 ^{トン}	一〇八、四〇〇 ^{トン}
輕巡洋艦	一九二、二〇〇	一四三、五〇〇	一〇〇、四五〇
驅逐艦	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇五、五〇〇
潜水艦	五二、七〇〇	五二、七〇〇	五二、七〇〇
合計	五四一、七〇〇	五二六、二〇〇	三六七、〇五〇

但し、わが國は、將來、大型巡洋艦や潜水艦の缺乏を補正する必要あることを察し、ロンドン條約の有効期間を五年と爲し、その改訂に際しては増率・増量を主張することを留保する旨を宣言した。

ワシントン條約及びロンドン條約は、今日において

は、その有効期間が既に満了したので、全くその效力を失つて居るが、これらの條約よりも、一層多數の國家を拘束し、世界の平和を確立し、人類の福祉を増進する趣旨において締結せられたものに、いはゆる不戰條約がある。

不戰條約は、昭和二年、フランス外務大臣ブリアンがアメリカ合衆國に對して提案したこれら二國間の不戰條約案に基づいて、同三年四月、アメリカ合衆國國務長官ケロッグが多邊的不戰條約案として列國に提起して成立したもので、同三年八月、パリにおいて日本・イギリス・アメリカ合衆國・フランス・イタリー・ドイツなどの十五國間に調印せられ、越えて同四年七月、各國の批准を見たものであるが、その間、中華民國・ソヴェト聯邦を含む三十一國の加入があり、又その後、加入國が漸次増加して、今日においては、五十餘國を包含する條約となつて居る。この條約は、正確には、「戰爭放棄に關する一般條約」と呼ばれ、又提起者ケロッグの名を取つて、普通には、ケ

ロッグ不戰條約ともいはれ、國策の手段としての戰爭を否認し、一切の國際的紛争は、平和的手段に依つてこれを解決することを固く約束したものである。

戰爭放棄並びに軍備縮小に關する條約は、もちろん、その趣意において極めて望しいが、しかし、これを締結するに當つては、もとより、永久に世界の最強國乃至最大國の利己主義に委ねられるべきものではない。かくて、これらの條約の締結に當つては、強大國の自制は、最も必要である。けれど、戰爭を放棄し、軍備を縮小して、最も國富を重ね、毫末も侵害せられる虞を有たぬ者は、弱小國でなくして、むしろ、強大國であるからである。

四 國 交 と 國 民

國交とは、その通常の意義においては、國家と國家との間の交通・交際をいふが、しかし、その本來の意義においては、この外に、一國家内における個人もしくは團體と他國家内における個人もしくは團體との交通・交際をも加へて、國家の範圍に從つて分れた社會と社會、別言すれば「くに」と「くに」との間の交通・交際をいふ。

國交の圓滿を期するためには、國家は、國際禮讓を守り、相互に他の國家を尊重し、又、外交使節を派遣して、相互の意思を疏通し、感情の融和を計ることが肝要である。

國交において國家を代表するものは、一國の元首である。元首は、儀禮に關する場合を除く外は、通常、外交事務を處理するために、國內に外務大臣を置き、又國外に外交使節を派遣して、元首の名において外國と折衝せしめる。外務大臣は、外務行政に關する最上級の行政官廳で、同時に又國務大臣であり、外交

使節は、外務大臣の監督の下に外交事務を處理するために外國に在る官吏に外ならない。

條約を締結した國家を締盟國といふ。國家が條約を締結した場合には、締盟國は、互に他の國家に外交使節を駐在せしめる。これを常任外交使節もしくは單に外交使節といひ、臨時派遣の外交使節と差別する。外交使節は、國際公法に従つて、先づ元首の信任状もしくは全權委任状を授けられ、これを駐在國もしくは出席するべき列國會議に提出して、その權限を認められた後に、その職務を執る。これに、特命全權大使・特命全權公使・辨理公使・代理公使がある。わが國は、イギリス・フランス・ベルギー・アメリカ合衆國・ドイツ・ソヴェエト聯邦・イタリー・トルコ・ブラジル・滿洲國の十ヶ國に大使を派遣し、そしてスウェーデンその他の二十六ヶ國に公使を派遣して居る。この外、中華民國には、支那事變前は、大使を派遣して居つたが、事變後成立した北支那臨時政府及び中支那維新政府のために、公使を派遣し、更にこれらを統一した正統國民政府が成立するとともに、大使を派遣して居る。各種の外交使節は、特權と職務とは差別がないが、名譽と席次とは、優劣の差異がある。

外交使節及び隨員は、これを外交官といふ。一般に外交官とその家族とは、不可侵權と治外法權との特權を有する。不可侵權とは、身體・名譽・館舍・文書の不可侵をいひ、治外法權とは、裁判・警察・課税・信教に關して、恰も駐在國の領域外に在ると同様の取扱を受けることをいふ。

外交官の外に、領事がある。駐在外交官が、本國と駐在國との外交及び通商、一般に外國情勢の觀察・報

告、在留本國民の保護・監督を掌る者であるに反して、領事は、外國に駐在し、主として本國の通商貿易の保護・獎勵を爲し、且在留本國民の保護・取締に任ずる。領事には、派遣領事と名譽領事とがある。派遣領事は、本國民の派遣せられた領事官であり、名譽領事は、本國の囑託に係る領事で、領事接受國の國民であることを通常とする。派遣領事には、總領事・領事・副領事・領事官補がある。領事官は、外交官ではないが、外交官に準ずる特種が認められ、大使・公使の如くに國家間の修交關係の成立するとともに當然に設置せられるものでなく、特別の條約に依つてその駐在が許容せられる。尙、領事は、條約もしくは慣例に基づいて、司法保護の充分でない國家に在留する本國民に對して、いはゆる領事裁判權を認められることがある。

領事には、大使・公使と異なつて、一國に一人といふ數の制限がない。大使館・公使館は、概ね國の首府に置かれるが、總領事館・領事館は、通商貿易上重要な都市に置かれる。

國交の圓滿は、外交使節・領事などの外交に俟つことが頗る大であるが、更にこれに加へるに、國民の外交に對する援助、及び殊に國民相互の交驩がなければ、決して完全でない。

現代においては、世界の交通は、ますますその發達を加へ、國際間の交渉は、いよいよその複雑を増して居るから、一方においては、一國の個人もしくは團體の、他國の個人もしくは團體に對する行動も、國際的意義を有ち、かくて、國民各自の行動が、國家の性格を表現するものとして國交上の關係に甚大な影

響を與へることがあるとともに、他方においては、國交上の出來事が、常に國家全體に對してのみでなく、直接に國家内における個人及び團體の利害・休戚に重大な影響を與へることが、ますますその度を加へて來た。だから、國交は、國家にとつても、亦國民にとつても、決して單に專任の外交官や領事官の手にのみ委ねられ得ない。今日、いはゆる國民外交が各方面から要望せられ、且それが次第に實現せられて行く趨勢にあるのは、このためである。

國民外交は、世界の全人類の共同生活における連帶性が自覺せられて、要望せられるに至つたものであるから、これを徹底すれば、決して一國の利己心のみで立脚した恣意的外交であり得ないことは、もちろんである。人類生活における連帶性が未だ顯著に自覺せられない外交官外交の時代には、祕密裡に權謀・術數の外交も行はれたが、國民外交の時代に入つては、かくの如き暗黒外交は、常に外交の目的と相容れないのみでなく、又實に時代の進歩とも相容れない。國民外交は、その性質上、祕密裡に行はれ得ないのであるから、國民は、正にこの性質に則つて、人類相愛の精神に基づき、國際正義を發揮し、他國の誤解を解き、他國民の猜疑を除くことに努力しなければならない。

國民外交は、一方においては、外交官の行ふ外交と獨立に行はれる。學問・美術・音樂などに依る國際的親善、競技・社交・旅行などに依る世界的交驛などは、その事例である。この種の外交は、只國民のみが行ひ得るものであり、そしてその際、自然に流露する人類の純情の、國交に好影響を與へることは、極めて大である。だから、この種の國民外交には、專任の外交官は、これを容易にし且促進するやうに協力しなければならない。けれども、國民外交は、他方においては、外交官の行ふ外交のよい援助となる必要がある。國民外交は、決して外交官の行ふ外交を無用ならしめるものでないから、國民は、外交官の外交方針を適正に理解して、これに協力する努力を惜んではならない。かくて、この種の國民外交には、外交官の適當な指導が必要であるとともに、國民の平素における外交知識の準備が肝要である。

國交の圓滿は、決して輕視せられ得ず、國民外交の意義も、重大であるとすれば、國民は、平素、外國に關する知識を廣め、外交に關する判斷を適正にし、自ら國家及び國民を代表しても決して耻ぢない心持で、外國人にも接し、外國との親善に盡すところがなければならない。

第十章 わが國の使命

一 世界におけるわが國の地位

地球の表面積は、約五億一千万方呎であり、わが國の總面積の約七百五十倍もあるが、人類の住み得る陸地の面積は、わが國の總面積の約二百倍であるから、わが國の領土は、世界の領土の約〇・五パーセントを占めるといふことができる。現在の世界の人口統計は、約二十億といはれて居るから、わが國の總人口の約二十一倍であり、従つてわが國の人口は、世界の人口の約五パーセントを占める。

人口及び領土に關するこれらの割合は、わが國の人口密度が、世界の平均密度の十倍であることを意義するもので、わが國が、土地の割合に人口の非常に多いことを示す。世界には、現在、獨立國が六十二あるが、わが國は、その領土において第二十四位にあり、人口においては第六位にある。

わが國が、かくの如くに、領土の割合に人口の多いことは、わが國の政治・經濟・財政・外交などにおいて、多くの問題を招來する。殊にわが國の領土は、その廣表の狭小に加へて、天然の資源が必ずしも豊富でないために、産業の原料に關しても、充分の供給を保障し得ない。のみならず、わが國の産業は、近時、

急速に伸張し來りつつあるとはいへ、その發展の日が尙淺いために、國民所得においても、決して大でなく、殊に況んや國富に至つては、依然として貧弱である。

けれども、わが國の人口の多いことは、わが國民の發展力の旺盛とその活動の重要性とを語るもので、單にこの點のみからしても、わが國は、世界において、到底、無視せられ得ない存在でなければならぬ。殊に、今日、わが國は、その軍備において、世界の列強に伍して聊かも遜色がない程に充實し、他國の理不盡の暴虐を排除し得る十分の威力を有するから、世界の大國の一たる資格は、充分にこれを具へて居り、又一般の國民教育は非常に普及し、文化は向上し、産業は進歩し、國民の實力は頓に増大して居るから、世界の第一流の開明國に入れられるべき資格は、亦十分にこれを備へて居る。

かくて、わが國は、國際的に、且國內的に解決を必要とする種々の問題を有し、そしてこれらの問題は、國民の努力の下に、列國の協力を得て、正當に解決せられなければならないが、それにも拘らず、今日世界においてわが國の占める地位には、頗る高いものがある。わが國が、明治維新以來七十年の間に、この高い地位を得たことは、世界の等しく驚異とするところであるが、それは、只單にわが國の地理的位置の優越やその開國の時代的順適などの偶然的事情のみをもつて説明せられ得ないから、そこには、必ずわが國に獨特な、何らかの事情がなければならぬ。

今、かくの如き事情に屬するものとして先づ考へられるものに、國民の努力がある。けれども、單に國

民の努力に依つてわが國の急速の發達を解明することは、實は、餘りにも皮相である。わが國が、今日、世界の列強の間に重きを爲し、且かく重きを爲すまでに急速に發達し來つたことには、もとより國民の努力も與るが、しかし、この努力の由つて生ずるところに、わが國體の精華が存しなければならぬ。即ち、わが國が世界に比類のない優れた國體を有し、わが大君の仁慈の理想は高遠であり、われら御民の大君に對する忠誠は絶對であればこそ、ここに君民のづから一體を爲し、わが國民の努力は、常に著しい成果を擧げる。國民の努力が、わが國の世界における今日の地位を齎したとしても、その究極の原因がわが國體に存することは、知らなければならぬ。

わが國が國際間に有力な地位を占めることに依つて、われら自身も、亦他の國民の間に重きを爲すに至る。今日、わが國が列強の間に伍して毅然として國是を行ひ、われら國民が國外において侮蔑せられることなく生活し得るのは、全くわが萬邦無比の優れた國體の恩恵に外ならない。われらは、世界におけるわが國の今日の地位を思つて、これを祝福するとともに、わが國體に對して深い感謝を覚え、皇祖の神勅・肇國の本義・天皇の統治の有つ高大な意義について、今更ながらその感銘を新たにし、天壤無窮の皇運を扶翼する強い決意を爲さないことを得ない。

二 わが國の使命

世界におけるわが國の地位が、わが國體の尊嚴に依つて、列強の間に重きを加へて居るとすれば、わが國が、その人口及び生活資料に關して現實に有する種々の問題を、一方においては、社會正義に従つて解決するとともに、他方においては、國際正義に従つて、列強の協力に依つて解決することは、確かに可能である。

世界において、人口過剰國と人口過少國とが存し、又資源豊富國と資源不足國とが存することは、世界經濟の健全な發展からいつても、又、世界平和の維持もしくは促進からいつても、決して望ましいことではない。だから、今日、列強が、妄りに國際障壁を高くして、相互に他國民の入國を困難にし、かくて、人口過少國への移植を妨げ、又物資を自國の勢力範圍において自給しようとし、植民地及び親交國と連合して、いはゆる經濟ブロックを形成し、資源を壟斷し、且外國貨物の輸入を抑壓して居ることは、國家發展の過渡期における必然の現象ではあるが、しかし、本來、是正せられなければならないことである。

國際移植の自由と世界資源の開放とは、かくて、わが國が、國際正義のためにも、否社會正義のためにも、列強の協力に依つて、必ず實現しなければならぬことに屬するが、わが國は、かくの如き現實の大國策の實現に従事するに當つてはもちろんのこと、その他の問題を處理するに當つても、その使命が、國民全般の生々發達を計るにあるとともに、延いては世界全般の人類の生々發達にあることを決して忘却するものではない。

世界のいづれの國も、人類全般の生々發達に貢獻することをその使命とし、そして當然にその國に具る獨特の長所をもつてこの使命を果さなければならぬが、わが國が、他の國に比して、この使命を果し易い事情を有つて居ることは、われらの國民にとつて、甚だ喜ばしいことである。

先づわが國が、他國に比して、人類全般の生々發達に貢獻する使命を果し易い事情を有つて居ることは、わが國體の萬邦無比であることに徴して知られる。わが國は、皇祖天照大神の神勅に依つて、萬世一系の天皇これを統轄し給ふ。天皇と國民との間には、永遠不變に大家族としての親愛關係が存する。天皇は、仁慈にましまし、肇國の本義に則られて、統治の大理想の實現にいそしまれ、國民は、大御心を奉體して、輔翼の至誠を效し、克く忠孝の美德を發揮する。國史を貫いて炳乎として輝くわが國體の精華は、傳統を異にする他國にとつては、もとより倣はうとして倣ひ得ないところではあらうが、しかし、それは、わが國が、他國に範を垂れ得るとして世界に齎した貴重な土産に外ならない。わが國家の繁榮とともにいよいよ鞏まり、そして天壤とともに窮るところのないわが國體こそは、陸離たる光彩を放つて、萬古に不易であり、譬へば太陽の如くに、その存在それ自身において、既に、人類全般の生々發達に對して多大の貢獻を爲すものでなければならぬ。

次にわが國が、他國に比較して、人類全般の生々發達に貢獻する使命を果し易い事情を有つて居ることは、わが國の地理的位置の優越して居ることに徴しても、知られる。世界の交通の中心は、今や漸く大西洋を離れて、太平洋に移らうとして居るが、この千載の一遇の時代に一大飛躍を試み得るべきわが國は、その地理的位置において、印度及び支那に發達した東洋文化とヨーロッパ及びアメリカに發達した西洋文化との二大文化を融合するに最も好適した場所に在る。わが國は、國民の固有の信念と理想と、及び氣風と好尚とに基づき、これらの二大文化を融合して、人類の向上・發展に一大躍進を與へる綜合的世界文化を創成することが、決して不可能でない。顧みれば、わが國民は、古來、世界の文化の中心から著しく遠ざかり、優秀な素質を有ちながら、世界の文化に貢獻した事例を多く有ち得なかつたが、これは、わが國民の齊しく遺憾に堪へないところであつた。しかるに、今や、交通の進歩及び事情の變遷に依つて、他の國民よりも有利に最も榮譽のある新文化創造の使命の達成に参加する機會を有つに至つたことは、われら國民にとつて、この上もない本懐でなければならぬ。歴史は、大體において、文化の西漸を示して居る。西洋文化は、西漸して北海沿岸文化・大西洋文化として榮え、そしてこれは、今も、尙昔の如く榮えて居るが、將來は、更に西漸して、東洋文化との接觸を深め、そして太平洋を中心として新たな世界文化を榮えしめる時代を現出するであらう。わが國が世界文化の指導的地位に到達し得るべき時期は、かくて、漸く來らうとして居る。

わが國がその使命を果すために有するこれらの長所が、わが國にのみ固有であり、他の國に殆ど見られ得ないことは、更にこれらの長所を貴重なものとする。

人類全般の生々發達に貢獻するわが國の使命は、決して單に理論として想定せられたものではなくして、歴史的に建國の精神として堅持せられ、且現實に天皇の統治において確證せられて居る。國體の精華も、かくの如くにしてあり、綜合的世界文化の創成も、亦かくの如くして生ずるであらう。わが國がその使命をかくの如き背景において果し得ることは、世界に比類のないわが國の強味でなければならぬ。だから、われらは、わが國が、現實の大國策として、國際移植の自由と世界資源の開放とに關して強い主張を爲すことがあつても、それは、もちろん、人類全般の生々發達のためにこれを爲すのであるから、必ずや、列國の協力を得て、平和裡に實現せられることを疑はない。

三 われらの覺悟

わが國の使命は、かくの如きものであるから、われらの覺悟も、亦ちのづからそれに依つて規定せられる。われらは、わが優秀な國體を世界に宣揚し、肇國以來の大精神に基づいて、榮譽ある新文化を創造し、且國際移植の自由と世界資源の開放とを得るために、あらゆる平和的手段を講じなければならぬ。これらの事業は、もちろん、第一には、それぞれの要路にある國民に依つて擔當せられなければならないが、しかし、第二には、その以外の國民の援助に依つて達成せられなければならない。

かくて、わが國の使命は、もとより極めて大であるが、しかし、われらのその實現に協力する方法は、

極めて近きにある。例へば、學生が、その本分を自覺して、日毎に勉學に精勵し、そして長じて一定の職業に従事するときには、その職業に勤勉であることなどは、即ちそれである。人々が、子として、弟として、兄として、親として、もしくは學校の一員として、市町村の一員として、府縣の一員として、國家の一員として、毎日の生活を誠實に生活することは、即ち、わが國の使命の實現に協力するゆゑんに外ならない。人々は、只その際、意識的に協心戮力し、至誠奉公に力めればよい。われらが擧つてその業務に淬礪し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることさへあれば、わが國の使命は、ちのづから實現せられる。

天壤無窮の皇運の扶翼は、肇國の本義の實現、即ち天業の恢弘であり、そしてわが國の使命の實現は、人類全般をしてその生々發達を遂げしめるべき國家の使命の遂行、即ち國家の公的使命の達成である。わが國においては、天業の恢弘は、國家の公的使命の達成である。われら公民は、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることに依つて、人類全般の生々發達を意圖するわが國の使命の實現に、ちのづから、參加することとなる。

公民科精義 終

昭和十五年九月二日印刷
昭和十五年九月七日發行

公民科精義
定價金五圓

不許
複製

著者

田村 德治

發行者

東京市牛込區拂方町二十七番地
佐藤 正 叟

印刷者

東京市京橋區銀座西二丁目三番地
高橋 郁

發行所

東京市牛込區拂方町二十七番地
振替口座東京二九五〇七番

至 文 堂

電話牛込 (34) 四四四五番
四四五六番

東京帝國大學講師

大島正徳著

訂改倫理學概論	哲學概論	經驗派の哲學	新思想の批判と主張	現代哲學概觀	訂改自治公民の根本義	文學博士 增田惟茂著 實驗心理學序說	建國大學助教授 上田又次著 エドモンド・パーク研究	東京帝國大學教授 山中謙二著 增訂西洋史概說
千價 二・二〇	千價 二・九〇	千價 三・〇〇	千價 二・五〇	千價 二・八〇	千價 二・五〇	千價 五・〇〇	千價 一・七〇	千價 三・三〇
千價 二・二〇	千價 二・九〇	千價 三・〇〇	千價 二・五〇	千價 二・八〇	千價 二・五〇	千價 五・〇〇	千價 一・七〇	千價 三・三〇
千價 二・二〇	千價 二・九〇	千價 三・〇〇	千價 二・五〇	千價 二・八〇	千價 二・五〇	千價 五・〇〇	千價 一・七〇	千價 三・三〇

大西 貞治著 古代日本精神文化の研究 千價 三・八〇	文部省圖書監督官 倉野 憲司著 古事記の新研究 千價 三・〇〇	東京帝國大學助教授 池田 龜鑑著 宮廷女流日記文學 千價 三・〇〇	手塚 昇著 源氏物語の新研究 千價 二・八〇	片岡 良一著 井原西鶴 千價 三・〇〇	第一高等學校講師 湯地 孝著 樋口一葉論 千價 三・〇〇	東京帝國大學助教授 守隨 憲治著 日本戲曲選 千價 二・五〇	石田 元季著 俳文學考說 千價 六・〇〇	浦和高等學校教授 藤田徳太郎著 日本小說史論 千價 三・三〇	富澤 美穂子著 宇津保物語研究 千價 三・〇〇	關 みさを補訂 千價 一・四〇
----------------------------------	--	--	------------------------------	---------------------------	---------------------------------------	---	----------------------------	---	-------------------------------	--------------------

東京帝國大學教授 平 泉 澄 著 傳 統 千價 六・〇〇	萬 物 流 轉 千價 二・〇〇	我 が 歴 史 觀 千價 三・四〇	國 史 學 の 骨 髓 千價 一・八〇	建 武 中 興 の 本 義 千價 二・〇〇	武 士 道 の 復 活 千價 二・八〇	閻 齋 先生 と 日 本 精 神 千價 一・五〇	中 世 に 於 ける 精 神 生 活 千價 四・〇〇	中 世 に 於 ける 社 寺 と 社 會 と の 關 係 千價 三・〇〇
---------------------------------------	--------------------	----------------------	------------------------	--------------------------	------------------------	-----------------------------	-------------------------------	---

外 25
7.早

九州帝國大學教授 竹岡 勝也著	東京帝國大學助教授 文學博士 坂本 太郎著	東京帝國大學助教授 文學博士 坂本 太郎著	原田 亨一著	京城帝國大學助教授 末松 保和著	東京帝國大學史料編纂官 小野 均著	廣島文理科大學教授 小林 健三著	建國大學助教授 寺田 剛著	拓殖大學講師 松本 純郎著	ブールジュエ著 森下 辰夫譯
近世史の發展と國學者の運動	大化改新の研究	上代驛制の研究	近世日本演劇の源流	近世に於ける北方問題の進展	近世城下町の研究	日本神道史の研究	大橋訥菴先生傳	山鹿素行先生	秩序の爲に
千價 三〇〇 ・一四	千價 五〇〇 ・三二	千價 二二〇 ・一四	千價 二二〇 ・一四	千價 二二〇 ・一四	千價 二五〇 ・一四	千價 二五〇 ・一四	千價 二五〇 ・一四	千價 一五〇 ・一四	千價 二五〇 ・一四

275.5
~~103~~

終